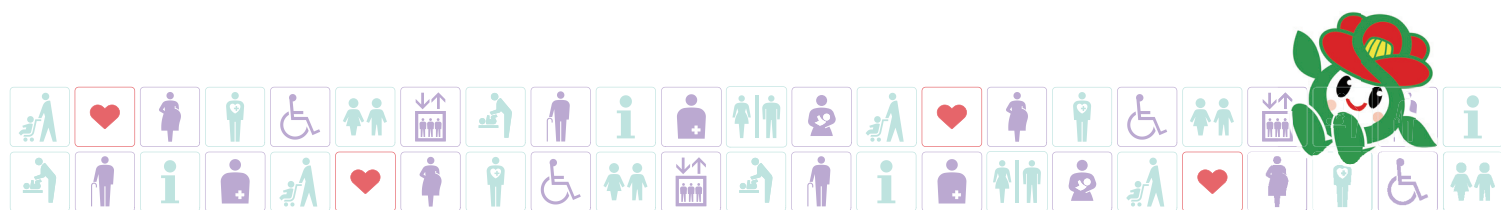




里庄駅周辺地区バリアフリー基本構想



令和 7 年 3 月

岡山県 里庄町

目 次

第1章 基本構想策定の背景と目的	1
1. 策定の背景と目的	1
2. バリアフリー法及び基本構想の概要	2
3. 基本構想の位置づけ	4
4. 目標年次	4
第2章 里庄町の現状、バリアフリーに関する現状と課題	5
1. 里庄町の現状	5
2. アンケート調査の実施	24
3. バリアフリーに関する現状と課題	31
第3章 基本理念と基本方針	33
第4章 重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路の設定	34
1. 重点整備地区の設定	34
2. 生活関連施設及び生活関連経路の設定	35
第5章 重点整備地区の整備方針	36
1. まち歩き点検ワークショップの実施	36
2. 生活関連施設・生活関連経路の移動等円滑化に関する方針	39
3. 特定事業等の設定	42
4. その他の移動等円滑化のために必要な事項	46
第6章 基本構想の実現に向けて	47
1. 基本構想の進行管理	47
2. 施設設置管理者間の連携	48
3. バリアフリー施策の展開	48
参考資料	49
1. 策定経緯	49
2. 協議会設置要綱	50
3. 協議会構成員名簿	52
4. アンケート調査結果（確報）	53
5. 用語集	83

※ 参考資料の用語集で説明のある用語には、*の記号を付けています。

※ 本文で使用する用語は、公用文を作成する場合の用字用語に準拠しています。

第1章 基本構想策定の背景と目的

1. 策定の背景と目的

今後のまちづくりにおいて、本町の最上位計画である「第4次里庄町振興計画」では、「子どもの元気な声が響き みんなの笑顔があふれるまち」の将来像を掲げており、また、都市計画の基本的な方針などを示している「里庄町都市計画マスタープラン」では、この将来像の実現に向けたコンパクトで利便性が高く持続可能なまちづくりを目指すこととしています。

また、国や県からは、ノーマライゼーション*の理念の浸透、ユニバーサルデザイン*の考え方の導入により、あらゆる人の利用を念頭においた施設のバリアフリー*化が求められています。

本町において、里庄駅は、町民の移動を支える旅客施設*ではありますが、改札口が南側のみとなっており、ホーム間の移動経路にエレベーターが設置されていないため、駅の南北に繋がるバリアフリールートが確保されていない状況です。

そこで、本町ではこのような背景を踏まえ、里庄駅を中心とした総合的なバリアフリー施策の推進に向けて、旅客施設や建築物、駐車場などを含めた施設の一体的なバリアフリー化や心のバリアフリー*の推進などを図っていくことを目的に、「里庄駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定します。

【コラム】知っていますか？まちの中のバリアフリーと心のバリアフリー

バリアフリーとは、多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）をなくすことです。多様な人たちのことが考慮されていない社会は、心身機能に障害がある人などにとって様々なバリアを生み出しています。障害の有無にかかわらず、高齢になっても、どんな立場でも、安心して自由に生活をするために、建物や交通機関などのバリアフリーとあわせて、一人ひとりが多様な人のことを思いやる心のバリアフリーを広げていきましょう。



資料：政府広報オンラインを基に作成

2. バリアフリー法及び基本構想の概要

平成 18 年に「高齢者、障害者等*の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法*」）が制定され、その後の社会情勢を受け、共生社会を実現し、社会的障壁を除去する法の理念を明確に示すとともに、更なるバリアフリー化の推進を図るため、バリアフリー法が改正されました（平成 30 年 11 月一部施行・平成 31 年 4 月全部施行）。法改正により、移動等円滑化促進方針（以下「マスタープラン」）制度や小中学校など移動等円滑化基準*適合義務の対象施設の拡充、教育啓発特定事業などが新たに位置づけられ、その後、施設管理者によるソフト面の対策強化や心のバリアフリーの更なる取組の推進を図るための法改正が加えて行われました（令和 2 年 6 月一部施行、令和 3 年 4 月全部施行）。

バリアフリー法では、高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性、安全性向上を図るために、公共交通機関、建築物、公共施設などのバリアフリー化を促進することとされています。

また、同法において、市区町村は、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針*」に基づき、旅客施設を中心とした地区や高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（移動等円滑化促進地区*（以下「促進地区」））及び重点整備地区*）について、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場*、都市公園、信号機などの「面的・一体的なバリアフリー化」を推進するために、マスタープラン及び移動等円滑化基本構想（以下「基本構想」）を策定するよう努めることとされています。

マスタープラン及び基本構想で定めるべき事項はおおむね重複していますが、基本構想では、重点整備地区において、面的・一体的なバリアフリー化を推進するために必要な事業を特定事業として定めることとしています。

なお、本町では、里庄駅周辺の面的・一体的なバリアフリー化を推進するため、里庄駅周辺を重点整備地区に位置づけ、特定事業の内容などを定めた基本構想を策定します。

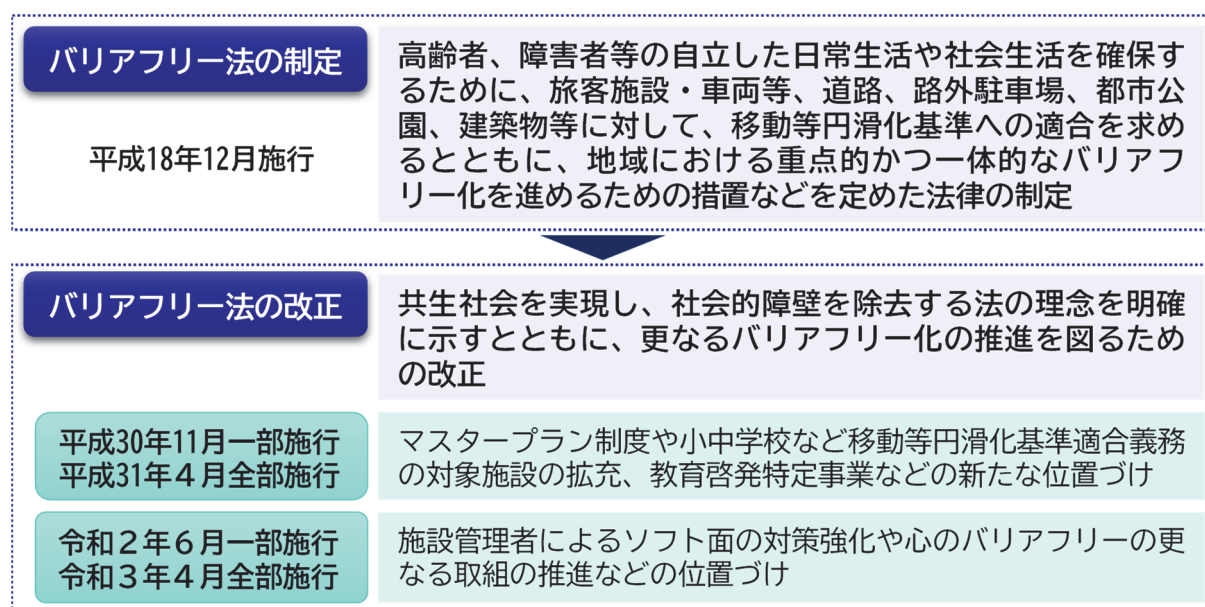


図1-1 バリアフリー法の経緯

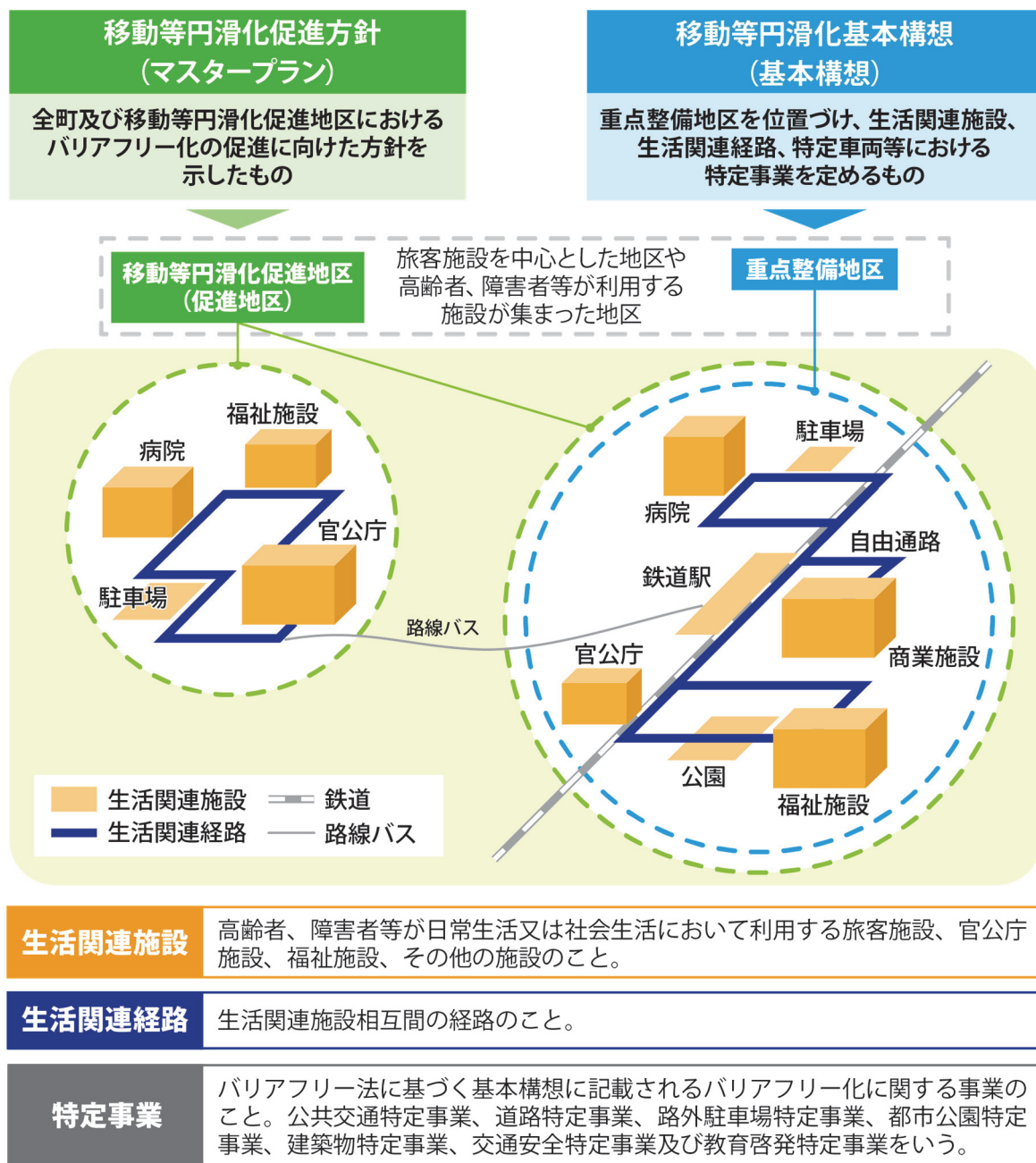


図1-2 マスタープラン・基本構想のイメージ

表 1-1 基本構想で定める事項

基本構想で定める事項 (「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第25条、第25条の2)	
- 重点整備地区の位置及び区域 - 生活関連施設*及び生活関連経路*並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項 - 移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項 - その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項 - 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努める - 市町村が行う重点整備地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる - おおむね5年ごとに、当該基本構想において定められた重点整備地区における特定事業その他の事業の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努める	

3. 基本構想の位置づけ

里庄駅周辺地区バリアフリー基本構想は、バリアフリー法及び国の定める移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、「第4次里庄町振興計画」などの上位・関連計画と整合を図りながら、バリアフリー化を推進するものとします。

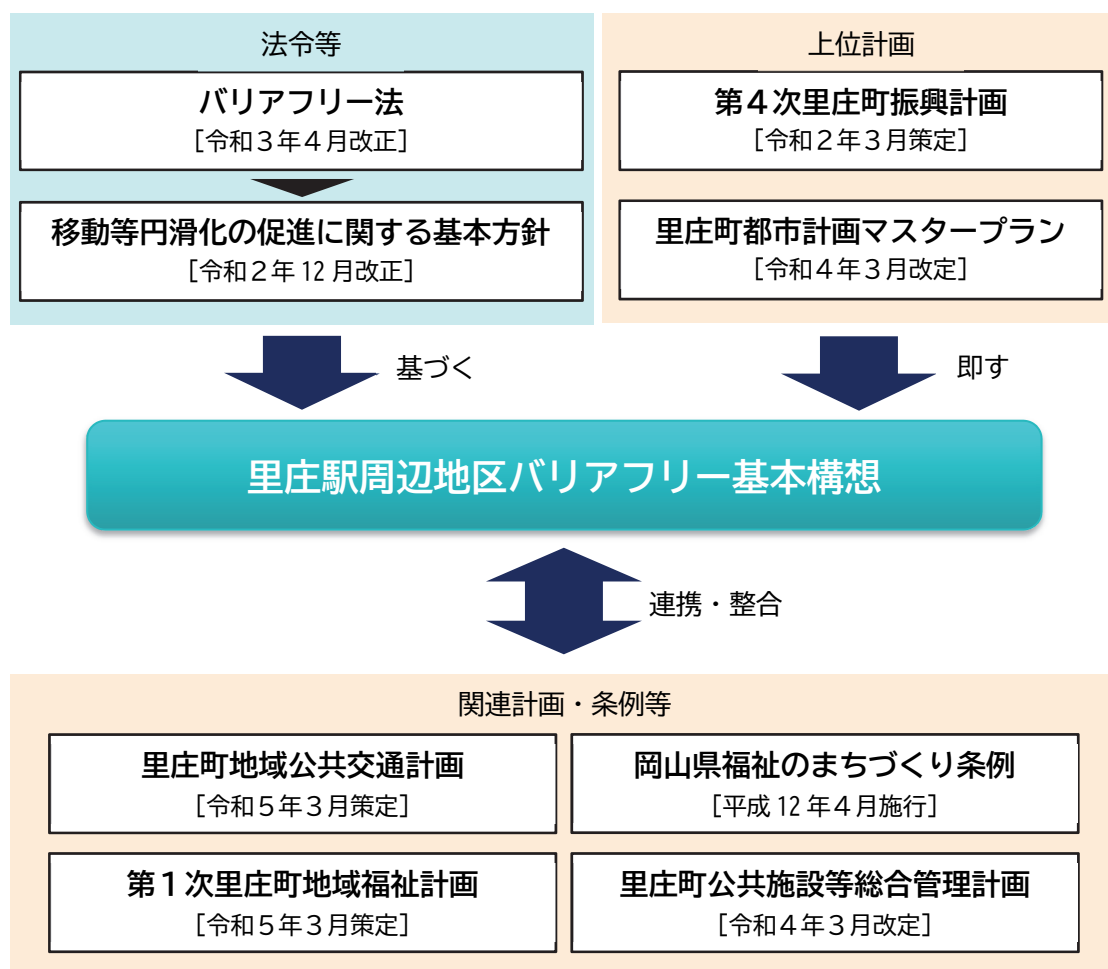


図1-3 基本構想の位置づけ

4. 目標年次

里庄駅周辺地区バリアフリー基本構想の目標年次は、令和26年度に設定し、位置づけた事業などについては目標年次までに達成することを目指します。

第2章 里庄町の現状、バリアフリーに関する現状と課題

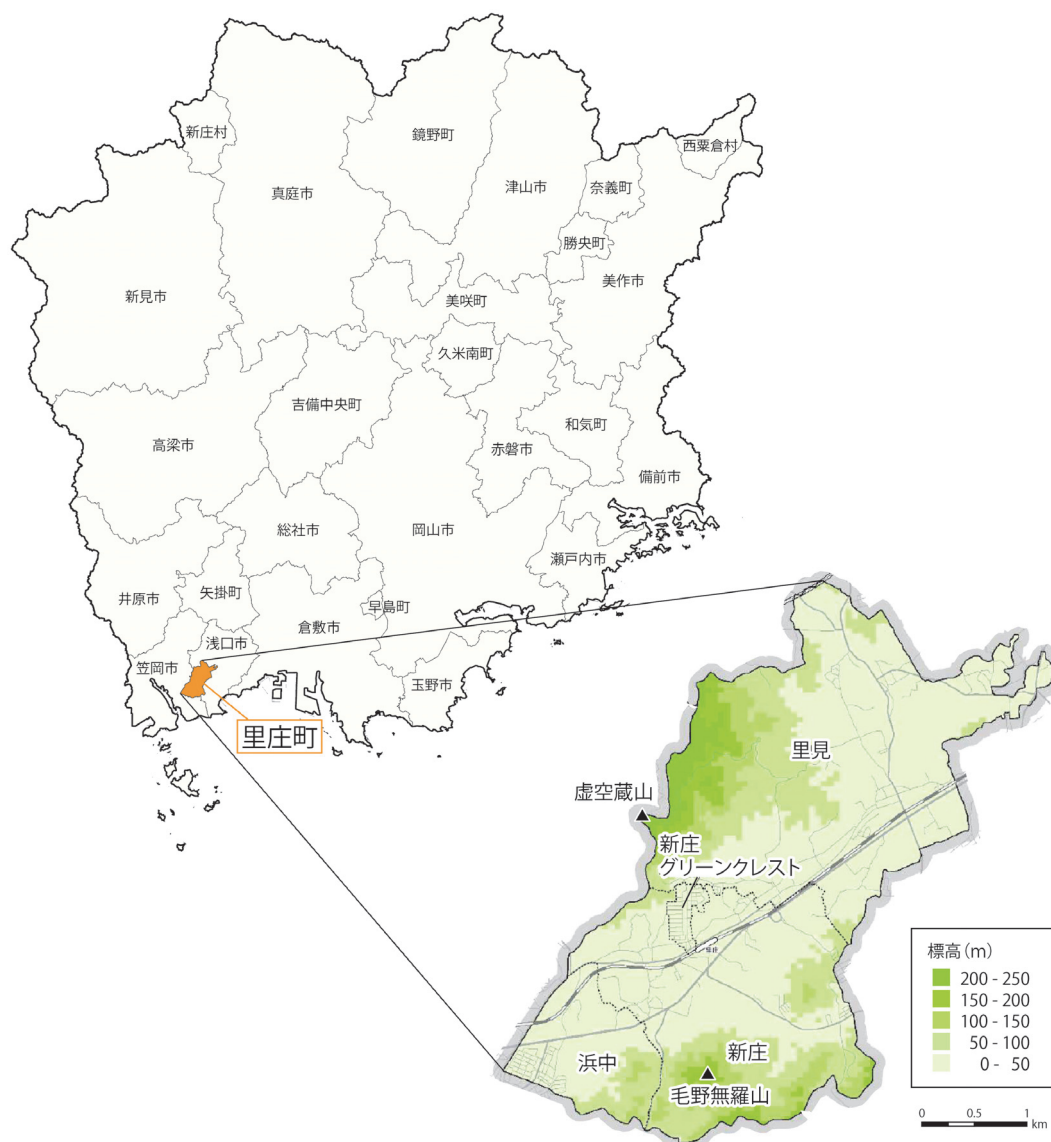
1. 里庄町の現状

(1) 位置及び地勢

本町は、岡山県南西部に位置する面積約 12.23 ㎢の岡山県で2 番目にコンパクトなまちであり、東側は浅口市、西側は笠岡市と接しています。

明治以降、新庄と浜中が新庄村となり、明治 38 年に里見村と合併して里庄村が誕生したのち、昭和 25 年に里庄町となり現在に至ります。

地勢については、町内の大半は標高 50m 未満の平坦地ですが、里見地区の西部に虚空蔵山、新庄地区の南部には毛野無羅山があり、標高 100～250m の丘陵地・山地があります。



出典：里庄町地域公共交通計画〔令和5年3月〕を基に作成

図2-1 位置及び地勢

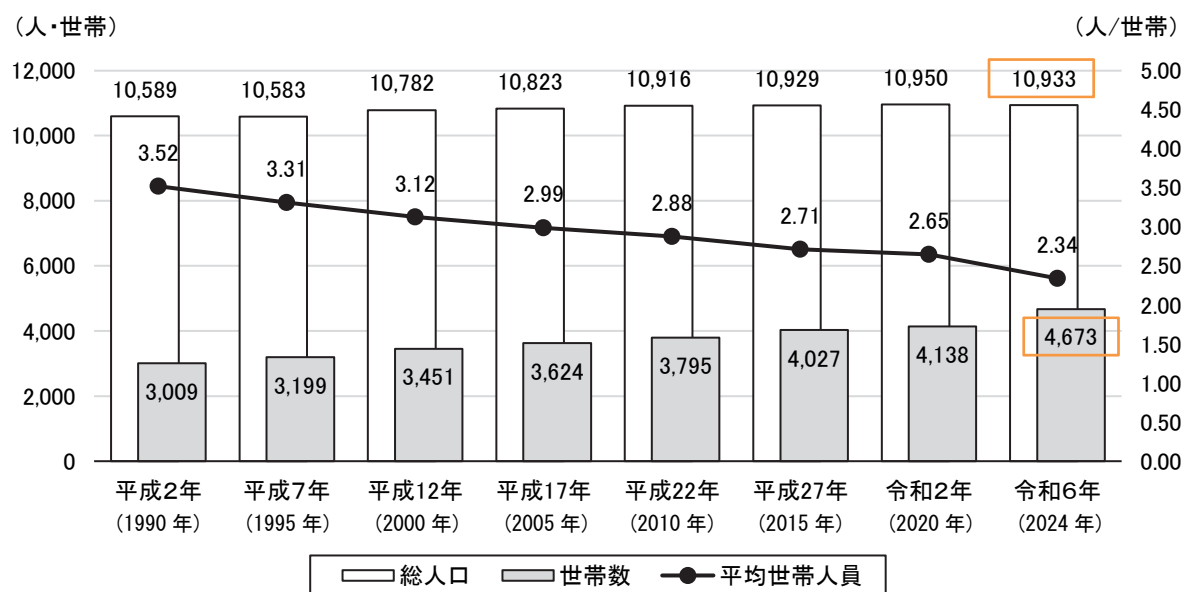
(2) 人口

① 人口・世帯数

令和6年時点では、人口は10,933人、世帯数は4,673世帯となっており、人口は令和2年から減少していますが、世帯数は増加しています。

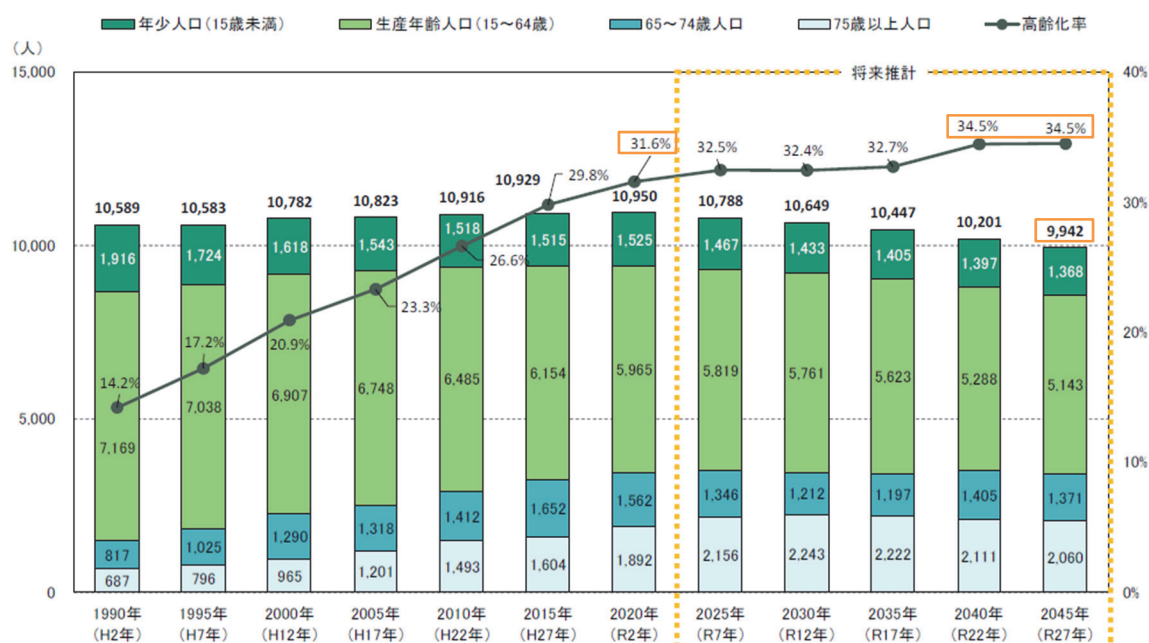
総人口の将来推計について、令和2年以降減少に転じた後も、減少基調で推移し、令和27年には1万人を割り込むと予測されています。

年齢別人口の将来推計については、少子高齢化が進み、令和2年の老年人口率（高齢化率）は31.6%となっており、令和22年には34.5%まで増加する見込みとなっています。



資料：国勢調査 令和6年(2024年)は住民基本台帳3月末時点

図2-2 人口・世帯数

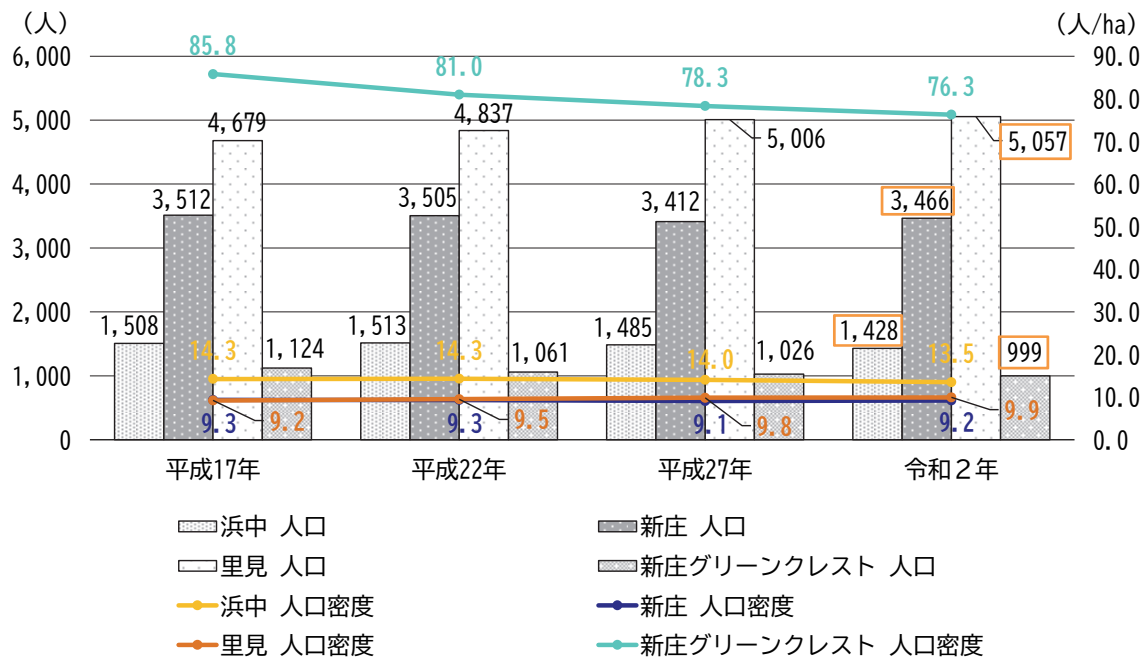


出典：里庄町地域公共交通計画 [令和5年3月]

図2-3 年齢別人口と高齢化率の推移

② 地域別人口

令和2年の各地区の人口について、浜中地区は1,428人、新庄地区は3,466人、里見地区は5,057人、新庄グリーンcrest地区は999人となっています。



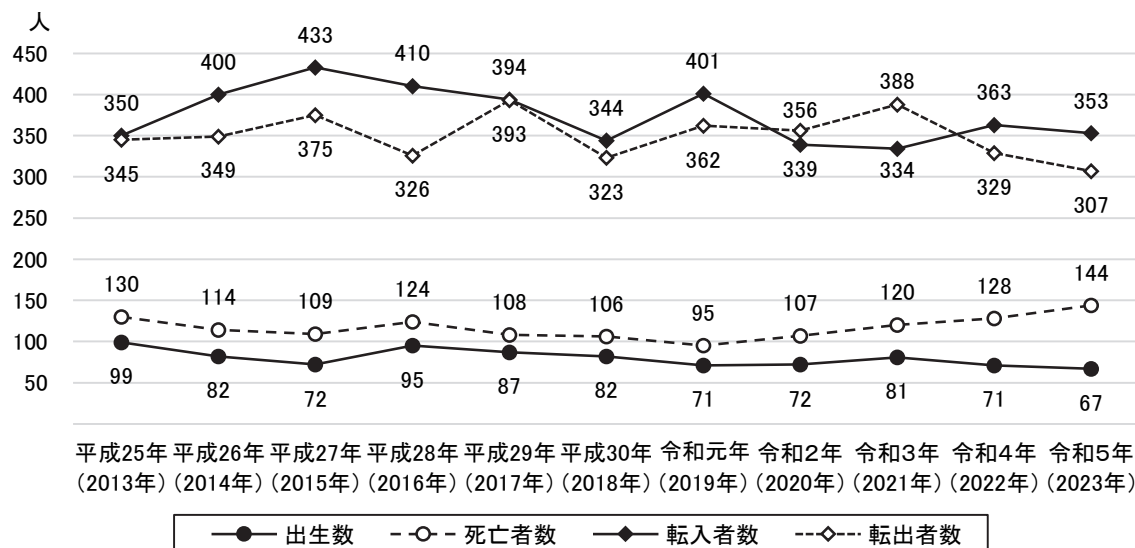
資料：国勢調査

図2-4 地区別の人口推移

③ 人口動態

自然動態では、例年、死亡者数が出生数を上回っており、人口減少の大きな要因となっています。

社会動態では、令和元年までは転入者数が転出者数を上回っていましたが、令和2年には転出超過となり、令和4年には再び転入者数が転出者数を上回っています。



資料：住民基本台帳(各年間数)

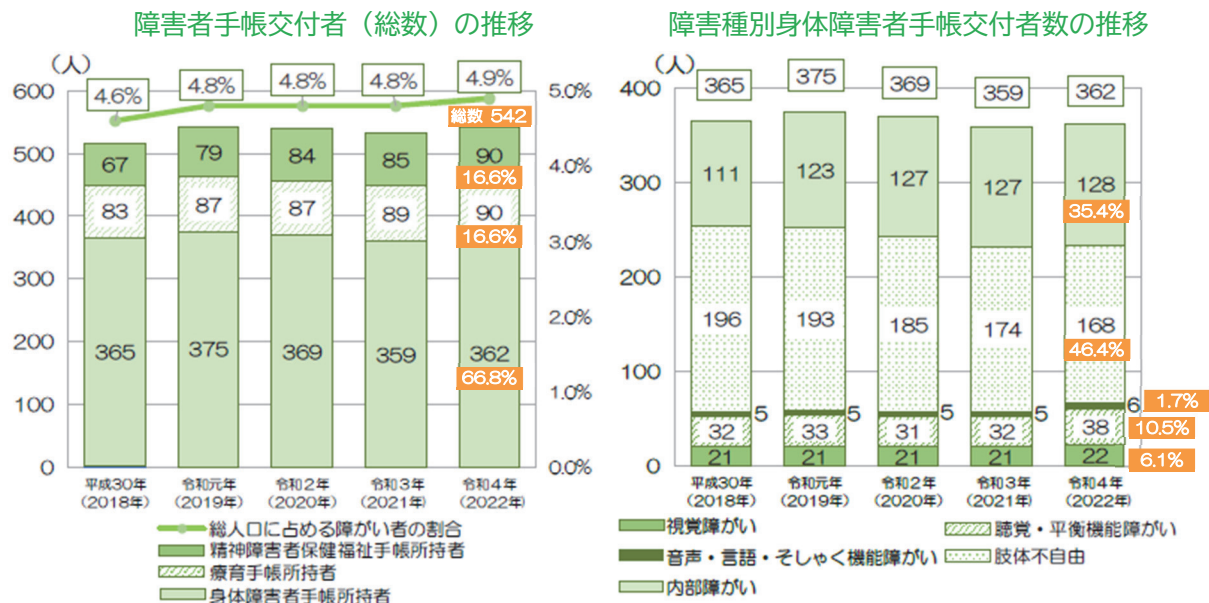
図2-5 社会動態

④ 障害者手帳交付者数

障害者手帳交付者（総数）は令和4年では542人となっています。また、総人口に占める障害者の割合は近年では4.8%前後で推移しています。

障害者のうち、身体障害者が約66.8%、知的障害者が約16.6%、精神障害者が約16.6%を占めています。

身体障害者のうち、約46.4%を肢体不自由が占めており、次いで内部障害が約35.4%、聴覚・平衡機能障害が約10.5%、視覚障害が約6.1%、音声・言語・そしゃく機能障害が約1.7%を占めています。

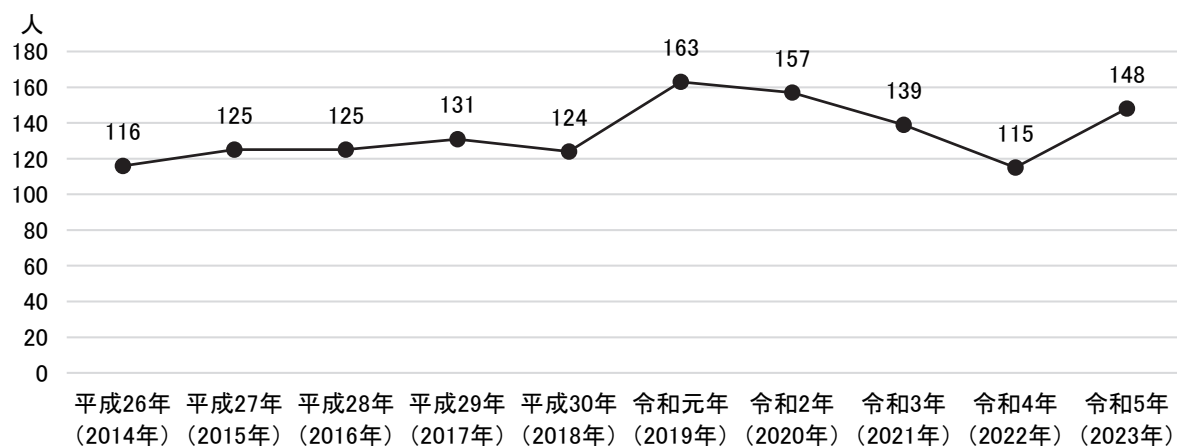


出典：第1次里庄町地域福祉活動計画〔令和6年3月〕

図2-6 障害者手帳交付者数の推移

⑤ 外国人人口

外国人人口は、令和元年の163人をピークに令和4年まで減少傾向にありましたが、令和5年には増加に転じています。



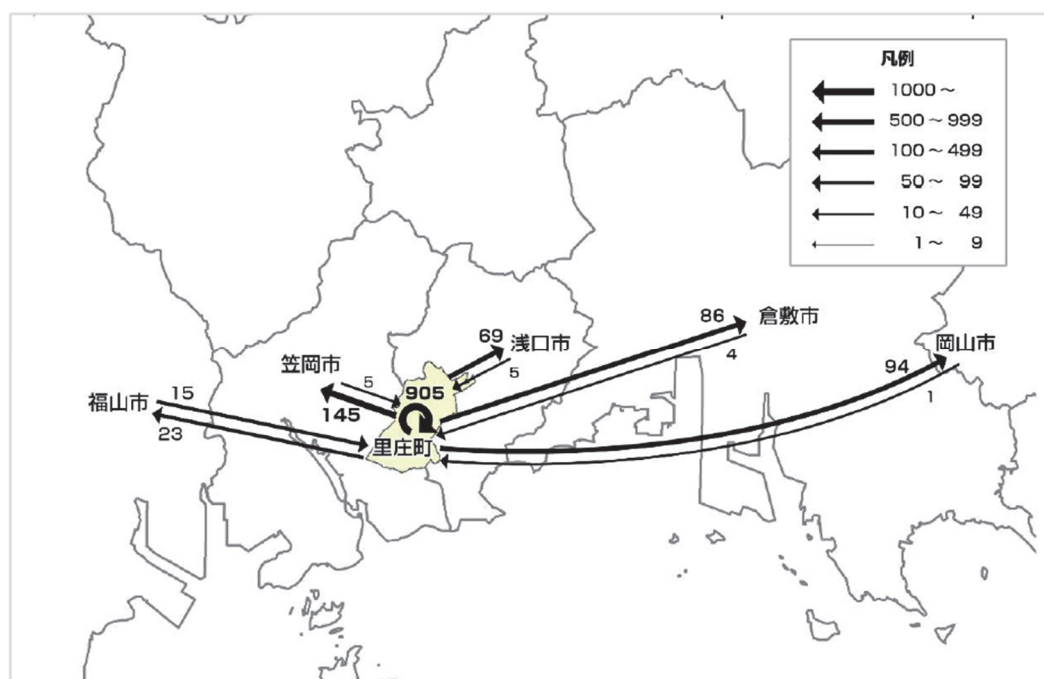
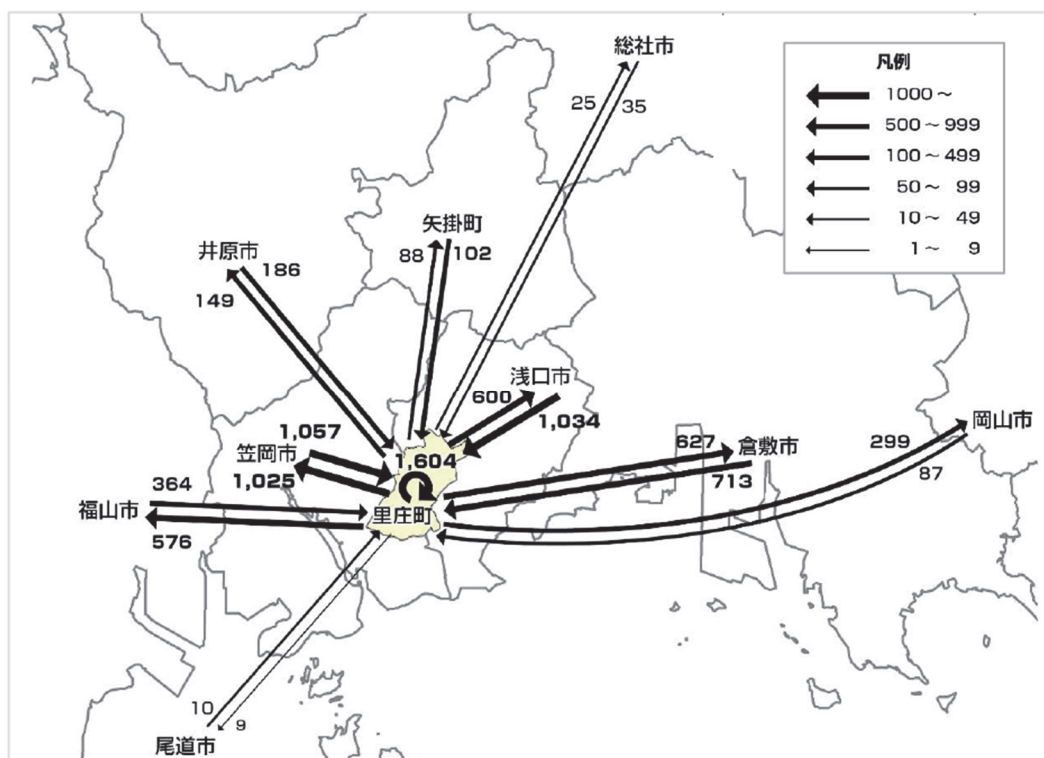
資料：法務省 在留外国人統計(各年12月末)

図2-7 外国人人口の推移

⑥ 通勤・通学先の状況

通勤については、町内での通勤が最も多く、町外からの通勤は笠岡市、浅口市、倉敷市の順に多くなっています。また、町外への通勤は笠岡市、倉敷市、浅口市の順に多くなっています。

通学については、町内には高等学校や大学などがいないため、町外からの通学はほとんどなく、笠岡市、岡山市、倉敷市への通学が多くなっています。



出典：里庄町地域公共交通計画〔令和5年3月〕（平成27年国勢調査結果を基に作成）

図2-8 通勤者（上）・通学者（下）の流動状況

(3) 公共交通

鉄道については、本町では JR 山陽本線が町域の東西を横断しており、町内には里庄駅が立地し、西には笠岡駅、東には鴨方駅が隣接しています。

バスについては、町内を運行する路線バスは里庄駅と浅口市寄島町との間を結ぶ「寄島～里庄線」1路線のみとなっています。

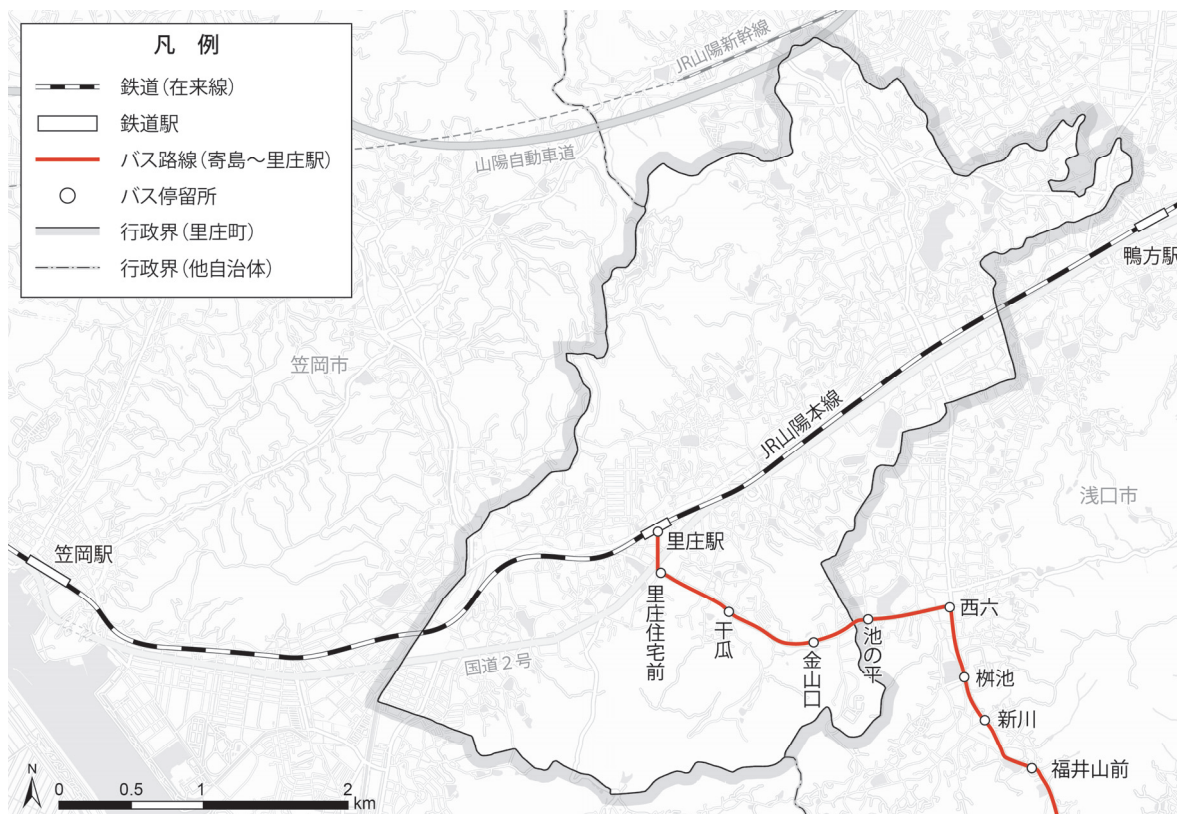


図 2-9 鉄道と路線バスの路線図

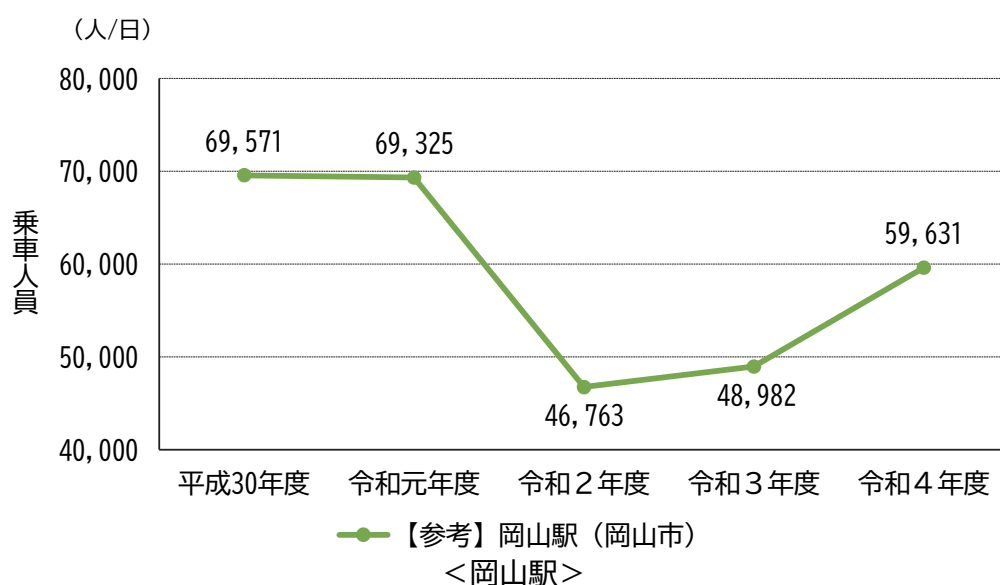
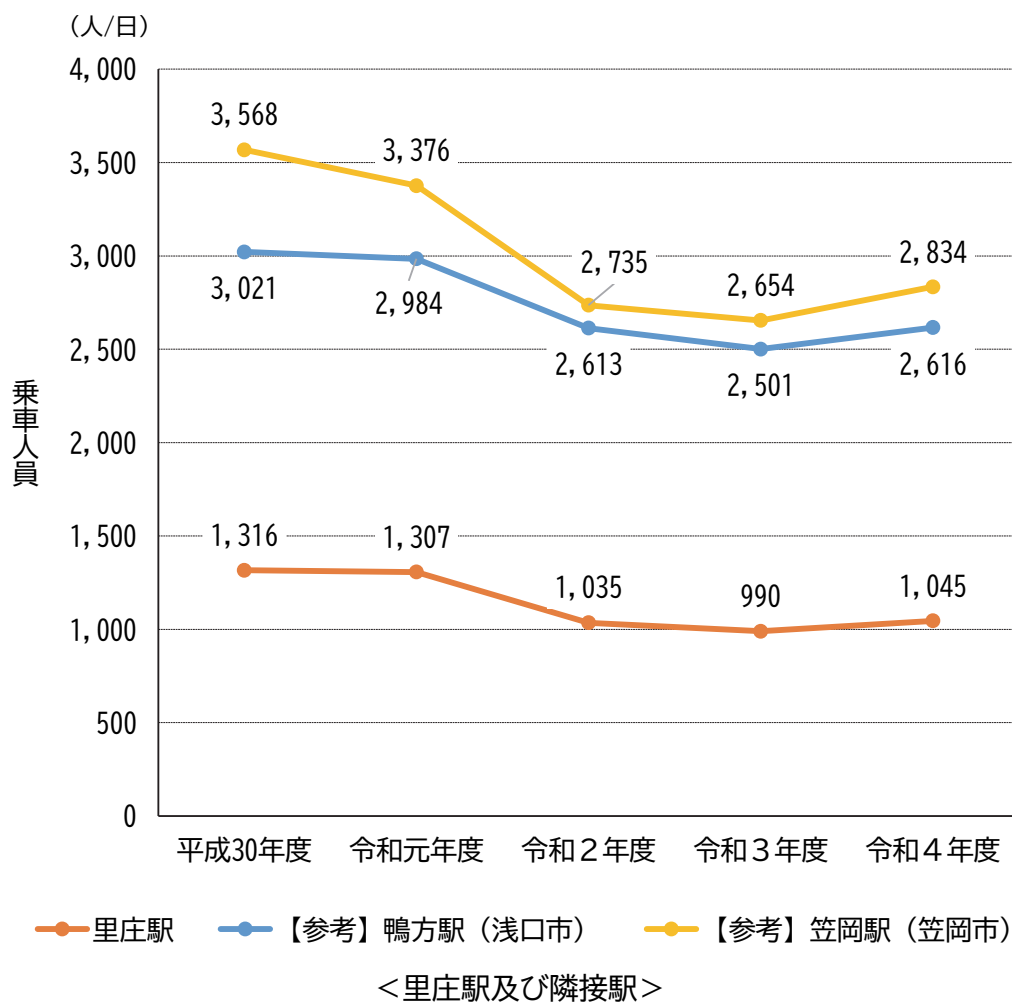
表 2-1 鉄道と路線バスの運行状況

種別	路線名	平日一日あたりの 運行回数	運行時間帯	運行事業者
鉄道	JR 山陽本線	49.5	5:10～0:13	西日本旅客鉄道(株)
路線バス	寄島～里庄線	7.0	6:57～19:27	(有)寄島タクシー

資料：里庄町ホームページ（令和6年11月14日現在）

① 鉄道駅の利用状況

里庄駅の乗車人員は、令和元年度までは1,300人/日程度で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、令和2年度以降は1,000人/日程度となっています。



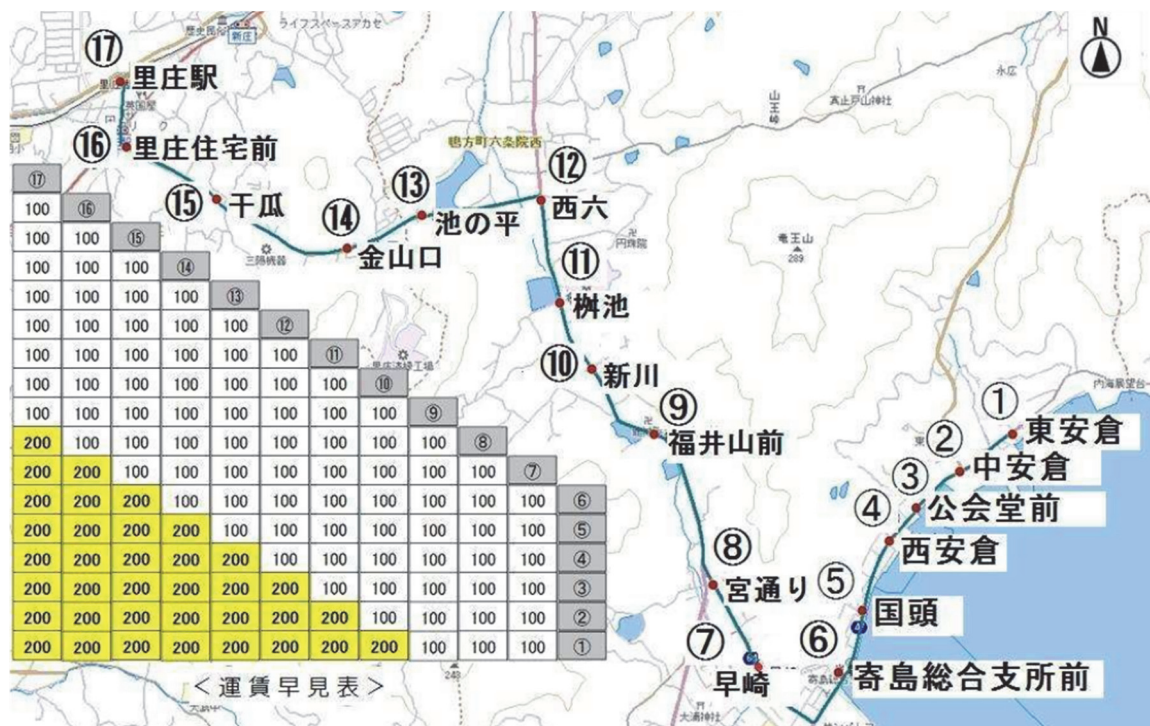
出典：岡山県統計年報

図2-10 鉄道駅の乗車人員

② 路線バスの利用状況

本町では、平成27年6月から有限会社寄島タクシーが路線バス「寄島～里庄線」1路線を運行しています。

路線バスの利用者は学生が多く、全体の2割強を占めています。また、利用者数は減少傾向にあり、令和5年度は令和元年度の5割強の水準まで減少しています。



出典：里庄町ホームページ

図2-11 バス路線図（寄島～里庄線）

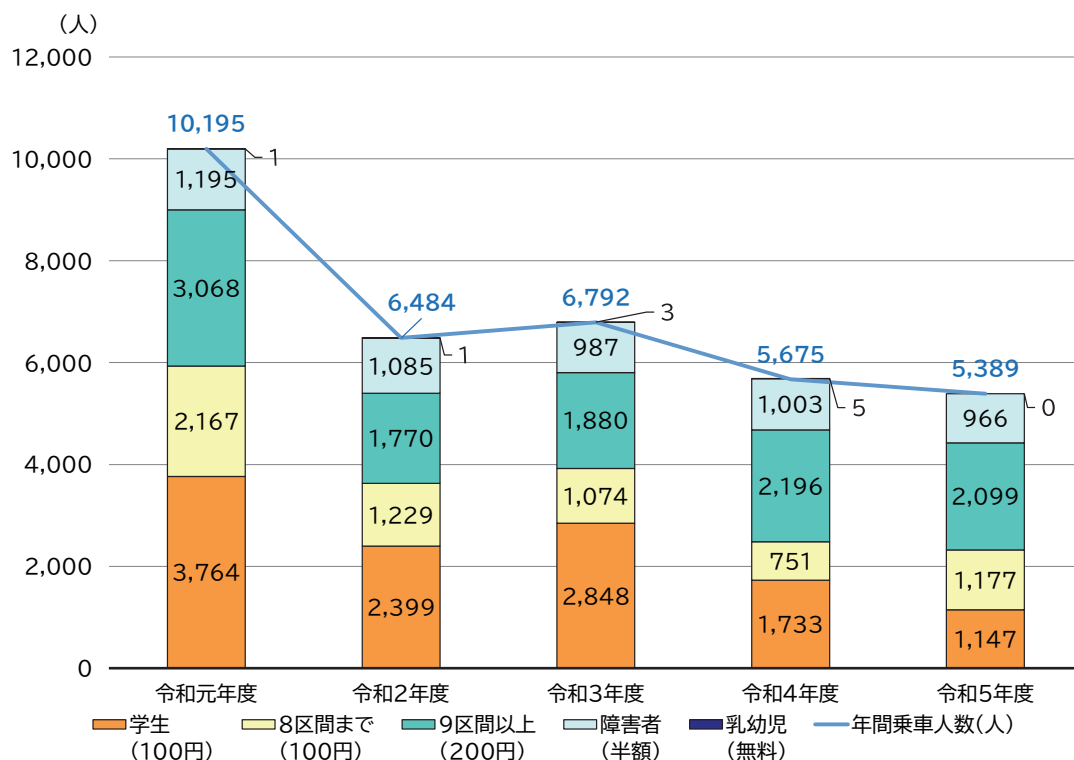


図2-12 路線バス「寄島～里庄線」の利用状況

③ タクシーの利用状況

町内には、タクシー事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者）が2社あり、それぞれの営業所から町域の端まではおおむね5 km 圏内であり、営業所に空車があればおおむね 10 分以内に配車できる範囲に町全域が含まれています。



事業者名	営業時間帯	町内の乗務員数	最大同時稼働台数
旭交通里庄（株）	7：00～25：00	6人	6台
（有）里庄タクシー	7：00～18：00 ※ 予約時は応相談	3人	3台

出典：里庄町地域公共交通計画〔令和5年3月〕

図2-13 タクシーの運行状況（令和7年1月1日時点）

① ハザードマップ

また、主には虚空蔵山や毛野無羅山の麓は土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域に指定されており、浜中地区の一部は津波浸水想定区域として公表されています。

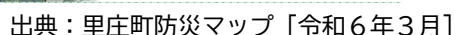


図2-14 ハザードマップ

② 避難場所

本町では、指定緊急避難場所が 33 箇所、指定避難所が 14 箇所、福祉避難所が 2 箇所、下表のとおり位置づけられています。

表 2-2 避難場所一覧（指定緊急避難場所・指定避難所）

地区名	番号	指定緊急避難場所	収容人員		災害種別			誘導消防団
			屋内	屋外	洪水	土砂災害	地震	
浜 中	①	浜中北公会堂	30	—	○	○	○	第1部
	②	浜中南公会堂	40	75	○	○		第1部
	③	浜中団地西公会堂	20	—	○	○		第1部
	④	浜中団地東公会堂	20	50	○	○		第1部
	⑤	君賀原公会堂	30	—	○	○	○	第1部
	⑥	浜中団地中央公園	—	800	○	○		第1部
新 庄	⑦	西ノ平公会堂	40	—	○	○	○	第2部
	⑧	八ツの公会堂	20	—	○	○		第2部
	⑨	川南公会堂	50	—	○	○	○	第10部
	⑩	干瓜公会堂	50	180			○	第10部
	⑪	堂迫公会堂	30	—	○	○	○	第10部
	⑫	金山公会堂	50	—	○	○	○	第10部
	⑬	駅前公会堂	40	—	○	○	○	第10部
	⑭	狭田公会堂	20	—	○	○	○	第3部
	⑮	宮地公会堂	25	50	○	○	○	第3部
	⑯	才申公会堂	20	—	○	○	○	第4部
	⑰	安広公会堂	20	—	○	○	○	第12部
	⑱	西平井公会堂	40	300	○	○	○	第12部
	⑲	南平井公会堂	20	—	○	○	○	第12部
里 見	⑳	岩村公会堂	30	—	○	○	○	第9部
	㉑	津江公会堂	20	200	○	○		第9部
	㉒	古井公会堂	20	—	○			第8部
	㉓	殿迫公会堂	40	—		○	○	第6部
	㉔	本村公会堂	40	20		○		第7部
	㉕	高岡公会堂	40	—			○	第13部
	㉖	屋中公会堂	20	—	○	○	○	第13部
	㉗	手ノ際公会堂	20	15		○		第6部
	㉘	東平井公会堂	20	—	○	○		第12部
	㉙	明地公会堂	30	—	○	○		第11部
	㉚	岩村コミュニティ広場	—	800	○	○	○	第9部
	㉛	林地区公園	—	100	○	○	○	第8部
	㉜	つばきの丘運動公園	—	3,000	○	○	○	第11部
カノカス	㉝	GC東公会堂	30	400	○	○		第2部

地区名	番号	指定避難所	収容人員		災害種別		
			屋内	屋外	洪水	土砂災害	地震
浜 中	①	仁科会館(西公民館)	300	800	○	○	○
	②	里庄西小学校	500	2,000	○	○	○
	③	里庄西幼稚園	100	300	○	○	○
	④	駅前コミュニティセンター	50	—	○	○	○
新 庄	⑤	東公民館	200	500	○	○	○
	⑥	里庄東小学校	500	1,000		○	○
	⑦	里庄東幼稚園	100	300		○	○
	⑧	里庄町立図書館	200	1,000	○	○	○
	⑨	里庄中学校	500	3,000	○	○	○
	⑩	里庄武道館	400	—	○	○	
	⑪	里庄総合文化ホール	300	—	○	○	○
	⑫	里庄町健康福祉センター	250	—	○	○	○
	⑬	中央公民館(老人福祉センター)	300	—	○	○	
	⑭	里庄町福祉会館	300	—	○	○	

出典：里庄町防災マップ〔令和6年3月〕

表 2-3 福祉避難所一覧

(平成31年4月1日現在)

番号	施設名	所在地	電話番号	種別
1	里庄町介護老人保健施設 里見川荘	浅口郡里庄町里見7350	0865-64-6111	介護老人 保健施設
2	里庄町四つ葉の家	浅口郡里庄町里見2602-3	0865-64-1070	障 害 者 支援施設

出典：里庄町地域防災計画〔令和3年3月〕

(5) 施設の立地状況

本町では、里庄町役場周辺に公共施設が特に集積しています。



出典：里庄町都市計画マスタープラン[令和4年3月改定]

図2-15 町内公共施設の立地状況

(6) まちづくりの方向性

本基本構想の上位・関連計画にあたる各計画の概要を以下に示します。

① 岡山県福祉のまちづくり条例

岡山県福祉のまちづくり条例では、バリアフリー社会の実現を目指して、バリアフリーの推進方策を示しています。

岡山県では、県、市町村、県民、事業者が互いに力を合わせ、県民総参加のもとに「心」「情報」「物」の3つのバリアフリーを推進し、誰もが自由に行動し安全で快適に生活できるバリアフリー社会の実現に取り組むこととしています。

岡山県福祉のまちづくり条例〔平成12年4月施行〕

■基本的な視点

みんな（県・市町村・県民・事業者）で3つのバリアフリーを進めます

① 心のバリアフリー

高齢者、障害者等への理解を深め、思いやりの心をもって取り組むために

- ・啓発活動
- ・教育・学習機会の提供
- ・ボランティア活動

② 情報のバリアフリー

安全で快適な生活に必要な情報がいつでも利用できるように

- ・情報提供
- ・相談・アドバイス
- ・コミュニケーション手段の確保

③ 物のバリアフリー

誰もが利用しやすいまちづくりを進めるために

- ・生活関連施設の整備
- ・交通環境、公共車両等、公共工作物、住宅等の整備

■特色

① 3つのバリアフリーの推進

施策の基本方針を「心」「情報」「物」の3つのバリアフリーとしています。

- ・施策の基本方針（条例第8条）

② 身近な建築物等からの効果的なバリアフリー

生活関連施設の効果的なバリアフリー化を図るために、用途・規模に応じた整備基準や手続を定め、小規模で身近な店舗なども届出の対象とするとともに、2,000㎡以上の大規模な建築物は協議の対象として計画の早い段階から、情報提供や指導助言等を行うこととしています。

- ・届出又は協議の対象施設を区分（条例第19条、第20条）
- ・届出・協議対象となる整備項目を用途・規模に応じて規定（規則第5条、第10条）

③ バリアフリー設備の表示

高齢者、障害者等が生活関連施設を利用しやすくするために、車椅子利用者用便房、エレベーター等の整備基準に適合しているバリアフリー設備の表示に努めることとしています。

- ・整備基準適合の表示（条例第17条）

④ 高齢者、障害者等も参加するバリアフリーの推進

特定生活関連施設がより効果的にバリアフリー化されるように、施設の計画・設計段階から、高齢者、障害者等の意見を聴くことに努めることとしています。

- ・高齢者、障害者等の意見（条例第21条）

② 第4次里庄町振興計画（前期基本計画）

第4次里庄町振興計画（前期基本計画）は基本構想と基本計画からなり、基本構想では基本理念や将来像、まちづくりの柱などについて以下のように示しています。また、基本計画においては、基本構想で示した基本目標に基づいた施策をとりまとめており、バリアフリーに関する施策を以下に示します。

第4次里庄町振興計画（前期基本計画）〔令和2年3月策定〕＜基本構想＞

■計画期間

令和2年度～令和11年度

■将来像

子どもの元気な声が響き みんなの笑顔があふれるまち

■目標人口

令和47年：9,972人

■重点施策

- 1：若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる
- 2：魅力あるまちをつくり、人口流入を促進する
- 3：地域の経済を振興し、安心して働けるようにする
- 4：地域住民が活躍し、豊かな暮らしを実現するとともに、時代に合った地域社会を育む

■施策の大綱

基本目標1：元気でいきいきと暮らせるまち【保健・医療・福祉】

基本目標2：希望を持ち、豊かな心を育むまち【教育・文化・スポーツ】

基本目標3：快適で安全・安心なまち【生活環境】

基本目標4：自然と共生する美しいまち【環境保全】

基本目標5：人が集い交流するまち【都市基盤】

基本目標6：活力と魅力あふれる元気なまち【産業】

基本目標7：町民とともに創る持続可能なまち【町民参加・行財政】

■土地利用の基本方針

町民の豊かな暮らしの確保や若者に魅力あるまちづくりを通じて、地域の活性化を推進していくとともに、人や環境にやさしいまちづくりを推進するため、快適で緑豊かなコンパクトなまちを形成することを目標としている。

第4次里庄町振興計画（前期基本計画）〔令和2年3月策定〕＜基本計画＞

■関連施策

基本目標1：元気でいきいきと暮らせるまち【保健・医療・福祉】

基本施策	1-1：地域福祉の推進
------	-------------

個別施策	(4)福祉のまちづくりの推進
------	----------------

取組方針	高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活を行うために岡山県福祉のまちづくり条例やバリアフリー新法に基づき公共施設の整備・改善を推進します。
------	--

【主な取組】◆バリアフリーのまちづくりの推進

第4次里庄町振興計画（前期基本計画）〔令和2年3月策定〕＜基本計画＞

基本施策	1－4：障がい者福祉の充実
個別施策	(5)社会参加の促進
取組方針	障がいのある人が積極的に社会参加できるよう、手話奉仕員の養成等を行い、地域活動やスポーツ・文化活動等への社会参加を支援します。 障がいのある人の多様な活動、社会参加や自己実現を支えるサービスとして今後も移動支援サービスの強化を図ります。 手話をきっかけに障がい者に対する理解を深め、さらに地域で障がい者を支える環境づくりを目指します。 【主な取組】◆地域支援体制の充実 ◆移動支援サービスの充実 ◆手話奉仕員の養成
基本施策	3－3：防災・減災対策の推進
個別施策	(1)防災体制の充実
取組方針	風水害や地震等の災害に備え、避難路の安全確保や災害時に避難支援が必要な高齢者・障がいのある人等の情報把握を行うとともに、防災情報の伝達方法及び避難誘導等の支援体制の確立を図ります。 【主な取組】◆災害時要配慮者への支援体制の構築
基本施策	5－3：公共交通機関の利用促進
個別施策	(1)公共交通の適正な維持
取組方針	交通弱者に配慮した施策をさらに推進するため、利用者の声を聞きながら里庄駅構内のバリアフリー化等について、JR 西日本に要望を行い駅の利便性の向上を図ります。 引き続き町営駐車場を適切に運営するとともに、近隣駅周辺の動向に対応した運営方法の検討を行います。また、駅前整備事業の実施にあたり、里庄駅前駐車場の利用方法について検討します。 路線バス(寄島里庄線)について、沿線住民の大切な足には変わりないため、引き続き浅口市及び運行事業者と連携し、国や県の動向も踏まえながら、路線バスの維持を図っていきます。また、国道2号バイパスの整備も踏まえ、利用者の増加を促進します。 【主な取組】◆路線バスの維持・存続に向けたニーズ把握 ◆町営駐車場の利用促進やあり方の検討
基本施策	5－3：公共交通機関の利用促進
個別施策	(2)地域交通の充実
取組方針	公共交通の空白地帯や地域の実情に応じて、路線バス等の交通手段との連携・調整を図りながら、高齢者の日常生活の利便性確保に向けて、コミュニティバス*やデマンド型交通*といった多様な運行形態の導入に向けて検討を行います。 【主な取組】◆コミュニティバス等の検討
基本施策	7－2：情報バリアフリーの推進
個別施策	(1)情報アクセシビリティ*の確保
取組方針	高齢者や障がい者を含む誰もが公共分野のホームページやウェブシステムを利用することができるよう、ウェブアクセシビリティに関する JIS 規格に則ったウェブサイトの構築に配慮します。 【主な取組】◆町ホームページの充実

③ 里庄町都市計画マスタープラン

里庄町都市計画マスタープランでは、里庄駅周辺を交流拠点に位置づけて、町が目指す市街地形成に向けた方針を示しています。

里庄町都市計画マスタープラン〔令和4年3月改定〕

■対象区域

都市計画区域である里庄町全域

■計画期間

令和3年～令和23年

■まちの将来像

子どもの元気な声が響き みんなの笑顔があふれるまち

■基本理念

笑顔あふれる 安全・安心・快適なまち 里庄

■基本方針

全体方針：人口減少・少子高齢化に対応した持続可能な都市経営

○方針1：効率的・効果的な土地利用の推進

○方針2：暮らしの利便性や地域活力の向上に資する交通ネットワークの構築

○方針3：潤いとゆとりのある豊かなまちの創造

○方針4：誰もが安心して暮らせるまちの創出

■将来都市構造

里庄駅周辺は交流拠点に位置づけられており、日常的に利用する商業施設など生活利便施設の誘導を図り、交通結節点としてのアクセス性と利便性の高い市街地形成に努めることとしている。

■関連方針

2. 道路・公共交通等の方針

1) 生活の利便性や都市間のアクセス性を高める機能的な道路網の整備

・社会経済情勢の動向等を踏まえつつ、都市計画道路の配置や規模などを検証した上で、必要に応じて計画の見直しを行い、生活の利便性や都市間のアクセス性の向上のため、効率的な幹線道路の整備を進めます。

2) 安全・安心・快適な生活道路の維持・整備

・通学路や不特定多数の歩行者が通行する道路について、歩道の確保や拡幅、交通安全施設の整備、バリアフリー化などを進めます。

3) 高齢者等の交通弱者に配慮した公共交通の構築

・交通弱者等の移動手段の確保、環境負荷の低減などの観点から、地域特性やニーズを踏まえつつ、コミュニティバスやデマンド型交通など、多様な手段を検討し、持続可能な公共交通サービスの構築を図ります。

・公共交通の利用促進に向けた基盤整備や情報提供などを図ります。

・里庄駅周辺では、町営駐車場の効果的な運営を継続するとともに、駅前広場や街路整備など、交通結節機能の維持や向上に寄与する施策を検討します。また、里庄駅の利便性の向上を図るため、駅構内のバリアフリー化などの施設整備を引き続き JR 西日本に要望していきます。

4. 安全・安心なまちづくりの方針

2) 国土強靱化に向けた防災・減災対策の推進

・災害時の避難や救助活動の拠点となる公共施設の耐震化を図るとともに、避難路や避難所の安全確保に努めます。

3) 防犯や福祉等の安心感の確保

・すべての人が平等に生活し、共にいきいきと活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の考えに基づき、不特定多数が利用する公共施設等のバリアフリー化など、暮らしにおけるユニバーサルデザインを推進します。

④ 里庄町地域公共交通計画

里庄町地域公共交通計画では、公共交通の需要の低迷や高齢社会の進行に伴う地域に最適な交通手段の確保、高齢者等が外出しやすい交通体系の構築などの課題を解決するため、各課題への対応方針や基本目標、その実現に向けた取組を示しています。

関連施策として、里庄駅の利用環境の改善やタクシーの利用促進、情報提供などによる公共交通の利用促進などを設定しています。

里庄町地域公共交通計画〔令和5年3月策定〕

■計画区域

里庄町全域

■計画期間

令和5年度～令和9年度

■基本理念

くらしを支え、地域に根ざした公共交通で住みやすいまちをめざして

■基本方針

基本方針1：地域の資源を活かし、交通弱者の移動手段を確保する

基本方針2：公共交通を利用したくなる環境をつくる

基本方針3：関係者で力を合わせ、持続可能な公共交通を実現する

■関連施策

・交通弱者の移動手段の確保

タクシー料金助成事業の継続、拡充に取り組み、高齢者等の交通弱者が安心して生活するための移動手段を確保します。

・里庄駅の利用環境の改善

駅構内のバリアフリー化や駅前整備事業について、引き続き検討します。

駅周辺の町営駐車場を適切に運用し、パーク＆ライド*機能を維持します。

・タクシーを利用したくなる環境づくり

現在、タクシーの代理予約等を行っている町内の医療機関・商業施設について、必要に応じて協議の上、待合機能の維持を図ります。

高齢者や子育て世帯の利用増加を想定し、タクシー事業者が車両等の整備や接客等の研修を行う場合の支援を検討します。

・情報提供等による新規利用者の獲得

里庄駅において、観光客やビジネス客といった町外からの来訪者に対して情報提供を行い、公共交通の利用を促進します。

⑤ 里庄町公共施設等総合管理計画

里庄町公共施設等総合管理計画では、町内の公共施設の全体を把握し、長期的な視点を持って、公共施設等の総合的な管理を推進するため、基本方針と計画実現のための主な方策を示しています。

里庄町公共施設等総合管理計画〔令和4年3月改定〕

■計画期間

平成29年度～令和8年度

■公共施設等のマネジメントの基本方針

【基本方針1】総量縮減の推進

【基本方針2】既存施設の保全（点検・診断、長寿命化）

【基本方針3】多様な主体による施設サービスの提供

【基本方針4】地方創生への施設の活用

【基本方針5】将来的な住民ニーズへの対応

■公共施設等のマネジメントの推進方針

【推進方針1】総量縮減の推進

（1）公共施設

- ・役場を中心とした都市拠点等の形成を図り、人口減少・少子高齢化時代の到来に対応し、高齢者、子育て世帯等あらゆる世代の人にとって生活の利便性が高まるように、アクセス機能を高め、行政施設や文化施設、福祉施設等の機能強化・集約化を目指し、コンパクトシティとして町の顔づくりに努めます。

（2）インフラ

- ・道路や橋梁等のインフラ整備に当たり、住民ニーズを的確に捉え、かつ財政状況を加味し、中長期的な視点から真に必要な整備を計画的に行います。

【推進方針5】将来的な住民ニーズへの対応

（2）ユニバーサルデザイン化

- ・「ユニバーサルデザイン2020行動計画」におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、誰もが安心・安全に利用しやすい施設となるために、公共施設等の改修・更新を行う際には、利用者のニーズや状況を踏まえ、ユニバーサルデザイン化を進めます。

⑥ 第1次里庄町地域福祉計画

第1次里庄町地域福祉計画では、地域課題を踏まえた必要なサービスを明らかにし、町民と地域、町が協働で進めるまちづくり体制の基本指針を示しています。

第1次里庄町地域福祉計画〔令和5年3月策定〕

■計画期間

令和5年度～令和9年度

■基本理念

みんなでつながり、元気と“あい”があふれるまち里庄町
～であい ふれあい ささえあい たすけあい 地域愛のあふれたまちづくり～

■基本目標

基本目標1 支え合い・助け合いのまちづくり

基本目標2 一人ひとりの生活を包括的に支えるまちづくり

基本目標3 いつまでも安心して暮らせるまちづくり

■関連する基本施策

基本目標1（2）福祉意識の向上

① 福祉教育の推進

○学校や関係団体、地域が連携し、高齢者や障がいのある人、幼児等との交流事業や体験学習を実施します。また、高齢者や障がいのある人、子育て家庭への支援等についての学習機会を提供し、福祉の心の向上を図ります。

基本目標2（1）包括的な支援体制の構築

① 情報提供・相談支援体制の充実

○高齢者や障がいのある人など、誰にでもわかりやすい情報提供を心がけるとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣をするなど、情報のバリアフリー化を推進します。

基本目標3（1）住み続けられる環境の整備

① バリアフリーのまちづくりの推進

○すべての人が住みやすいまちづくりを目指し、道路、駅、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れた整備を推進します。
○地域の要望や町民からの通報等による修繕箇所について、迅速に対応し、安全・安心な環境維持に努めます。

② 公共施設・地域公共交通の整備

○民間事業者との連携を図り、町民のニーズに対応した公共施設や地域公共交通の整備を図ります。
○タクシー料金助成事業については、利用者数の増加を見込みながら事業の推進を図ります。また、タクシー以外の代替手段による施策についても町全体で検討し、新たなサービスの創出を目指します。

2. アンケート調査の実施

(1) 調査概要

里庄駅及び周辺の施設に関して、日頃、町民の皆様が感じているバリアフリー上の課題などについてのご意見をいただき、基本構想策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

表2-4 調査概要

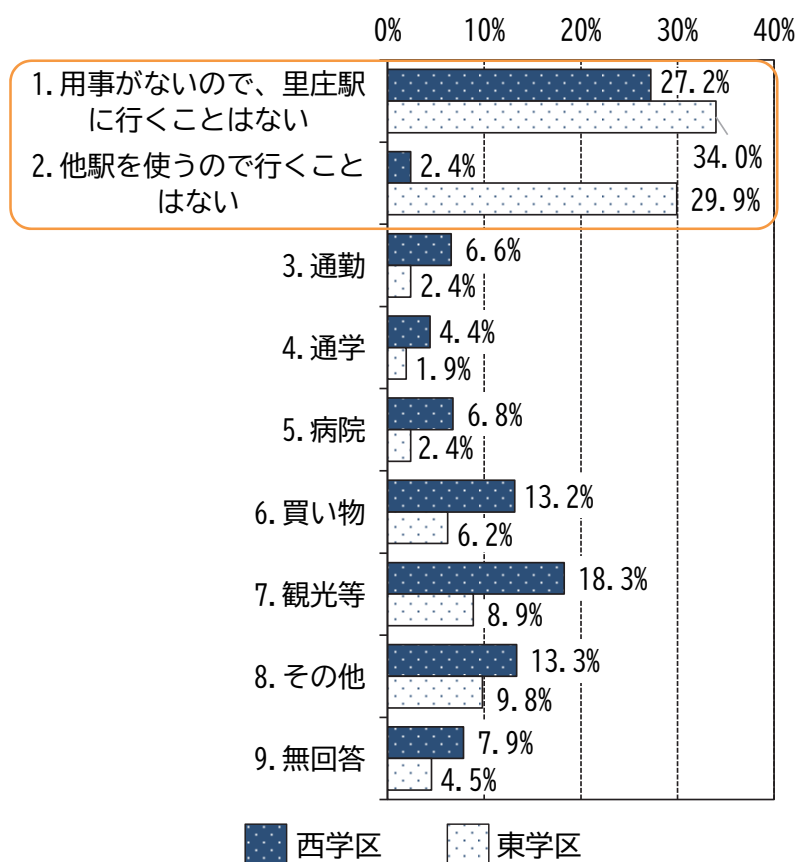
項目	内容
調査期間	令和6年6月27日(木)～令和6年7月19日(金)
調査対象	● 町民(無作為抽出):配付2,000人／回答1,003人(回答率50.2%) ● 里庄駅の利用者:回答58人
調査方法	<町民> ● アンケート調査票の郵送 ● Google FormによるWebアンケート調査 <里庄駅の利用者> ● 町職員による街頭アンケート調査 ● Google FormによるWebアンケート調査
調査内容	● 個人属性(年齢、居住エリア) ● 歩行手段 ● 里庄駅の利用目的 ● 里庄駅への交通手段 ● 里庄駅構内及びその周辺の施設の移動のしやすさ・安全性・利便性 ● 里庄駅の将来的なあり方

(2) 調査結果の概要

アンケート調査結果のうち、特徴的な傾向や里庄駅の将来のあり方について以下に示します。

① 里庄駅の利用目的

- 里庄駅周辺地区が含まれている西学区では、里庄駅を利用しない人が全体の3割未満となっています。それに対して、里庄駅から離れている東学区では、里庄駅を利用しない人が全体の6割以上を占めています。
- 他駅利用者のうち、約9割が鴨方駅を利用しています。

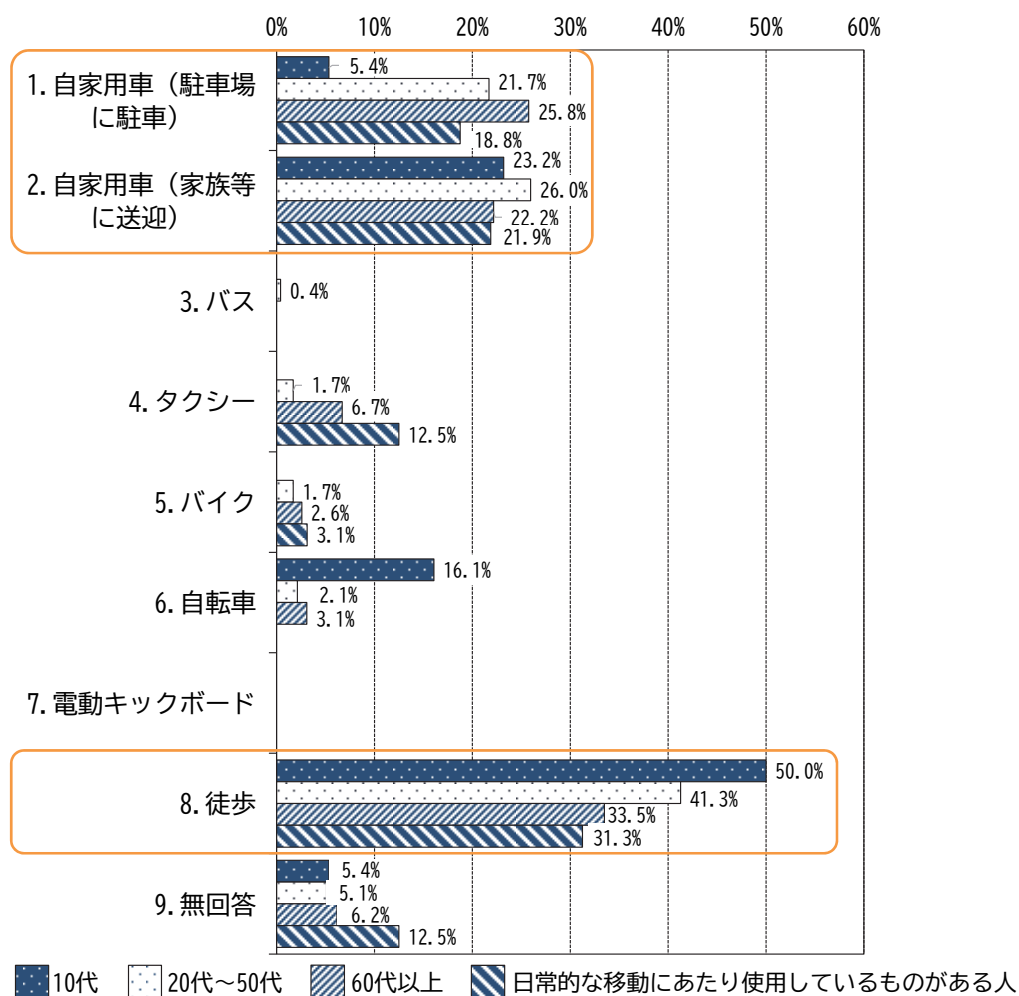


<設問 4-①里庄駅の利用目的>

図2-16 回答構成比

② 里庄駅への交通手段

- 里庄駅への交通手段は、年代や歩行補助の有無にかかわらず、徒歩での移動が最も多く、次いで自家用車による移動が多くなっています。
- 自家用車の移動において、自身で運転して駐車場に駐車している人は 60 代以上が最も多くなっています。

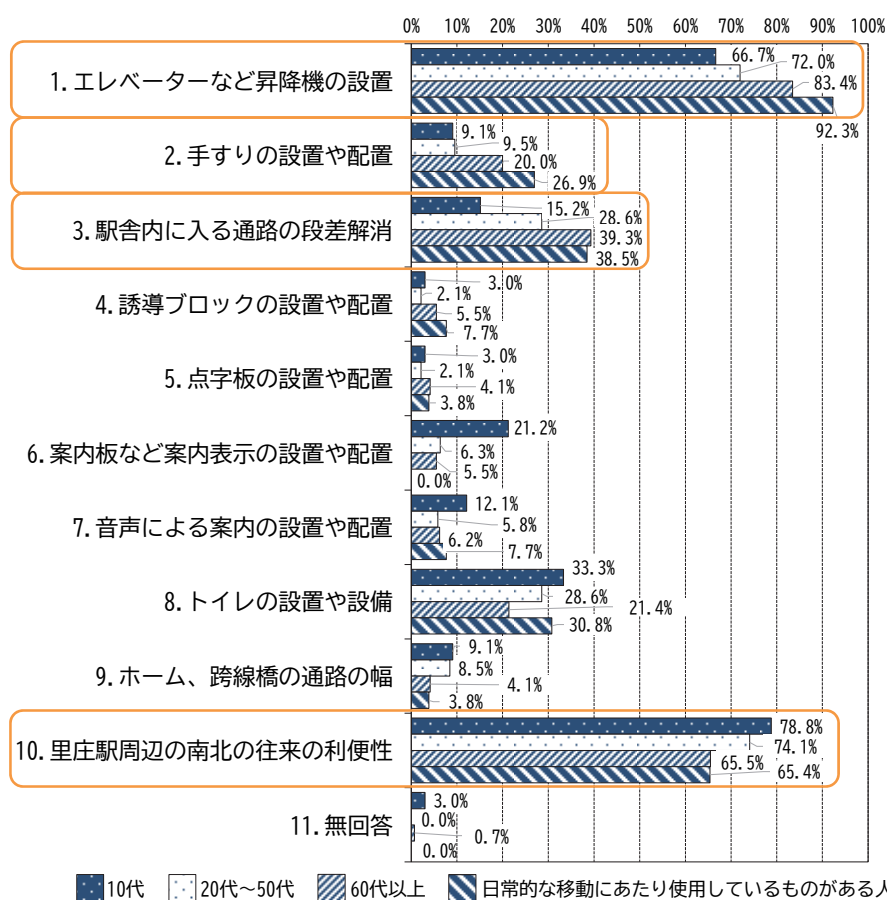


<設問 4-②里庄駅への交通手段>

図2-17 回答構成比

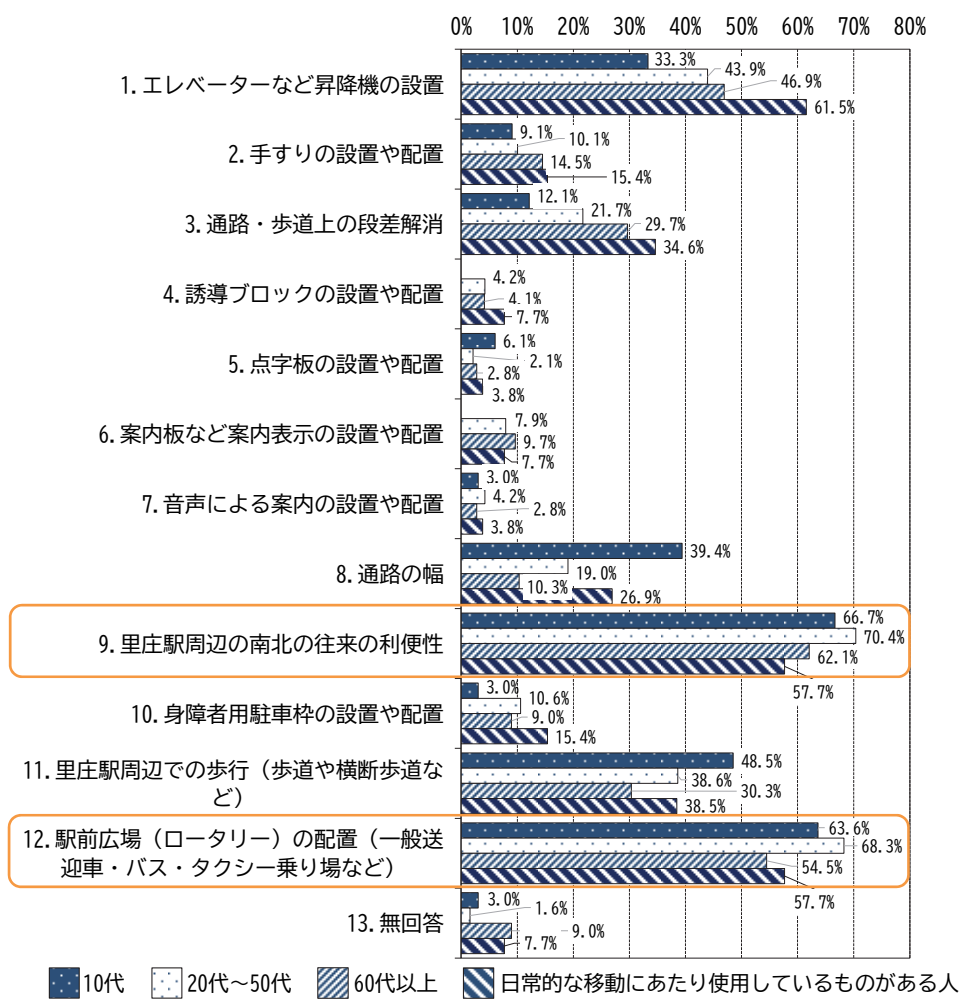
③ 里庄駅構内及び周辺施設において支障があると感じている点

- 里庄駅構内について、高齢者や日常的な移動にあたり歩行の手段または補助として使用しているものがある方は、「エレベーターなど昇降機の設置」や「里庄駅周辺の南北の往来の利便性」に支障があると感じるとの回答が多いことに加え、「駅舎内に入る通路の段差解消」「手すりの設置や配置」など設備のバリアに関する回答が他者に比べて多くなっています。
- 里庄駅の周辺施設について、移動が多い世代である 20 代～50 代では、「里庄駅周辺の南北の往来の利便性」や「駅前広場（ロータリー）の配置（一般送迎車・バス・タクシー乗り場など）」など移動のバリアに関する回答が他者に比べて多くなっています。



<設問 6-①里庄駅構内の移動のしやすさ・安全性・利便性に支障があると感じる項目>

図2-18 回答構成比



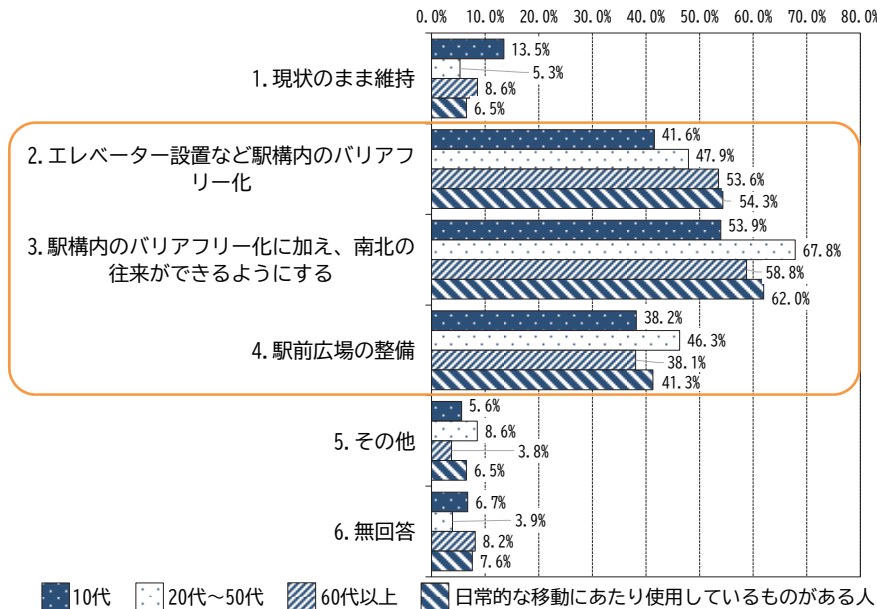
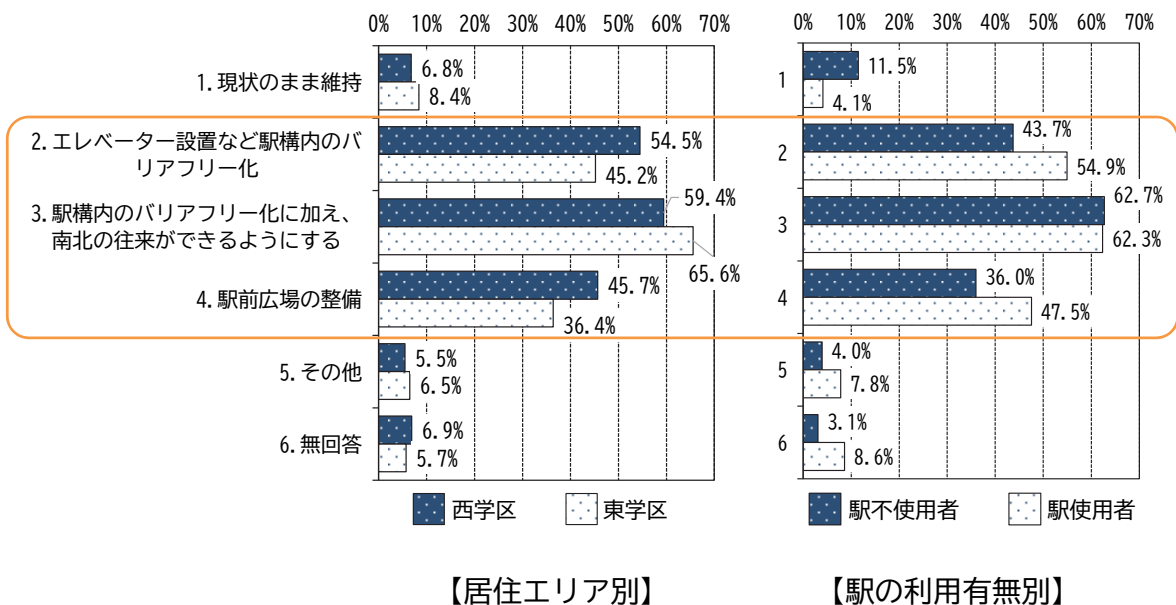
<設問 6-②里庄駅周辺の移動のしやすさ・安全性・利便性に支障があると感じる項目>

図2-19 回答構成比

④ 里庄駅の将来的なあり方について

<集計結果>

- 居住エリアや里庄駅の利用の有無、年代、歩行手段にかかわらず、駅構内のバリアフリー化に加え、南北の往来ができるようにすることや、駅前広場の整備が望まれています。



【年齢・歩行補助の有無別】

<設問7 里庄駅の将来的なあり方>

図2-20 回答構成比

<自由意見での主な指摘事項>

■高齢者・障害者等への配慮

- ・進行する超高齢社会に対応するためのバリアフリー化が強く求められており、エレベーターやスロープの設置などが急務であるとの意見が多くなっています。

■エレベーター設置の必要性

- ・特に高齢者や身体障害者、ベビーカー利用者にとってエレベーターの設置が必須であるという声が多くなっています。
- ・既にバリアフリー化されている隣接駅の鴨方駅と比較して、里庄駅の不便さが指摘されています。

■駅の南北アクセスの改善

- ・北側からも駅にアクセスできるよう、南北の往来を可能にすることが求められています。特に北側住民の利便性向上のため、北口の整備や歩道橋の改修を希望する声が多くなっています。

■駅前広場の整備

- ・歩行者の安全や送迎の利便性に配慮した駅前広場の整備が求められています。

■その他の要望

- ・駅のトイレの清潔さ向上・駅の無人化に対する不満と駅員の再配置。
- ・視覚障害者などへの更なる配慮。
- ・駅周辺への駐輪場や駐車場の整備・改善。
- ・駅周辺が寂れているため、観光客や住民にとって恥ずかしくない駅に改善すべき。
- ・駅への公共交通手段の確保。 など

3. バリアフリーに関する現状と課題

前項までの内容を踏まえ、本町におけるバリアフリーに関する現状と課題を以下に示します。

項目	現状と課題
バリアフリー法での位置づけ	▶ バリアフリー法の基本理念である「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」を踏まえた基本方針・基本理念の設定及び特定事業への展開が定められている。 ▶ 公共交通や道路に加え、町内の建築物、駐車場などを含めた面的・一体的なバリアフリー化の推進が定められている。 ▶ バリアフリー法の対象である高齢者や障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む全ての障害者）、妊産婦等（妊産婦、乳幼児連れ、ベビーカー利用者）、けが人など、多様な人への適正な配慮が定められている。
上位・関連計画での位置づけ	▶ 主に以下に示す県や町の上位・関連計画での位置づけを踏まえて、基本方針や重点整備地区、特定事業などを定める必要がある。 ≪岡山県福祉のまちづくり条例≫ ● バリアフリー社会の実現を目指して心のバリアフリー、情報のバリアフリー、物のバリアフリーの推進方策について示されており、町の役割として県との連携による施策の計画的な推進や、町施設のバリアフリー化が定められている。 ≪第4次里庄町振興計画（前期基本計画）≫ ● 地域福祉の推進として、バリアフリーのまちづくりの推進への取組を定めている。 ● 公共交通機関の利用促進の取組方針として、里庄駅構内のバリアフリー化を位置づけて、駅の利便性の向上を図ることを定めている。 ≪里庄町都市計画マスタープラン≫ ● 里庄駅周辺を交流拠点に位置づけて、交通結節点としてのアクセス性と利便性の高い市街地形成に努めることを定めている。 ● 通学路や不特定多数の歩行者が通行する道路について、歩道の確保や拡幅、交通安全施設の整備、バリアフリー化の推進を定めている。 ≪里庄町地域公共交通計画≫ ● 公共交通の需要の低迷や高齢社会の進行に伴う地域に最適な交通手段の確保、高齢者等が外出しやすい交通体系の構築を定めている。 ● タクシー料金助成事業の継続・拡充による交通弱者の移動手段の確保を定めている。 ● 里庄駅構内のバリアフリー化や駅前整備事業の検討を定めている。 ● 駅周辺の町営駐車場の適切な運用によるパーク＆ライド機能の維持を定めている。 ● 高齢者や子育て世帯の利用増加を想定し、タクシー事業者が車両などの整備や接客などの研修を行う場合の支援を検討することを定めている。 ≪第1次里庄町地域福祉計画≫ ● バリアフリーのまちづくりの推進や公共施設・地域公共交通の整備を位置づけて、情報のバリアフリー化の推進や民間事業者との連携を図り、町民のニーズに対応した公共施設や地域公共交通の整備を図ることを定めている。

項目		現状と課題
		● 学校や関係団体、地域が連携し、高齢者や障害のある人、幼児などとの交流事業や体験学習など、福祉教育の推進を定めている。 《里庄町公共施設等総合管理計画》 ● 役場を中心とした都市拠点などの形成を図り、高齢者、子育て世帯などあらゆる世代の人にとって生活の利便性が高まるように、アクセス機能を高め、行政施設や文化・福祉施設などの機能強化・集約化を目指すことを定めている。
人口の状況		➢ 令和2年度以降、人口は減少傾向で推移しているとともに少子高齢化が進行しており、今後、移動の支障などの増加が予想される。
公共交通の特性		➢ JR 山陽本線が町域の東西を横断しており、里庄駅が立地している。 ➢ 交通結節点である里庄駅において、駐車場やバス停留所、タクシー乗降場、駅へのアクセス道路など複数の施設が接している。
主要施設の分布		➢ 主要な公共施設等は里庄駅周辺及び里庄町役場周辺に集中している。面的・一体的なバリアフリー化の推進に向けて、主要施設の分布状況を踏まえた地区設定や施策の検討を行う必要がある。
町民・駅利用者の意向		➢ 駅及び駅周辺のバリアフリー化を一体的に進めていくことや、駅からの公共交通手段の確保についての検討が求められる。 ➢ 駅構内のバリアフリー整備や南北の往来の利便性向上など、多様な利用者の利便性や快適性に配慮した駅全体のバリアフリー化が求められる。 ➢ 誰もが安全で快適に移動できるよう、駅周辺の歩行空間や駅前広場、駐車場のバリアフリー化が求められる。
里庄駅周辺の状況	駅・駅前広場	➢ 里庄駅は改札口が南側のみとなっており、ホーム間の移動経路にエレベーターが設置されていないため、バリアフリールートを確認する必要がある。また、バリアフリースイレが未整備であることや、改札とホーム間・トイレ前に勾配、ホームと車両間に段差があることなど、それらのバリアを取り除く必要がある。 ➢ バス停留所では、上屋やベンチが設けられているが、ベンチが破損したままになっているため、設備を維持管理する必要がある。 ➢ タクシー乗降場では、アプローチの階段に沿ってタクシーが停車しており、階段から直接乗降するような状態となっているため、車椅子利用者などに配慮した乗降スペースの確保や上屋の設置を行う必要がある。
	道路	➢ 歩道が未整備の道路が大半であり、歩道整備済みの道路でも交差点では横断歩道や信号機、音響式信号機などが未整備となっており、歩行者の安全対策を講じる必要がある。 ➢ 歩道の整備が困難な道路については、路側帯*のカラー舗装などにより安全対策を講じる必要がある。 ➢ 里庄駅西歩道橋の上下移動設備が階段のみとなっており、鉄道の南北を接続するバリアフリールートを確認する必要がある。
	駐車場	➢ 里庄駅前駐車場以外の駐車場では、車椅子利用者用駐車施設が未整備である。また、里庄駅裏駐車場出入口の勾配が大きく、車椅子利用者などに配慮した施設にする必要がある。

第3章 基本理念と基本方針

本基本構想では、駅施設や駅前広場、駅周辺の駐車場、道路などの施設に対して、バリアフリー整備を重点的かつ一体的に推進し、また、「心のバリアフリー」の取組を進めて、里庄駅周辺地区をすべての人が安全で快適に生活できるまちにしていくこととします。そのため、基本理念として本地区が目指す姿を「すべての人が安全で快適に暮らし続けられる地域社会の実現」とし、基本理念を踏まえたバリアフリー化の基本方針を以下のとおり設定します。

基本理念

すべての人が安全で快適に暮らし続けられる地域社会の実現

基本方針1

誰もが安全で快適に移動できる環境整備の推進

高齢者、障害者、妊産婦などのすべての人が、安心して外出できるよう、旅客施設及びその周辺施設のバリアフリー化の推進や、公共交通の充実により、誰もが快適に利用でき、安全に移動できる環境整備を図ります。

基本方針2

多様な利用者の利便性や快適性に配慮した施設整備の推進

すべての人が安心して施設を利用できるよう、高齢者や障害者をはじめとする不特定多数の人が利用する公共施設等において、多様な利用者に配慮したバリアフリー化を推進し、施設の利便性や快適性の向上を図ります。

基本方針3

心のバリアフリーや情報のバリアフリーなどソフト施策の充実

高齢者、障害者等に対する理解を促すため、広報紙やホームページなどにより啓発し、障害への正しい理解や配慮の仕方を浸透させ、心のバリアフリーの推進と意識の向上を図ります。また、障害者に対する誤った認識が生じないようイベントなどによる交流やふれあう機会を創出します。

さらに、施設のバリアフリー情報など必要な情報について、誰もがスムーズにかつ確実に得られるように、情報のバリアフリーの推進を図ります。

基本方針4

里庄駅を中心とした重点的かつ一体的な整備の推進

町民の移動を支える施設である里庄駅を中心とした地区を重点整備地区とし、優先的に実施すべき事業を明確化した上で、重点的かつ一体的な整備を行います。

基本方針5

まち全体への影響や効果を考慮した事業の推進

基本構想内で定める重点整備地区内において、バリアフリー化に向けた事業を実施しますが、事業内容については、重点整備地区だけでなく、まち全体への影響や効果を十分に考慮した上で設定します。

また、重点整備地区内外に関わらず、高齢者や障害者等の利用が多く見込まれる施設や道路などについては、安全に利用できるよう、定期的な点検・補修により改善を図ります。

第4章 重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路の設定

1. 重点整備地区の設定

バリアフリー法では、重点整備地区を設定するに当たっての該当すべき要件として、下表に示す3つの要件を掲げています。

表 4-1 重点整備地区の要件

	重点整備地区の該当すべき要件
配置要件	生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であること。
課題要件	生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
効果要件	当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

出典：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第24号

町内の唯一の鉄道駅であり交通結節点ともなっている里庄駅を含み、里庄町都市計画マスタープランで位置づけられている交流拠点として、駅及び駅周辺のバリアフリー化に向けた事業が特に必要であることから、図 4-1 のとおり里庄駅周辺地区を重点整備地区に設定します。

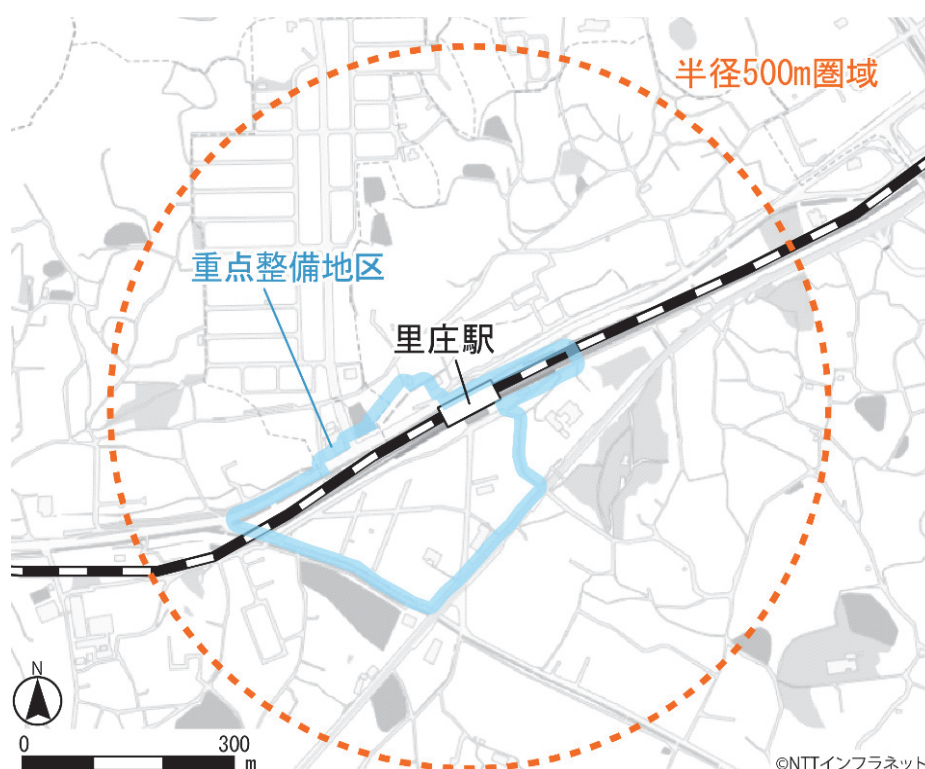


図 4-1 重点整備地区

2. 生活関連施設及び生活関連経路の設定

バリアフリー法では、生活関連施設の位置づけとして、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などを想定しています。

また、生活関連経路は、当該生活関連施設を相互に結ぶ経路としています。

(1) 生活関連施設

里庄駅からの徒歩圏に位置し、高齢者や障害者などが徒歩で利用すると考えられる施設を選定し、生活関連施設として設定します。

表 4-2 生活関連施設一覧

生活関連施設		概要
旅客施設	①里庄駅	町民の移動を支える施設
公共施設	②駅前地区コミュニティセンター	町民が利用する施設・指定避難所
駐車場	③里庄駅前駐車場	旅客施設の利用者や町民が多く利用する施設
	④里庄駅裏駐車場	
	⑤里庄駅裏西駐車場	

(2) 生活関連経路

里庄駅周辺地区の生活関連経路は、生活関連施設相互間を結ぶ、特にバリアフリー化を推進していく必要のある経路を設定します。

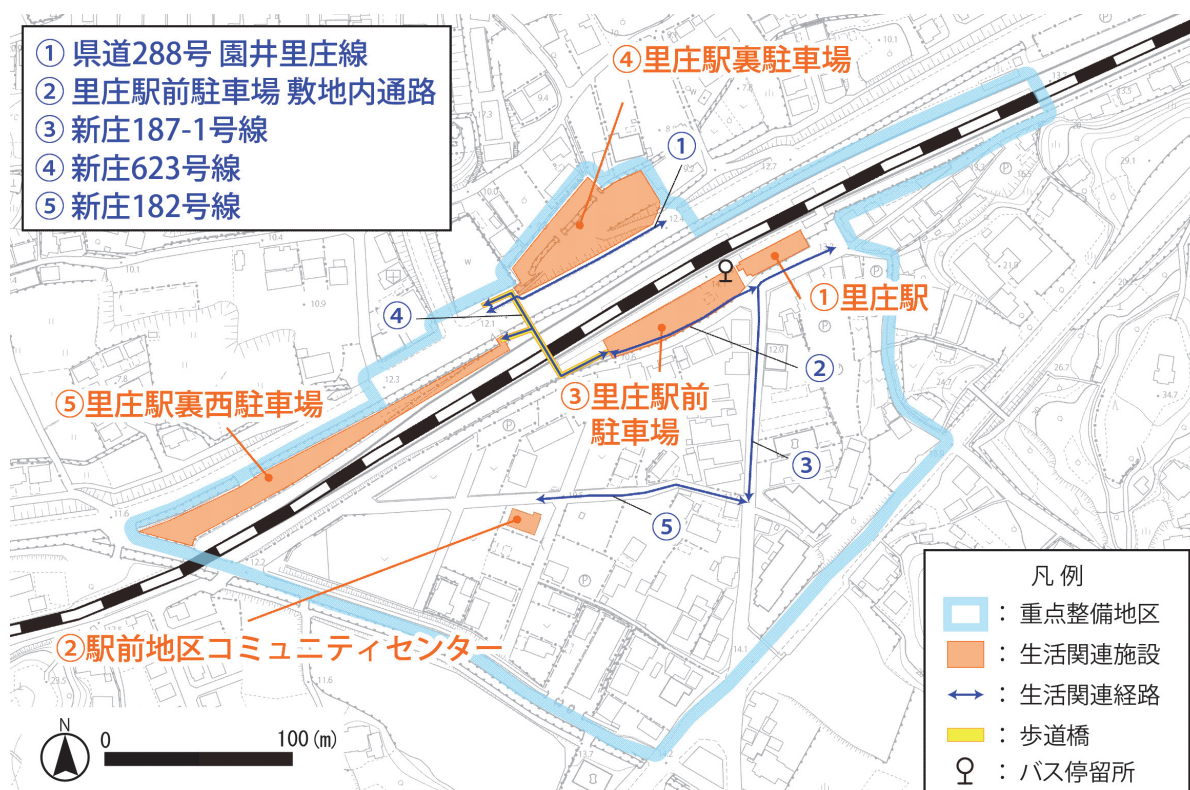


図4-2 生活関連施設・生活関連経路

第5章 重点整備地区の整備方針

1. まち歩き点検ワークショップの実施

まち歩き点検ワークショップは、ワークショップ形式により、生活関連施設・生活関連経路への意見を参加者から収集し、整理・分析を行い、各施設のバリアフリー上の課題を抽出することを目的に実施しました。

(1) 実施概要

まち歩き点検ワークショップでは、3班に分かれて実際に現地を視察・点検した上で、施設のバリアフリー状況について意見交換を行いました。現地確認では、各施設の利用しやすい点や問題点などを確認し、意見交換の際には他のメンバーと情報を共有しました。

表5-1 実施概要

項目	内容
日程	令和6年10月11日(金) 14:55~17:00
意見交換会場	里庄町福祉会館
点検箇所	里庄駅周辺の生活関連施設・生活関連経路
参加者	協議会委員：13名 事務局：9名
内容	1. 資料説明（開催目的、当日の進め方など） 2. 現地確認（3班構成で実施） 3. 意見交換



図5-1 まち歩き点検ワークショップの様子

表5-2 対象施設と確認経路

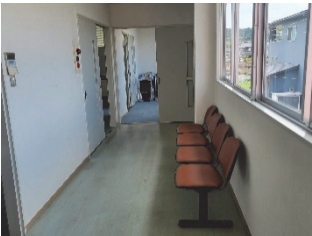
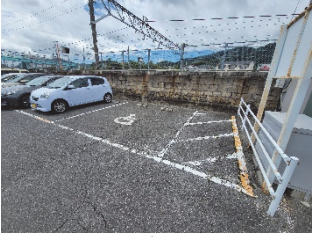
種別	A班	B班	C班
旅客施設	里庄駅（駅前広場含む）	里庄駅（駅前広場含む）	里庄駅（駅前広場含む）
道路	町道	県道/町道	町道
公共施設	駅前地区コミュニティセンター	—	—
駐車場	—	里庄駅裏駐車場	里庄駅前駐車場 里庄駅裏西駐車場

(2) 主な意見

まち歩き点検ワークショップで参加者から挙げられた主な意見を以下に示します。

表 5-3 主な意見

種別	意見内容（○：良い点 △：問題点）	写真
旅客施設	△出入口が階段であり、スロープの勾配が大きい（10.5%程度）ため、自走の車椅子使用者は駅を利用できない。 △券売機の下に車椅子のフットレストが入る蹴込が設けられておらず、タッチパネルが反射するため車椅子使用者の利用は困難である。 ○視覚障害者誘導用ブロック*が設置されている。 △ホームを嵩上げたことにより、改札口やトイレ前の勾配が大きくなっている（16%程度）。【写真1】 △洋式便器やバリアフリースイッチが設置されていない。 ○階段に2段手すりがあり、行先案内が墨字とあわせて点字でも表示されている。【写真2】 △エレベーターやエスカレーターが設置されていない。 △視覚障害者にもトイレの配置などがわかるように、音声案内を設置するなど案内設備を改善する必要がある。	 写真1  写真2
駅前広場	△駅前広場全体が傾斜になっているため、できるだけ平坦にすべきである。 △駅から里庄駅前駐車場出入口への経路の一部の勾配が大きい（10～12%程度）。【写真3】 △駅前広場が狭く、タクシーと一般車の動線の交錯や歩行者（学生など）との交錯が問題である。 △駅前広場にロータリーや歩道の整備が必要である。 △タクシー乗り場が出入口の階段の直前にある。 △バス停の椅子が破損しており、半数以上が使えない。	 写真3
道路	△視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。 △新庄 187-1 号線：電柱が路側帯にあり、歩行空間を塞いで邪魔である。【写真4】 △新庄 187-1 号線：歩道が整備されていない。また、蓋のない側溝が多く、危険である。 △新庄 182 号線：新庄 187-1 号線との交差点付近で幅員が狭窄している部分があり、歩行者と車の通行は厳しい。【写真5】 △里庄駅前駐車場敷地内通路：幅員が狭く、里庄駅西歩道橋付近では狭いクランクとなっている。 △里庄駅西歩道橋：階段は段鼻を強調するなど段差がわかりやすいように工夫してほしい。 ○里庄駅西歩道橋：階段に手すりがある。 △里庄駅西歩道橋：スロープが設置されていない。 △県道 288 号：ファイン前の交差点には音響式信号機が設置されていないため、視覚障害者の方には信号機が青になってもわからない。 △県道 288 号：駐輪スペースが不足しているため、里庄駅西歩道橋の下に放置自転車が多数ある。【写真6】	 写真4  写真5  写真6

種別	意見内容（○：良い点 △：問題点）	写真
建築物	△道路から玄関ポーチまでの勾配が大きい（15%程度）。 △玄関ポーチが階段のみでスロープが設置されていない。【写真7】 △出入口の扉が重たい開き戸で開閉しにくい。 ○駐車場は車椅子使用者でも利用できる十分なスペースが確保されている。 △駐車場は1階の公会堂も同時に利用する際に、駐車台数が少ない。 ○建物内の通路幅が広い。【写真8】 ○通路と部屋との間に段差がない。 △上下移動設備は階段のみのため、昇降機がほしい。 △階段の手すりが片側にしかない。【写真9】 ○多目的ホールのスペースが広い。 ○洋式便器がある。 △バリアフリースイレが設置されていない。 △コミュニティセンターの位置や1階が駅前公会堂で、2階が駅前地区コミュニティセンターであることがわかりにくい。 ○全般的に綺麗である。	 写真7  写真8  写真9
駐車場	<里庄駅前駐車場> ○車椅子使用者用駐車施設が1台分ある。【写真10】 ○車椅子使用者用駐車施設が出入口から最も近い場所に設けられている。 ○車椅子使用者用駐車施設の標示がわかりやすい。 △車椅子使用者用駐車施設が1台分整備されているが、駅がバリアフリー化されておらず単独で電車に乗れないため、車椅子使用者は介助者が必要である。 △上屋がない。 <里庄駅裏駐車場> △出入口の勾配が大きいので、車椅子使用者は利用できない（東側15%程度、西側8%程度）。 △車椅子使用者用駐車施設が整備されていない。 △中央の水路に柵がないため、転落防止柵を設置した方がよい。【写真11】 △駐車場の出入口の位置がわかりにくい。 <里庄駅裏西駐車場> △出入口に車止めがあり、車椅子使用者は通行できない。【写真12】 △里庄駅西歩道橋側の出入口から駐輪場にかけて、通路の幅員が狭く凸凹である。 △駐輪場が無料であることや、駐車場が月ぎめであることなどがわかりにくい。 △駐輪場の一部だけでなく、全体に上屋があると良い。	 写真10  写真11  写真12

2. 生活関連施設・生活関連経路の移動等円滑化に関する方針

重点整備地区内の生活関連施設及び生活関連経路の移動等円滑化にあたり、移動等円滑化基準やガイドライン、条例などに留意するとともに、アンケート調査やまち歩き点検ワークショップの結果を踏まえて、具体的な整備方針を以下のように設定します。

なお、整備方針については、軽微な改修など短期的な課題だけでなく、駅周辺における南北往来の利便性の向上など、長期的な視点から対策を講じる必要がある課題も踏まえて設定しています。

(1) 公共交通 <該当する特定事業等：42～43 ページ (1) 公共交通特定事業>

※ この公共交通の事項に限って、公共交通事業者が事業主体となる教育啓発に関する方針を併記しています。

旅客施設

- 駅全体（出入口、ホーム、トイレ、案内設備など）のバリアフリー化を進めるとともに、ホーム間の移動を円滑化するエレベーターの設置を推進します。
- 施設や車両の利用ルールやマナー、バリアフリーの取組、施設のバリアフリー情報などの周知・情報提供を継続的に行います。

バス

- 車両の利用ルールやマナー、バリアフリーの取組の周知・情報提供を継続的に行います。
- 多様な利用者への適切な対応などについて、乗務員へのバリアフリー教育を推進します。

タクシー

- バリアフリーの取組などの周知・情報提供を継続的に行います。
- 多様な利用者への適切な対応などについて、乗務員へのバリアフリー教育を推進します。

(2) 道路 <該当する特定事業等：43 ページ (2) 道路特定事業>

歩道のある道路

- 交差点接続部を中心に視覚障害者誘導用ブロックの整備を推進します。
- 交差点接続部や車両乗り入れ部の勾配や段差を解消します。
- 劣化した舗装などの更新・修繕や雑草の除草など、適切な維持管理を行います。
- 歩道上の違法駐輪への注意喚起に努めます。

歩道のない道路

- 車道幅員の縮小による歩行空間の拡大や路側帯のカラー舗装などによる歩行空間の明確化、道路占用物の配置見直しなどにより、安全な歩行環境の確保に努めます。
- 歩行者の転落を防止するため、側溝への蓋の設置に努めます。
- 劣化した舗装などの更新・修繕や雑草の除草など、適切な維持管理を行います。

(3) 路外駐車場 <該当する特定事業等：44 ページ (3) 路外駐車場特定事業>

- 車椅子使用者用駐車施設を適切に設置するとともに、生活関連経路まで円滑に移動できる通路の確保に努めます。
- 歩行者の転落の危険性がある箇所への転落防止柵の設置を推進します。
- 劣化した舗装などの更新・修繕や雑草の除草など、適切な維持管理を行います。
- 施設の利用ルールやマナー、バリアフリー情報などの周知・啓発を継続的にを行います。

(4) 建築物 <該当する特定事業等：44 ページ (4) 建築物特定事業>

出入口・通路

- 通行の支障となる段差や勾配を解消するとともに、車椅子使用者などの通行に十分配慮した幅員を確保します。
- 車椅子使用者が容易に開閉して通行できる扉への改修を行います。

駐車場

- 車椅子使用者用駐車施設を適切に設けます。
- 車椅子使用者用駐車施設の位置などがわかりやすいように、カラー舗装化や案内サインなどの設置に努めます。

上下移動設備

- 施設の実情を踏まえた上下移動設備のバリアフリー化を推進します。

トイレ

- 車椅子使用者などが利用しやすい構造のトイレを設置します。
- 洋式化や乳幼児用設備の設置などにより、トイレの高質化を推進します。

案内

- 建物内の主要箇所（出入口、トイレ、駐車場など）の位置を示す案内の設置を推進します。また、視覚障害者や聴覚障害者などに配慮した文字情報・音声などによる案内設置への対応を推進します。

(5) 交通安全施設 <該当する特定事業等：45 ページ (5) 交通安全特定事業>

- 横断歩道や信号機の増設、信号灯器の LED 化、道路標識の高輝度化などにより、歩行者が安全に横断できる環境の整備に努めます。

(6) 教育啓発 <該当する特定事業等：45 ページ (6) 教育啓発特定事業>

- 障害理解の促進に関する福祉教育や施設の適正利用に関する啓発活動を推進します。

(7) その他 <該当する特定事業等：45 ページ (7) その他の事業>

駅前広場

- ロータリーを整備し、タクシー乗降場や一般車の乗降スペースの確保に努めます。
- 旅客施設からバスやタクシー、一般車の乗降場、里庄駅前駐車場までの移動の連続性の確保に努めます。
- 上屋やベンチ、劣化した舗装などの更新・修繕や雑草の除草など、適切な維持管理を行います。

駅周辺施設

- 駅舎及び駅周辺施設の一体的な整備により、駅周辺の南北往来の利便性向上を目指します。将来的な実現に向けて、同時期による整備だけでなく、段階的な整備も視野に入れて工法など具体的な改善方策について、関係事業者と協議し、検討を進めます。

3. 特定事業等の設定

前項の移動等円滑化に関する方針を踏まえた具体的な事業として、特定事業等を位置づけます。

アンケート調査結果やまち歩き点検ワークショップでの意見などを踏まえ、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業、教育啓発特定事業、その他の事業を設定しました。

なお、事業の実施時期の考え方は以下のとおりです。軽微な改修や既に事業計画のある事業などについては、短期に事業を設定します。それに対して、大規模改修に伴うバリアフリー化などは計画的に予算を確保して整備を推進する必要があるため、中長期に事業を位置づけます。

<事業実施時期の考え方>

短 期：令和7年度～令和11年度に着手する。

中長期：令和12年度～令和26年度に着手する。

継 続：計画期間を通じて継続して実施する。

検 討：実施時期については、駅周辺の大規模改修の整備時期、内容などを考慮して、今後検討する。

(1) 公共交通特定事業

※ この公共交通特定事業に限って、公共交通事業者が事業主体となる教育啓発に関する事業を併記しています。

●里庄駅（施設番号：①）

事業主体	西日本旅客鉄道株式会社	
項目	事業内容	実施時期
全体	駅のバリアフリー化 (出入口、ホーム、トイレ、案内設備など)	中長期
上下移動	エレベーターの設置	中長期
教育啓発	施設や車両の利用ルールやマナー、バリアフリーの取組などの周知・情報提供	継続

※施設及び経路の位置は、図4-2（P35）を御参照ください（以下同様）。

●路線バス

事業主体	有限会社寄島タクシー	
項目	事業内容	実施時期
教育啓発	乗務員へのバリアフリー教育の推進	継続
	車両の利用ルールやマナー、バリアフリーの取組などの周知・情報提供	継続

●タクシー

事業主体	旭交通里庄株式会社、有限会社里庄タクシー	
項目	事業内容	実施時期
教育啓発	乗務員へのバリアフリー教育の推進	継続
	バリアフリーの取組などの周知・情報提供	継続

(2) 道路特定事業

●県道 288 号 園井里庄線（経路番号：①）

事業主体	岡山県備中県民局	
項目	事業内容	実施時期
歩道	視覚障害者誘導用ブロックの設置	検討
維持管理	舗装などの適切な維持管理	継続

●新庄 187-1 号線（経路番号：③）

事業主体	里庄町	
項目	事業内容	実施時期
安全対策	路側帯のカラー舗装化	検討
	側溝への蓋の設置	検討
案内	行先案内や狭窄箇所の注意喚起の表示	検討
維持管理	舗装などの適切な維持管理	継続

●新庄 623 号線 里庄駅西歩道橋（経路番号：④）

事業主体	里庄町	
項目	事業内容	実施時期
階段	段鼻の強調	検討
	手すりの連続設置	検討
維持管理	舗装などの適切な維持管理	継続

●新庄 182 号線（経路番号：⑤）

事業主体	里庄町	
項目	事業内容	実施時期
安全対策	側溝への蓋の設置	検討
維持管理	舗装などの適切な維持管理	継続

(3) 路外駐車場特定事業

●里庄駅前駐車場（施設番号：③／経路番号：②）

事業主体	里庄町	
項目	事業内容	実施時期
通路	有効幅員の拡幅	検討
	舗装の平坦化	検討
車椅子使用者用駐車施設	上屋の設置	検討
案内・情報提供	施設情報の表示・周知	検討
維持管理	適切な維持管理	継続

●里庄駅裏駐車場（施設番号：④）

事業主体	里庄町	
項目	事業内容	実施時期
通路	手すりや転落防止柵の設置	検討
案内・情報提供	施設情報の表示・周知	検討
維持管理	適切な維持管理	継続

●里庄駅裏西駐車場（施設番号：⑤）

事業主体	里庄町	
項目	事業内容	実施時期
出入口	車止めの配置の見直し	短期
通路	有効幅員の拡幅	中長期
	舗装の平坦化	中長期
維持管理	適切な維持管理	継続

(4) 建築物特定事業

●駅前地区コミュニティセンター（施設番号：②）

事業主体	里庄町	
項目	事業内容	実施時期
出入口・敷地内通路	段差の解消	検討
	勾配の緩和	検討
	扉の改修	検討
上下移動	段差解消機の設置	検討
トイレ	バリアフリースイレの設置	検討
案内	視覚障害者などに配慮した案内設備の設置	検討

(5) 交通安全特定事業

●交差点

事業主体	岡山県公安委員会	
項目	事業内容	実施時期
交差点	歩行者が安全に横断できる環境の整備 (横断歩道や信号機の増設、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化など)	継続

(6) 教育啓発特定事業

●教育啓発（心のバリアフリー）

事業主体	里庄町	
項目	事業内容	実施時期
学校教育	福祉教育の推進	継続
啓発活動	施設の適正利用に関する啓発活動	継続

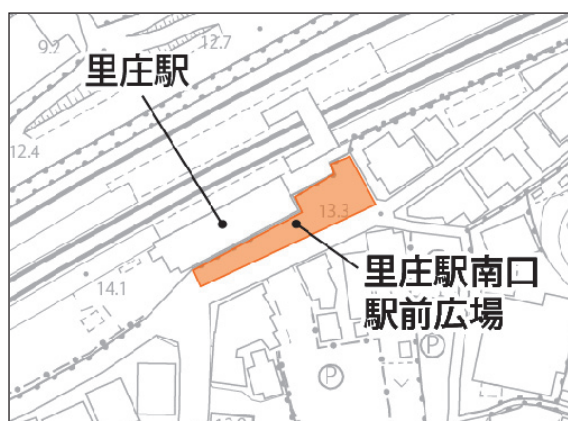
※教育啓発特定事業は町全域で実施していきます。

(7) その他の事業

●里庄駅南口駅前広場

事業主体	里庄町	
項目	事業内容	実施時期
駅前広場	旅客施設からバスやタクシー、一般車の乗降場、里庄駅前駐車場までの移動の連続性の確保	中長期
	ロータリーの整備	中長期
維持管理	適切な維持管理	継続

<位置図>



4. その他の移動等円滑化のために必要な事項

(1) 心のバリアフリーの推進

施設のバリアだけでなく、心のバリアを取り除くため、教育啓発特定事業に加え、以下のような取組による心のバリアフリーの推進を図ります。

① 障害者の社会参加の促進

障害者の積極的な社会参加を実現するため、手話奉仕員の養成などを行い、地域活動やスポーツ・文化活動などへの社会参加を支援します。

② 災害時・緊急時のバリアフリーの推進

地域の防災訓練の際に要配慮者への対応について普及させるとともに、地域住民の協力により災害時の要配慮者への支援体制を構築します。

(2) 情報のバリアフリーの推進

里庄駅や里庄駅前駐車場などの施設のバリアフリー情報について、町内の利用者だけでなく、観光客やビジネス客といった町外からの来訪者に対する情報提供を行い、公共交通の利用を促進します。また、情報提供にあたり、誰もが利用することができるウェブサイトの構築を図ります。

(3) 地域交通の充実

重点整備地区の生活関連経路における安全な歩行空間の整備を進めるとともに、公共交通の空白地帯や地域の実情に応じて、タクシーや路線バスなどの交通手段との連携・調整を図りながら、高齢者の日常生活の利便性確保に向けて、コミュニティバスやデマンド型交通といった多様な手段を検討し、持続可能な公共交通サービスの構築を図ります。

(4) 町営駐車場の利用促進やあり方の検討

引き続き町営駐車場を適切に運営するとともに、近隣駅周辺の動向に対応した運営方法の検討を行います。また、駅前整備事業の実施にあたり、里庄駅前駐車場の利用方法について検討します。

(5) 違法駐輪を防止するための駐輪施設の整備

生活関連経路上にみられる違法駐輪をなくすため、駐輪施設を整備するとともに、既存施設の周知を行います。

第6章 基本構想の実現に向けて

1. 基本構想の進行管理

(1) スパイラルアップによる基本構想の推進

本基本構想では、整備目標を中長期的な視点も含めて作成しています。バリアフリー化を取り巻く環境や条件は、日々変化していることから、将来的には社会経済状況や周辺状況の変化などに柔軟に対応していけるように、必要に応じて基本構想を見直します。

今後は、基本構想（Plan）で位置づけた特定事業を実施（Do）し、事業の実施状況を継続的に把握して特定事業の効果の評価（Check）を行い、必要に応じて基本構想を見直す（Action）といった PDCA サイクルの考え方にに基づき、基本構想の進行管理と質の改善を図ります。

また、5年ごとに事業内容の見直しの必要性について検討し、計画期間の中間年度にあたる令和16年度には、基本構想の中間評価を行います。さらに、目標年次である令和26年度には、基本構想の評価を行い、基本構想の改定などその後の方針について検討し、基本構想のスパイラルアップ*を図ります。

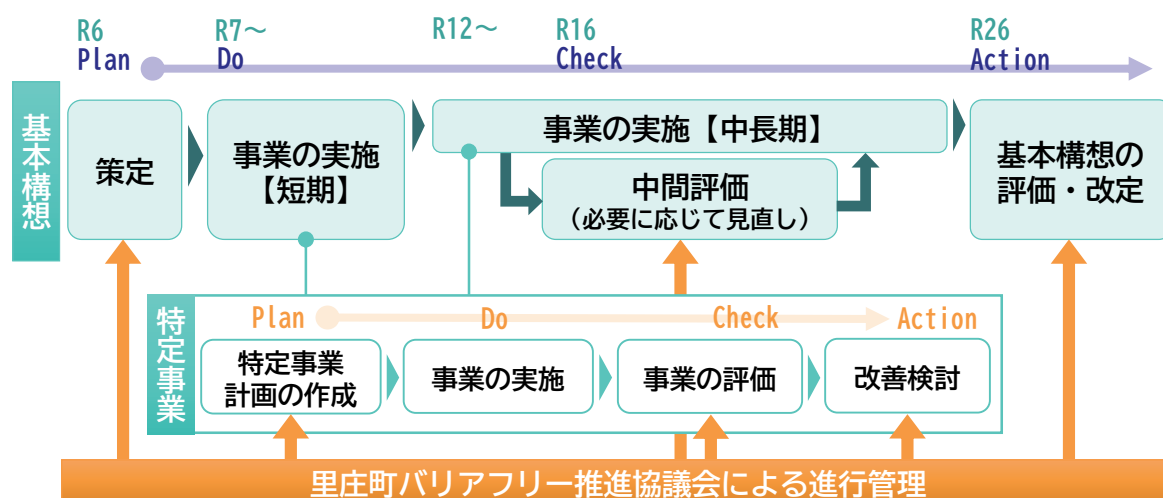


図6-1 基本構想のスパイラルアップのイメージ

(2) 特定事業の進捗管理

基本構想策定後、重点整備地区において、特定事業を位置づけた施設設置管理者*などは特定事業計画*を作成し、事業を実施します。特定事業計画の作成にあたっては、目標年次に向けた進捗管理が可能になるように、施設設置管理者などの計画を町が共通のフォーマットで取りまとめます。

また、特定事業計画の進捗が芳しくない施設については、事業が進められない原因を把握し、その改善方策を各施設設置管理者と検討していきます。

2. 施設設置管理者間の連携

重点整備地区内において、個々の施設のバリアフリー化だけでなく、一体的・連続的なバリアフリー化を実現するにあたり、各施設設置管理者の連携が不可欠になってきます。例えば、交通機関の結節点である駅前広場において、連続したバリアフリー化を図るためには、切れ目のない視覚障害者誘導用ブロックの設置や段差の解消などについて、整備の際に留意する必要があります。そのため、設計段階から事業者間で情報共有が可能となるような体制づくりに努めます。

3. バリアフリー施策の展開

今回策定する基本構想では、里庄駅を中心とした地区におけるバリアフリー化に向けた具体的な施策を位置づけています。

本基本構想の基本理念である「すべての人が安全で快適に暮らし続けられる地域社会の実現」を叶えるためには、基本構想で示したバリアフリー化の基本方針を重点整備地区外の地域にも展開していくことが重要です。

そこで、今後もバリアフリーに関する情報を継続的に発信していくとともに、里庄町役場周辺地区といった公共施設が集中した地区や、大規模改修が見込まれる施設を中心とした地区などにおいても、必要に応じて、バリアフリー化を推進していけるよう努めていきます。

参考資料

1. 策定経緯

会議等	実施時期	主な内容
アンケート調査	令和6年6月27日～ 7月19日	・ 里庄駅及び駅周辺の施設の日常的な利用におけるバリアフリー上の課題や町の将来像に関する意見収集
第1回協議会	令和6年8月9日	・ 里庄駅周辺地区バリアフリー基本構想策定の背景と目的の説明 ・ バリアフリーに係る現状、課題と基本方針の協議 ・ 重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路の協議 ・ まち歩き点検ワークショップの実施説明 ・ 今後の進め方とスケジュールの説明
第2回協議会	令和6年10月11日	・ アンケート調査結果の報告 ・ 里庄駅周辺地区バリアフリー基本構想（骨子案）の協議 ・ 今後の進め方とスケジュールの説明
まち歩き点検 ワークショップ	令和6年10月11日	・ 生活関連施設・生活関連経路の現地確認 ・ 各施設のバリアフリー状況やバリアフリー全般の課題に関する意見交換
第3回協議会	令和6年12月13日	・ 基本構想（素案）の協議
パブリック コメント	令和6年12月20日～ 令和7年1月10日	・ 基本構想（素案）の公表・意見募集
第4回協議会	令和7年2月21日	・ パブリックコメント結果の報告 ・ 基本構想（案）の協議
里庄駅周辺地区 バリアフリー 基本構想 策定	令和7年3月	—

2. 協議会設置要綱

令和6年3月15日告示第9号

里庄町バリアフリー推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第26条の規定に基づく里庄町バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の策定及び実施に関して必要な協議を行うため、里庄町バリアフリー推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 基本構想の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 基本構想及び基本構想に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 基本構想の達成状況の評価に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(協議会の構成員)

第3条 協議会の構成員は、委員及び町関係職員とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者団体を代表する者
- (3) 障害者団体を代表する者
- (4) 商工関係団体を代表する者
- (5) 交通事業者の代表
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 公安委員会
- (8) 施設設置管理者
- (9) 関係行政機関
- (10) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員任期はその前任者の残期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。ただし、最初の会議は町長が招集する。

- 2 会議を招集するときは、委員に対し、会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所等を通知しなければならない。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 会長は必要に応じ、会議に構成員以外の者の出席を求め、助言等を求めることができる。

5 会議の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第7条 会議の議決の方法は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(協議結果の取扱い)

第8条 会議において協議が整った事項について、構成員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努める。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、まち整備課に置く。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が協議会に諮り定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

3. 協議会構成員名簿

(敬称略)		
	所属	氏名
委員	環太平洋大学 副学長	阿部 宏史
	国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所交通対策課長	森山 秀治
	国土交通省中国運輸局岡山運輸支局首席運輸企画専門官	吉田 奈美
	岡山県備中県民局 井笠地域建設部長	小野 勝己
	岡山県玉島警察署 交通課規制係長	白神 健太郎
	西日本旅客鉄道株式会社岡山支社地域交通課長	柄折 太介
	一般社団法人岡山県タクシー協会 専務理事	神宝 博
	有限会社寄島タクシー 取締役	坂本 光正
	里庄町議会議長	小野 光章
	浅口商工会里庄地区代表理事	赤木 正登
	新庄グリーンクレスト地区代表	谷野 眞由美
	才申地区代表	妹尾 素典
	駅前地区代表	安田 満喜太
	里庄町老人クラブ連合会 会長	山本 益大
	岡山県身体障害者福祉連合会浅口支部里庄分会 会長	遠田 末吉
	里庄町教育委員会 教育委員	小野 愛
町関係職員	町長	加藤 泰久
	副町長	赤木 功
	総務課長	村山 達也
	農林建設課長	小寺 大輔
	健康福祉課長	妹尾 渉
	教育委員会事務局長	村山 弘美
	企画商工課長	中西 展久

4. アンケート調査結果（確報）

（１）郵送用アンケート調査結果

① 単純集計結果

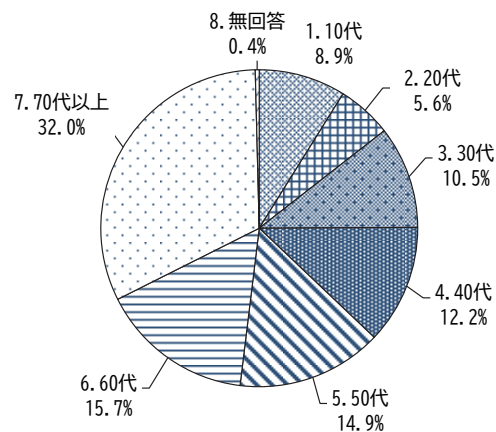
設問1

あなたの年齢についてお答えください。

[当てはまるものを1つ選択]

n=1003

選択肢	回答者数	構成比
1. 10代	89	8.9%
2. 20代	56	5.6%
3. 30代	105	10.5%
4. 40代	122	12.2%
5. 50代	149	14.9%
6. 60代	157	15.7%
7. 70代以上	321	32.0%
8. 無回答	4	0.4%



《回答内容について》

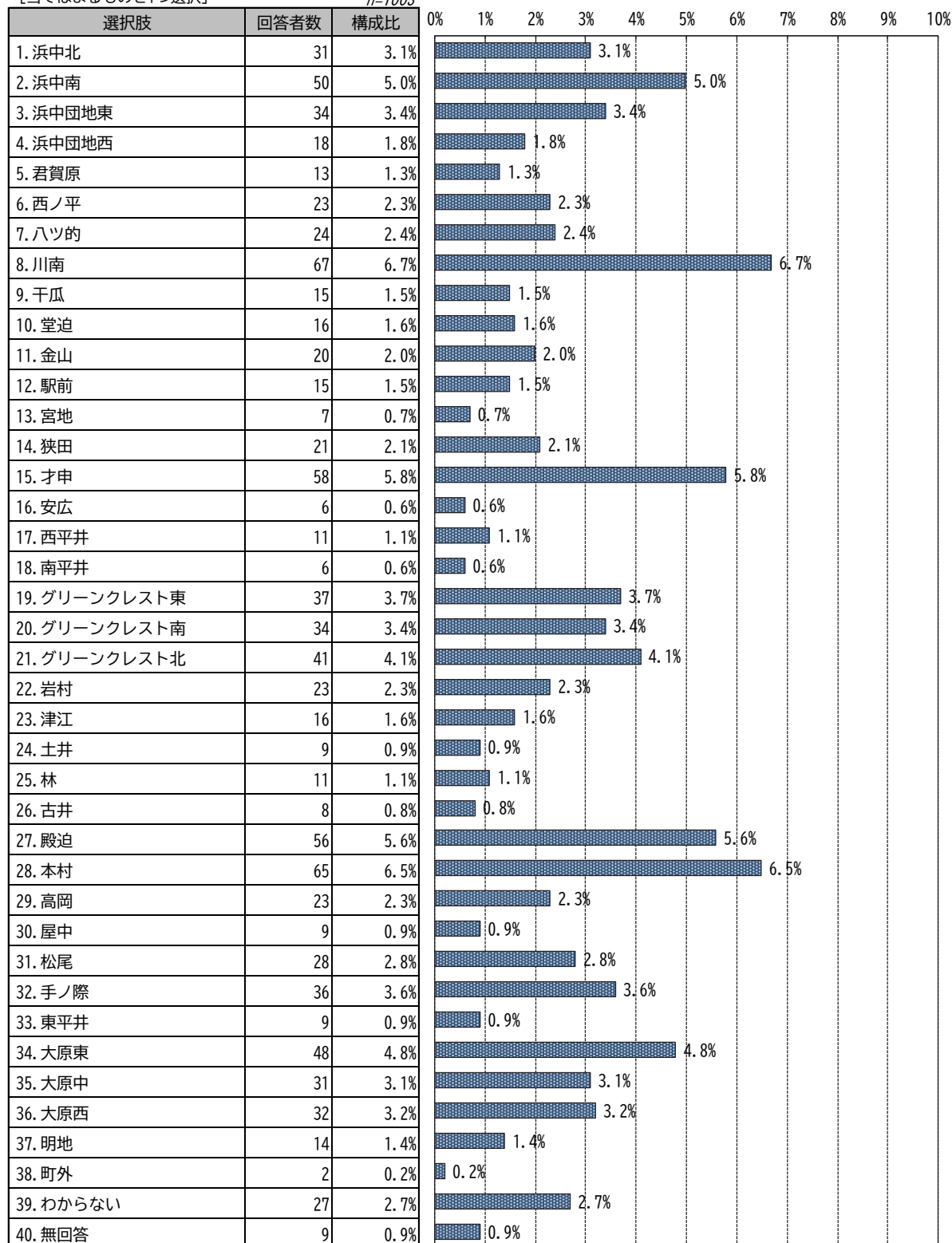
- ・「7. 70 代以上（32.0%）」の回答者が最も多く、次いで「6. 60 代（15.7%）」、「5. 50 代（14.9%）」となっている。

設問2

あなたのお住まいの分館名についてお答えください。

[当てはまるものを1つ選択]

n=1003



《回答内容について》

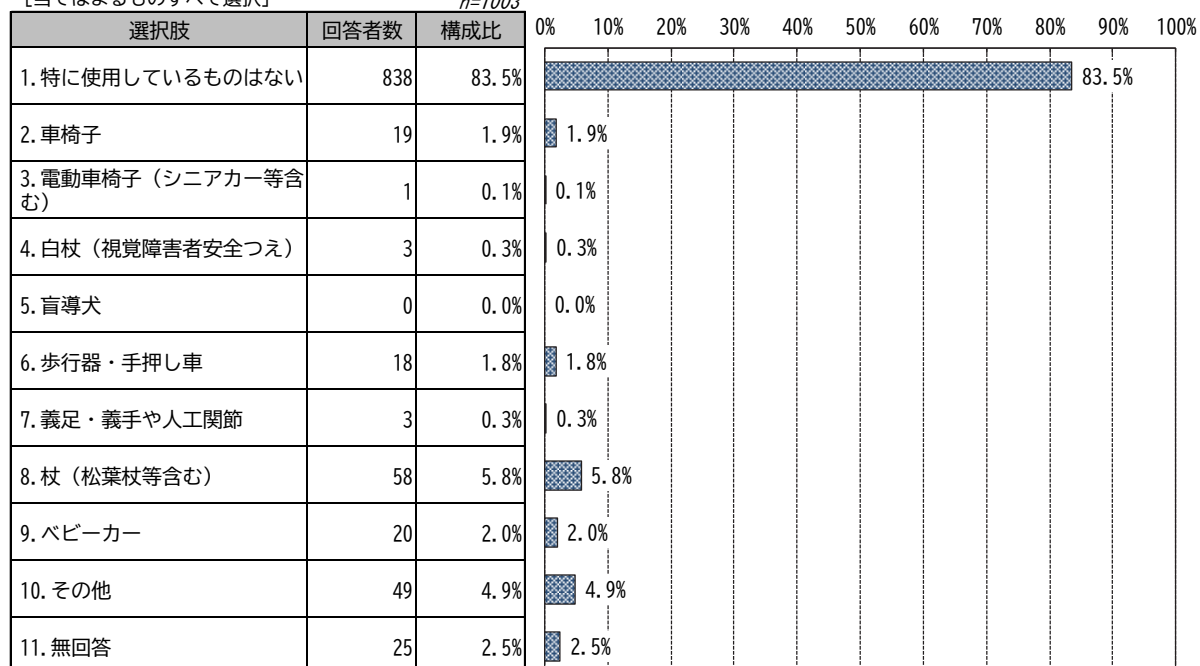
・「8. 川南 (6.7%)」が最も多く、次いで「28. 本村 (6.5%)」、「15. 才申 (5.8%)」となっている。

設問3

あなた自身の日常的な移動にあたり、歩行の手段または補助として、主に使用されているものについてお答えください。

〔当てはまるものすべて選択〕

n=1003



「回答内容について」

- ・「1. 特に使用しているものはない（83.5%）」が最も多く、次いで「8. 杖（松葉杖等含む）（5.8%）」、「9. ベビーカー（2.0%）」となっている。

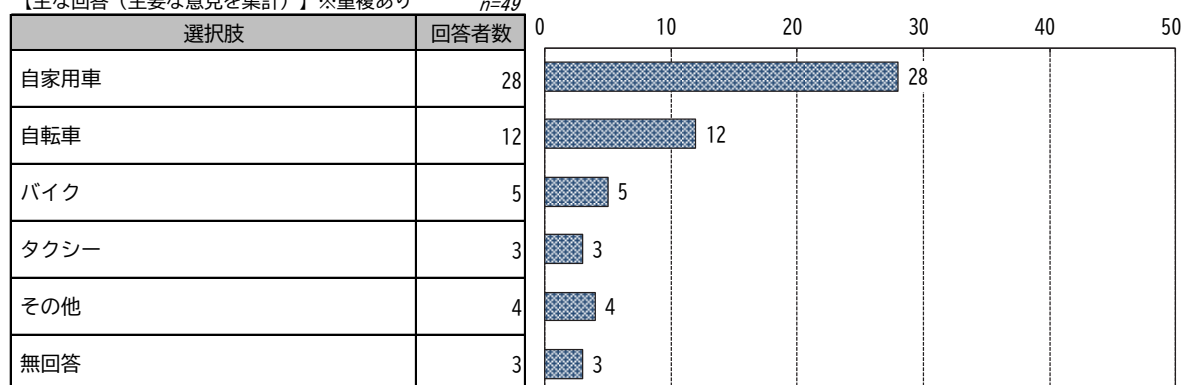
設問3（その他）

「10. その他」を選択した方は、具体的な内容をご記入ください。

〔主な回答（主要な意見を集計）〕※重複あり

n=49

※回答者数（人）



「回答内容について」

- ・「10. その他」の中では、「自家用車（28 人）」が最も多く、次いで「自転車（12 人）」、「バイク（5 人）」となっている。

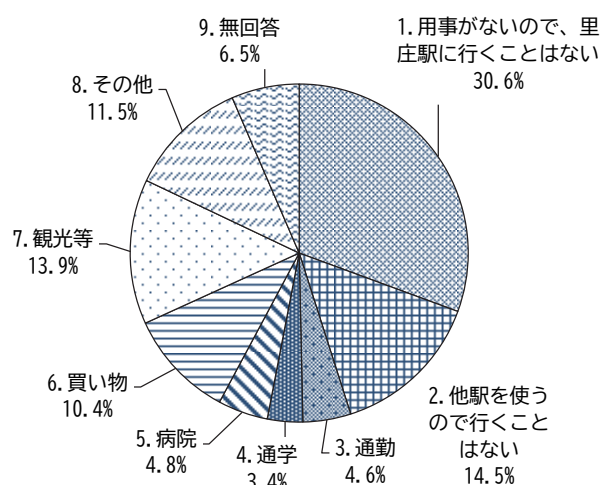
設問4-①

里庄駅には、主にどのような目的で行きますか。

〔当てはまるものを1つ選択〕

n=1003

選択肢	回答者数	構成比
1.用事がないので、里庄駅に行くことはない	307	30.6%
2.他駅を使うので行くことはない	145	14.5%
3.通勤	46	4.6%
4.通学	34	3.4%
5.病院	48	4.8%
6.買い物	104	10.4%
7.観光等	139	13.9%
8.その他	115	11.5%
9.無回答	65	6.5%



「回答内容について」

・「1.用事がないので、里庄駅に行くことはない（30.6%）」が最も多く、次いで「2.他駅を使うので行くことはない（14.5%）」、「7.観光等（13.9%）」となっている。

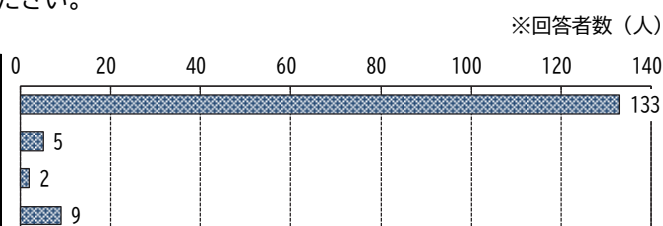
設問4-①（他駅）

「他駅」について、具体的な駅名をお聞かせください。

〔主な回答（主要な意見を集計）〕※重複あり

n=145

選択肢	回答者数
鴨方駅	133
笠岡駅	5
その他	2
無回答	9



「回答内容について」

・「他駅」の中では、「鴨方駅（133人）」が最も多く、次いで「笠岡駅（5人）」となっている。

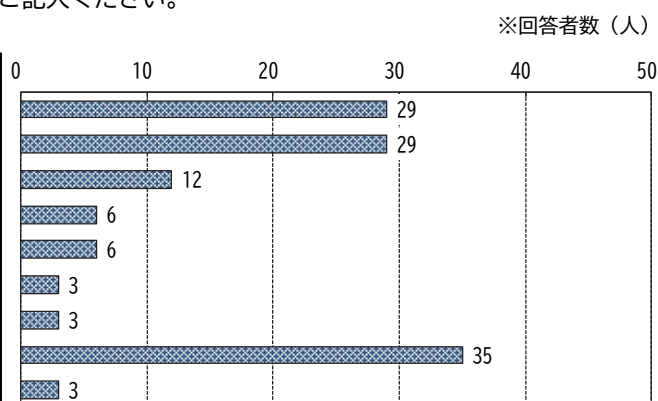
設問4-①（その他）

「8. その他」を選択した方は、具体的な内容をご記入ください。

〔主な回答（主要な意見を集計）〕※重複あり

n=115

選択肢	回答者数
飲食	29
送迎	29
仕事	12
帰省	6
旅行	6
習い事	3
遊びに行く	3
その他	35
無回答	3



「回答内容について」

・「8. その他」の中では、「飲食（29人）」と「送迎（29人）」が最も多く、次いで、「仕事（12人）」となっている。

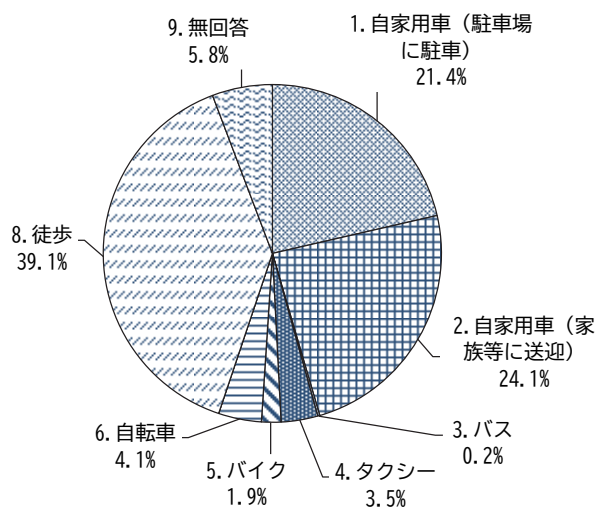
設問4-②

里庄駅には、主にどのような交通手段で行きますか。

[当てはまるものを1つ選択]

n=486

選択肢	回答者数	構成比
1. 自家用車（駐車場に駐車）	104	21.4%
2. 自家用車（家族等に送迎）	117	24.1%
3. バス	1	0.2%
4. タクシー	17	3.5%
5. バイク	9	1.9%
6. 自転車	20	4.1%
7. 電動キックボード	0	0.0%
8. 徒歩	190	39.1%
9. 無回答	28	5.8%



《回答内容について》

・「8. 徒歩（39.1%）」が最も多く、次いで「2. 自家用車（家族等に送迎）（24.1%）」、「1. 自家用車（駐車場に駐車）（21.4%）」となっている。

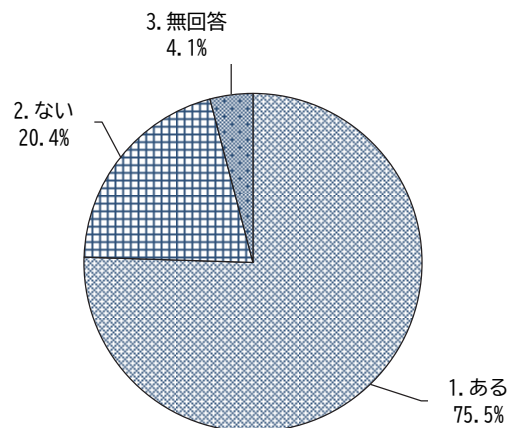
設問5

里庄駅、駅周辺の施設（駐車場、道路）などの利用にあたり、移動のしやすさ・安全性・利便性に支障があると感じているところがありますか。

[当てはまるものを1つ選択]

n=486

選択肢	回答者数	構成比
1. ある	367	75.5%
2. ない	99	20.4%
3. 無回答	20	4.1%



《回答内容について》

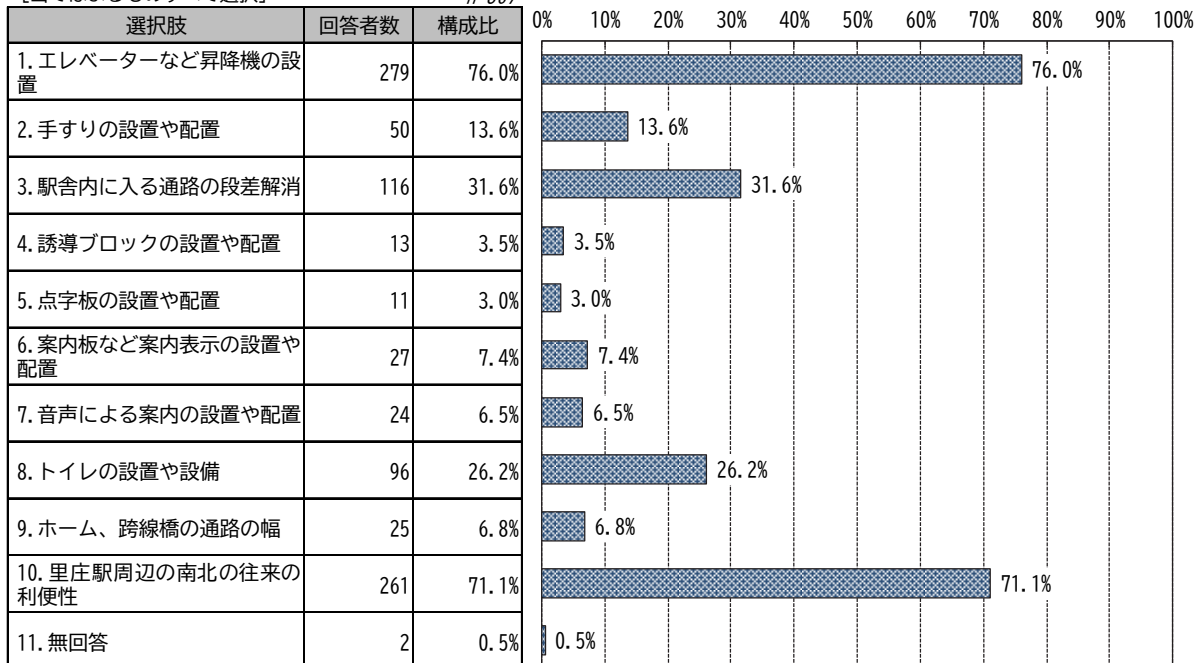
・「1. ある（75.5%）」が最も多く、次いで「2. ない（20.4%）」となっている。

設問6-①

里庄駅構内について、移動のしやすさ・安全性・利便性に支障があると感じている以下の項目がありますか。

〔当てはまるものすべて選択〕

n=367



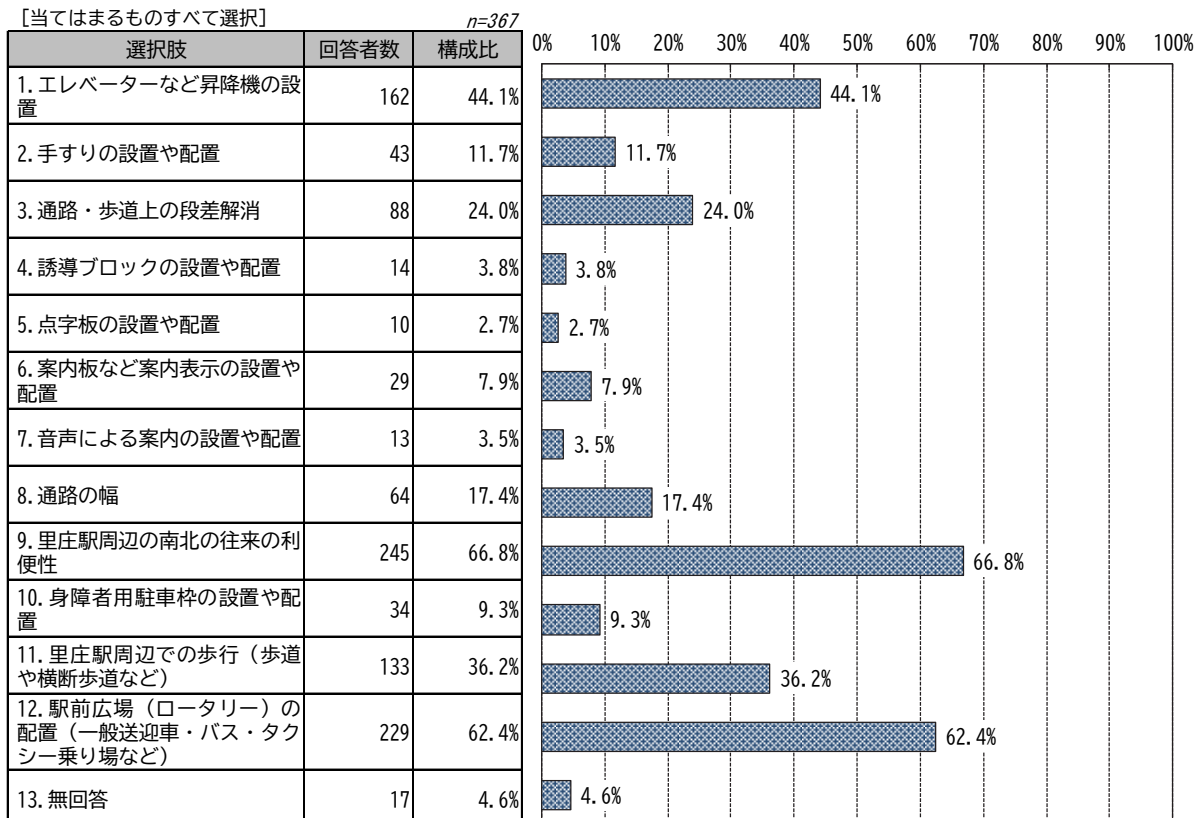
《回答内容について》

- ・「1. エレベーターなど昇降機の設置（76.0%）」が最も多く、次いで「10. 里庄駅周辺の南北の往来の利便性（71.1%）」、「3. 駅舎内に入る通路の段差解消（31.6%）」となっている。

設問6-②

里庄駅周辺（駅前広場（ロータリー）、町営駐車場、駅周辺道路など）の移動のしやすさ・安全性・利便性に支障があると感じている以下の項目がありますか。

〔当てはまるものすべて選択〕



《回答内容について》

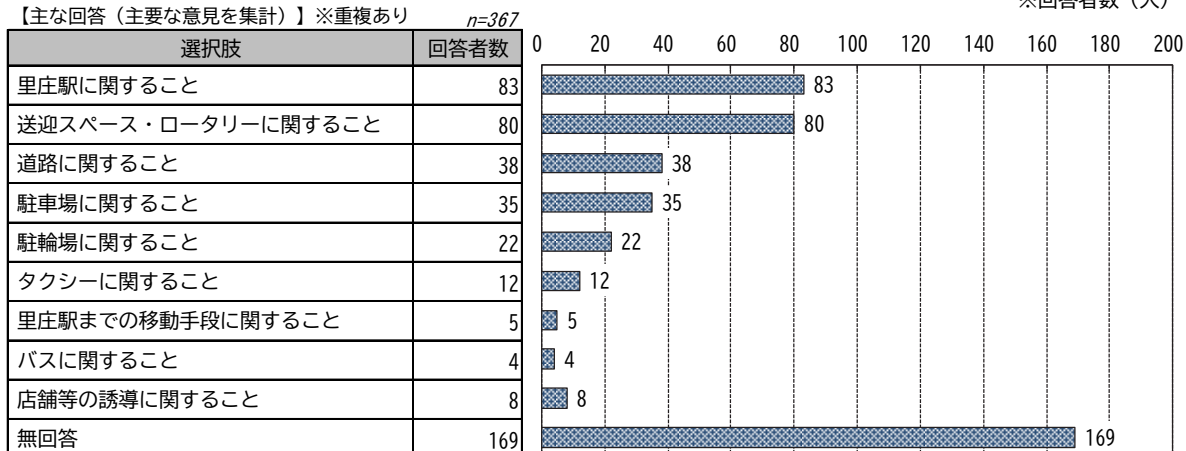
- ・「9. 里庄駅周辺の南北の往来の利便性（66.8%）」が最も多く、次いで「12. 駅前広場（ロータリー）の配置（一般送迎車・バス・タクシー乗り場など）（62.4%）」、「1. エレベーターなど昇降機の設置（44.1%）」となっている。

設問6-③

①、②について、さらに具体的な内容や、上記以外の項目や施設について、移動のしやすさ・安全性・利便性に支障があると感じていることがあれば、ご自由にご記入ください。

【主な回答（主要な意見を集計）】※重複あり

※回答者数（人）



《回答内容について》

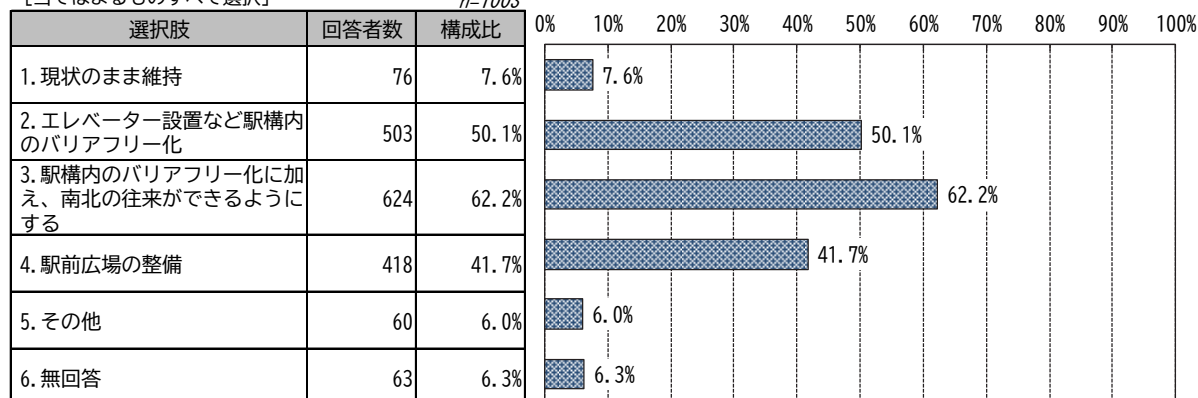
- ・自由記述の中では、「里庄駅に関すること（83人）」が最も多く、次いで「送迎スペース・ロータリーに関すること（80人）」、「道路に関すること（38人）」となっている。

設問7

里庄駅の将来的なあり方について、あなたが望ましいと思うものをお選びください。

〔当てはまるものすべて選択〕

n=1003



《回答内容について》

- ・「3. 駅構内のバリアフリー化に加え、南北の往来ができるようにする（62.2%）」が最も多く、次いで「2. エレベーター設置など駅構内のバリアフリー化（50.1%）」、「4. 駅前広場の整備（41.7%）」となっている。

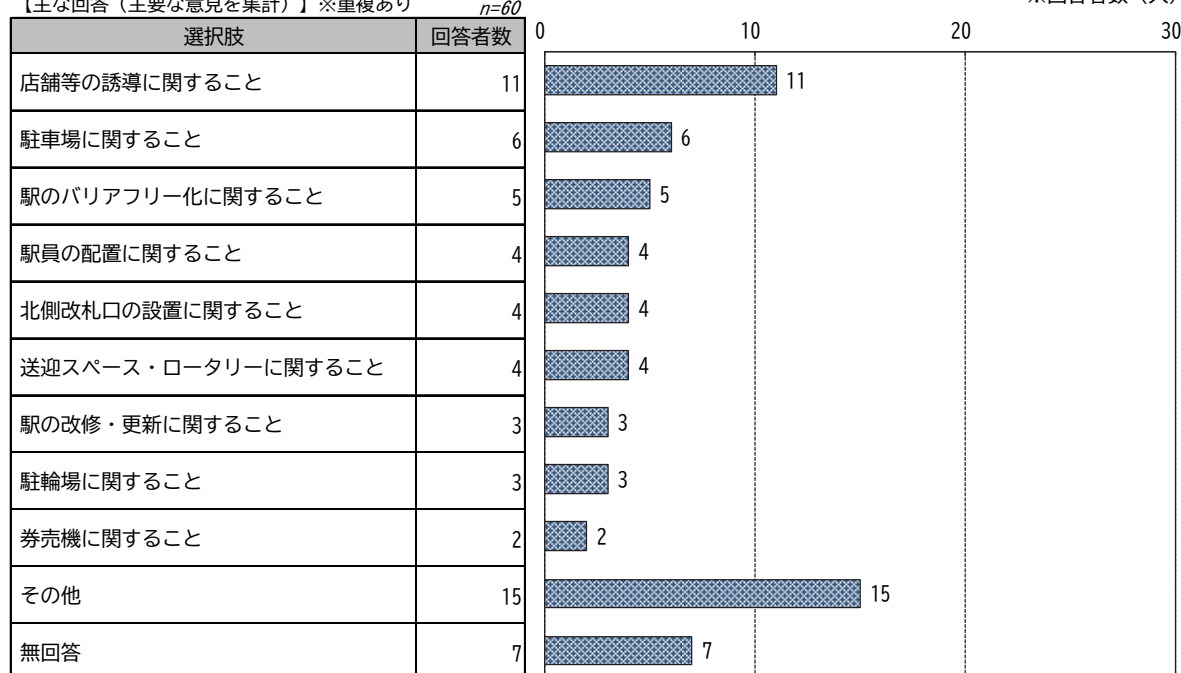
設問7（その他）

「5. その他」を選択した方は、具体的な内容をご記入ください。

〔主な回答（主要な意見を集計）〕※重複あり

n=60

※回答者数（人）



《回答内容について》

- ・「5. その他」の中では、「店舗等の誘導に関すること（11人）」が最も多く、次いで「駐車場に関すること（6人）」、「駅のバリアフリー化に関すること（5人）」となっている。

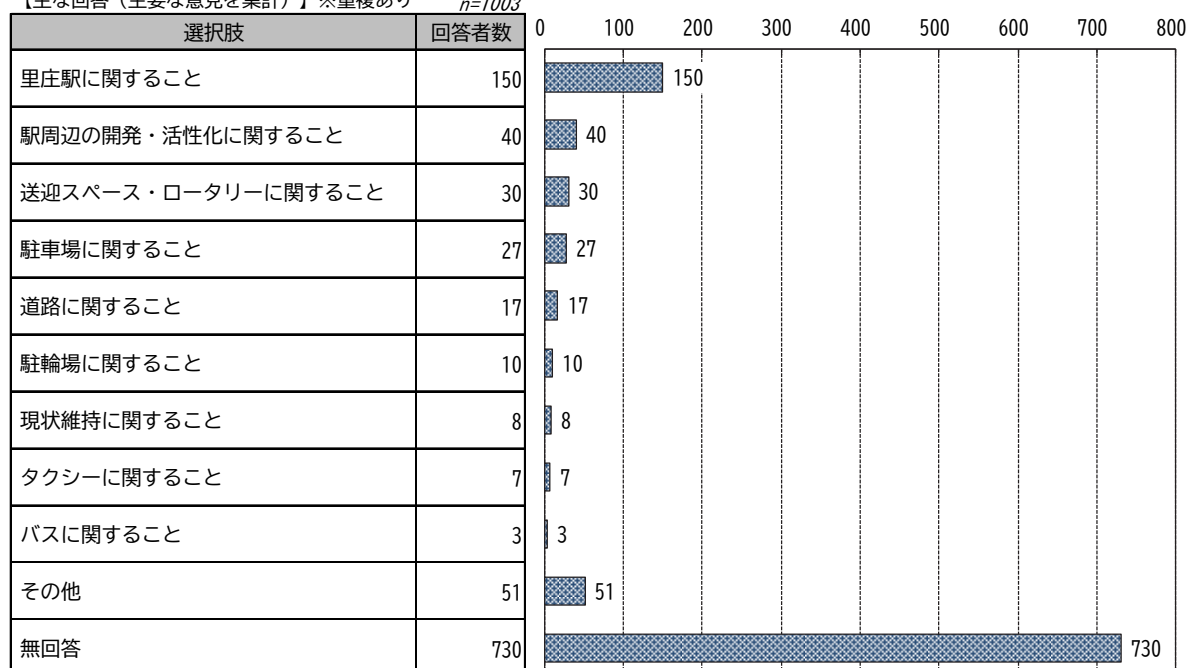
設問7（自由記入）

里庄駅の将来的なあり方について、ご意見がありましたらご記入ください。

【主な回答（主要な意見を集計）】※重複あり

n=1003

※回答者数（人）



「回答内容について」

- ・自由記述の中では、「里庄駅に関すること（150人）」が最も多く、次いで「駅周辺の開発・活性化に関すること（40人）」、「送迎スペース・ロータリーに関すること（30人）」となっている。

② クロス集計結果【設問2×設問4-①・設問7】

設問2「お住いの分館名」と設問4-①「里庄駅を利用する目的」、設問7「里庄駅の将来的なあり方」の回答をクロス集計した結果を以下に示します。

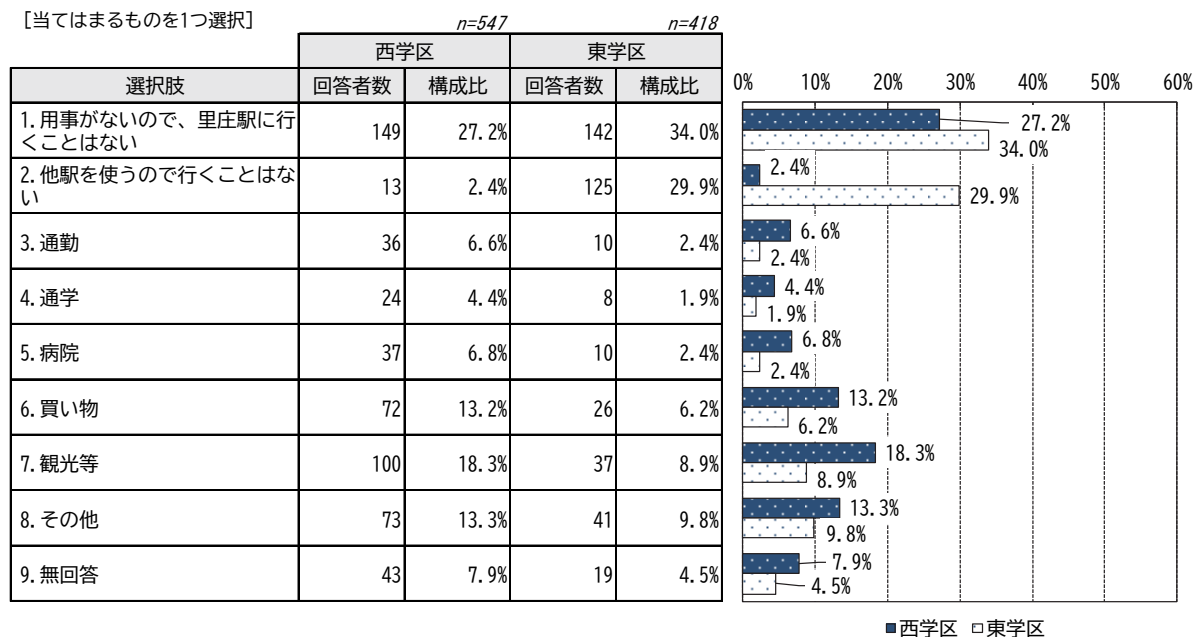
なお、分館名ごとに以下の2区分に分類して整理しています。

- 西学区：「1 浜中北」～「21 グリーングレスト北」（n=547）
- 東学区：「22 岩村」～「37 明地」（n=418）

設問4-①

里庄駅には、主にどのような目的で行きますか。

[当てはまるものを1つ選択]

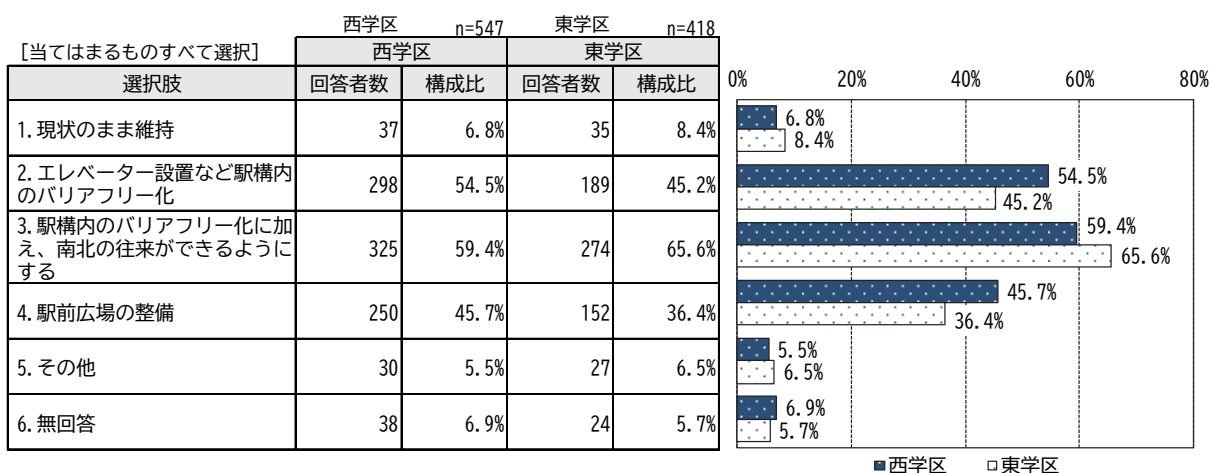


《回答内容について》

- ・西学区では、「1.用事がないので、里庄駅に行くことはない（27.2%）」が最も多く、次いで「7.観光等（18.3%）」、「6.買い物（13.2%）」となっている。
- ・東学区では、「1.用事がないので、里庄駅に行くことはない（34.0%）」が最も多く、次いで「2.他駅を使うので行くことはない（29.9%）」、「7.観光等（8.9%）」となっている。

設問7

里庄駅の将来的なあり方について、あなたが望ましいと思うものをお選びください。



「回答内容について」

- ・西学区では、「3. 駅構内のバリアフリー化に加え、南北の往来ができるようにする（59.4%）」が最も多く、次いで「2. エレベーター設置など駅構内のバリアフリー化（54.5%）」、「4. 駅前広場の整備（45.7%）」となっている。
- ・東学区では、「3. 駅構内のバリアフリー化に加え、南北の往来ができるようにする（65.6%）」が最も多く、次いで「2. エレベーター設置など駅構内のバリアフリー化（45.2%）」、「4. 駅前広場の整備（36.4%）」となっている。

③ クロス集計結果【設問1×設問4以降の選択式の設問】

設問1「年齢」および設問4以降の選択式の設問の回答をクロス集計した結果を以下に示します。

なお、年齢は以下の3区分に分類して各設問における回答を整理しています。

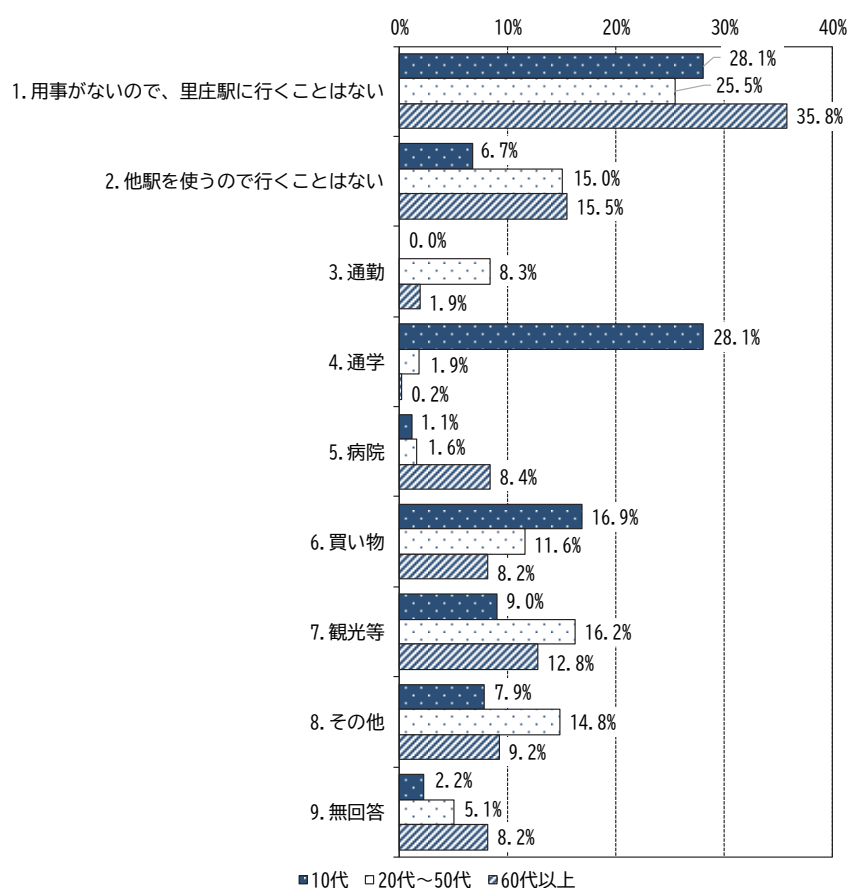
- 10代（n=89）
- 20代～50代（n=432）
- 60代以上（n=478）

設問4-①

里庄駅には、主にどのような目的で行きますか。

[当てはまるものを1つ選択]

選択肢	10代 n=89		20代～50代 n=432		60代以上 n=478	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比
1.用事がないので、里庄駅に行くことはない	25	28.1%	110	25.5%	171	35.8%
2.他駅を使うので行くことはない	6	6.7%	65	15.0%	74	15.5%
3.通勤	0	0.0%	36	8.3%	9	1.9%
4.通学	25	28.1%	8	1.9%	1	0.2%
5.病院	1	1.1%	7	1.6%	40	8.4%
6.買い物	15	16.9%	50	11.6%	39	8.2%
7.観光等	8	9.0%	70	16.2%	61	12.8%
8.その他	7	7.9%	64	14.8%	44	9.2%
9.無回答	2	2.2%	22	5.1%	39	8.2%



《回答内容について》

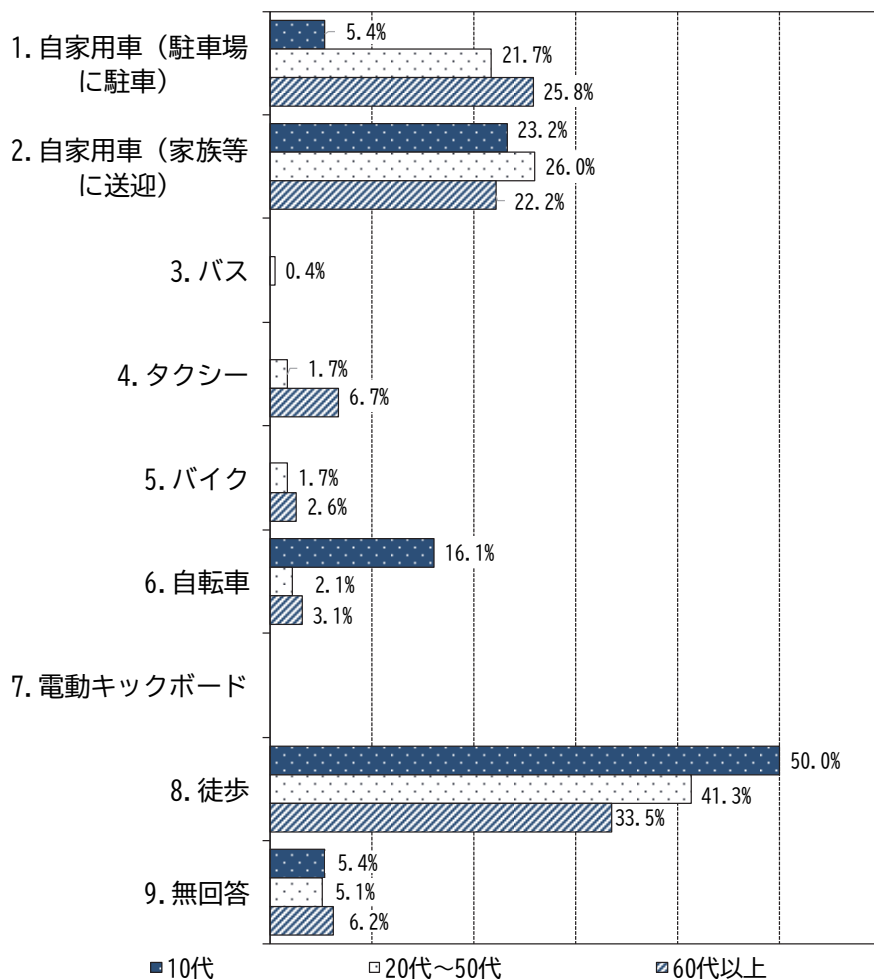
- ・10代では、「1.用事がないので、里庄駅に行くことはない (28.1%)」、「4.通学 (28.1%)」が最も多く、次いで「6.買い物 (16.9%)」となっている。
- ・20代～50代では、「1.用事がないので、里庄駅に行くことはない (25.5%)」が最も多く、次いで「7.観光等 (16.2%)」、「2.他駅を使うので行くことはない (15.0%)」となっている。
- ・60代以上では、「1.用事がないので、里庄駅に行くことはない (35.8%)」が最も多く、次いで「2.他駅を使うので行くことはない (15.5%)」、「7.観光等 (12.8%)」となっている。

設問4-②

里庄駅には、主にどのような交通手段で行きますか。

[当てはまるものを1つ選択]

選択肢	10代 n=56		20代～50代 n=235		60代以上 n=194	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比
1. 自家用車（駐車場に駐車）	3	5.4%	51	21.7%	50	25.8%
2. 自家用車（家族等に送迎）	13	23.2%	61	26.0%	43	22.2%
3. バス	0	0.0%	1	0.4%	0	0.0%
4. タクシー	0	0.0%	4	1.7%	13	6.7%
5. バイク	0	0.0%	4	1.7%	5	2.6%
6. 自転車	9	16.1%	5	2.1%	6	3.1%
7. 電動キックボード	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
8. 徒歩	28	50.0%	97	41.3%	65	33.5%
9. 無回答	3	5.4%	12	5.1%	12	6.2%



《回答内容について》

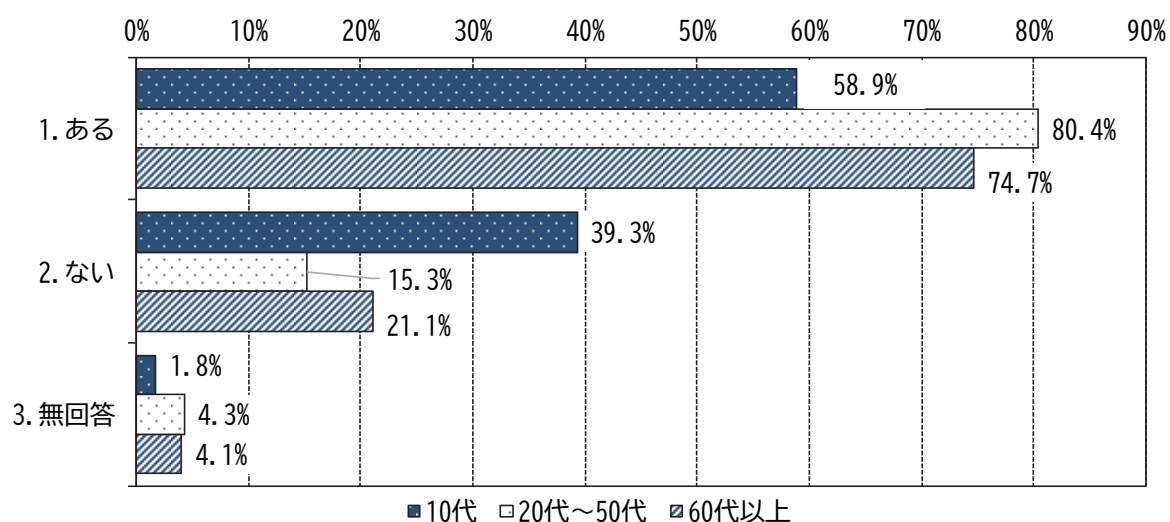
- ・10代では、「8. 徒歩（50.0%）」が最も多く、次いで「2. 自家用車（家族等に送迎）（23.2%）」、「6. 自転車（16.1%）」となっている。
- ・20代～50代では、「8. 徒歩（41.3%）」が最も多く、次いで「2. 自家用車（家族等に送迎）（26.0%）」、「1. 自家用車（駐車場に駐車）（21.7%）」となっている。
- ・60代以上では、「8. 徒歩（33.5%）」が最も多く、次いで「1. 自家用車（駐車場に駐車）（25.8%）」、「2. 自家用車（家族等に送迎）（22.2%）」となっている。

設問5

里庄駅、駅周辺の施設（駐車場、道路）などの利用にあたり、移動のしやすさ・安全性・利便性に支障があると感じているところがありますか。

[当てはまるものを1つ選択]

選択肢	10代 n=56		20代～50代 n=235		60代以上 n=194	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比
1. ある	33	58.9%	189	80.4%	145	74.7%
2. ない	22	39.3%	36	15.3%	41	21.1%
3. 無回答	1	1.8%	10	4.3%	8	4.1%



《回答内容について》

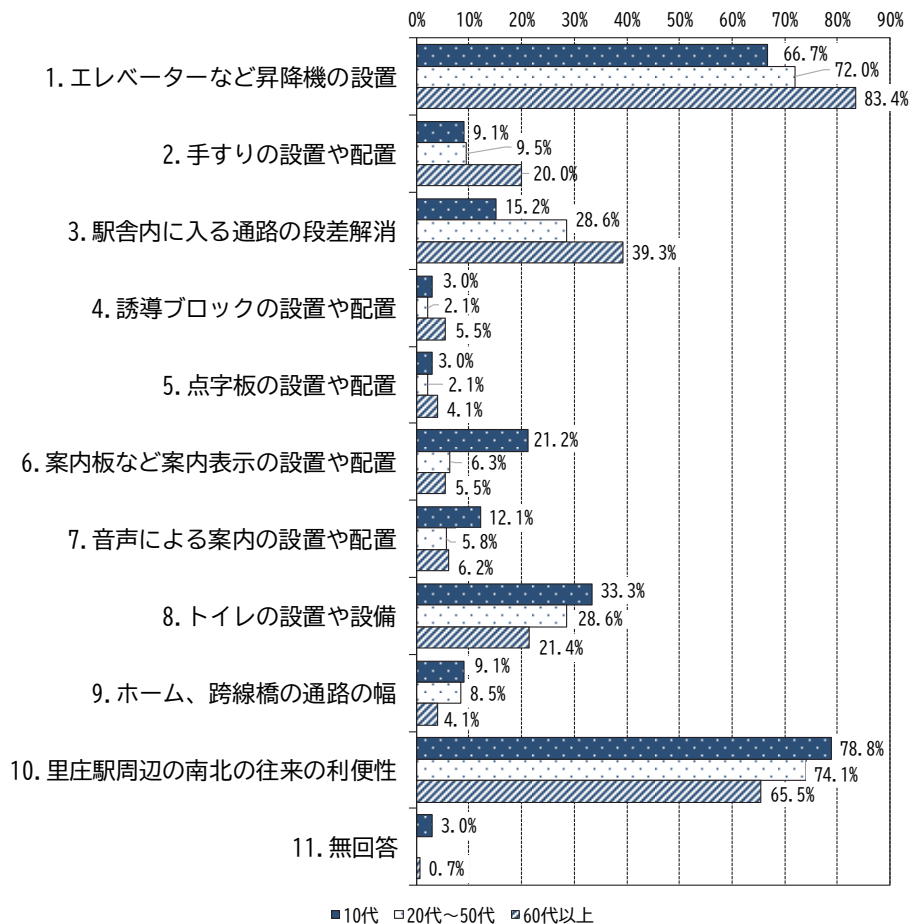
- ・ 10代では、「1. ある (58.9%)」が最も多く、次いで「2. ない (39.3%)」となっている。
- ・ 20代～50代では、「1. ある (80.4%)」が最も多く、次いで「2. ない (15.3%)」となっている。
- ・ 60代以上では、「1. ある (74.7%)」が最も多く、次いで「2. ない (21.1%)」となっている。

設問6-①

里庄駅構内について、移動のしやすさ・安全性・利便性に支障があると感じている以下の項目がありますか。

[当てはまるものすべて選択]

選択肢	10代		20代～50代		60代以上	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比
1. エレベーターなど昇降機の設置	22	66.7%	136	72.0%	121	83.4%
2. 手すりの設置や配置	3	9.1%	18	9.5%	29	20.0%
3. 駅舎内に入る通路の段差解消	5	15.2%	54	28.6%	57	39.3%
4. 誘導ブロックの設置や配置	1	3.0%	4	2.1%	8	5.5%
5. 点字板の設置や配置	1	3.0%	4	2.1%	6	4.1%
6. 案内板など案内表示の設置や配置	7	21.2%	12	6.3%	8	5.5%
7. 音声による案内の設置や配置	4	12.1%	11	5.8%	9	6.2%
8. トイレの設置や設備	11	33.3%	54	28.6%	31	21.4%
9. ホーム、跨線橋の通路の幅	3	9.1%	16	8.5%	6	4.1%
10. 里庄駅周辺の南北の往來の利便性	26	78.8%	140	74.1%	95	65.5%
11. 無回答	1	3.0%	0	0.0%	1	0.7%



《回答内容について》

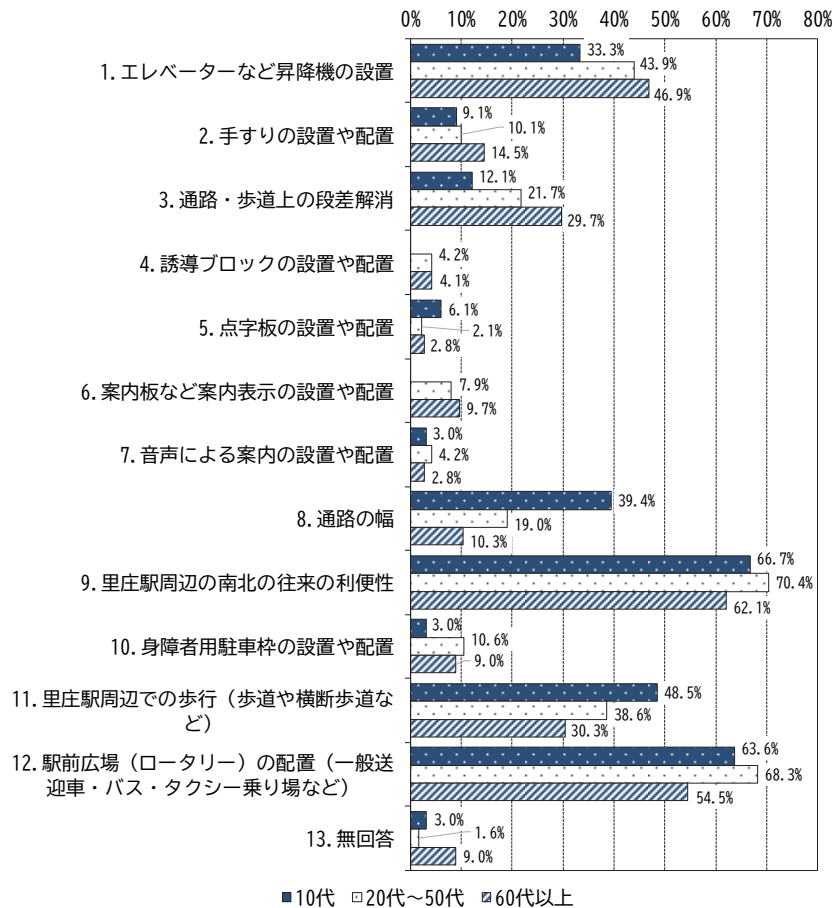
- ・ 10代では、「10. 里庄駅周辺の南北の往來の利便性 (78.8%)」が最も多く、次いで「1. エレベーターなど昇降機の設置 (66.7%)」、「8. トイレの設置や設備 (33.3%)」となっている。
- ・ 20代～50代では、「10. 里庄駅周辺の南北の往來の利便性 (74.1%)」が最も多く、次いで「1. エレベーターなど昇降機の設置 (72.0%)」、「3. 駅舎内に入る通路の段差解消 (28.6%)」、「8. トイレの設置や設備 (28.6%)」となっている。
- ・ 60代以上では、「1. エレベーターなど昇降機の設置 (83.4%)」が最も多く、次いで「10. 里庄駅周辺の南北の往來の利便性 (65.5%)」、「3. 駅舎内に入る通路の段差解消 (39.3%)」となっている。

設問6-②

里庄駅周辺（駅前広場（ロータリー）、町営駐車場、駅周辺道路など）の移動のしやすさ・安全性・利便性に支障があると感じている以下の項目がありますか。

【当てはまるものすべて選択】

選択肢	n=33		n=189		n=145	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比
1. エレベーターなど昇降機の設置	11	33.3%	83	43.9%	68	46.9%
2. 手すりの設置や配置	3	9.1%	19	10.1%	21	14.5%
3. 通路・歩道上の段差解消	4	12.1%	41	21.7%	43	29.7%
4. 誘導ブロックの設置や配置	0	0.0%	8	4.2%	6	4.1%
5. 点字板の設置や配置	2	6.1%	4	2.1%	4	2.8%
6. 案内板など案内表示の設置や配置	0	0.0%	15	7.9%	14	9.7%
7. 音声による案内の設置や配置	1	3.0%	8	4.2%	4	2.8%
8. 通路の幅	13	39.4%	36	19.0%	15	10.3%
9. 里庄駅周辺の南北の往來の利便性	22	66.7%	133	70.4%	90	62.1%
10. 身障者用駐車枠の設置や配置	1	3.0%	20	10.6%	13	9.0%
11. 里庄駅周辺での歩行（歩道や横断歩道など）	16	48.5%	73	38.6%	44	30.3%
12. 駅前広場（ロータリー）の配置（一般送迎車・バス・タクシー乗り場など）	21	63.6%	129	68.3%	79	54.5%
13. 無回答	1	3.0%	3	1.6%	13	9.0%



《回答内容について》

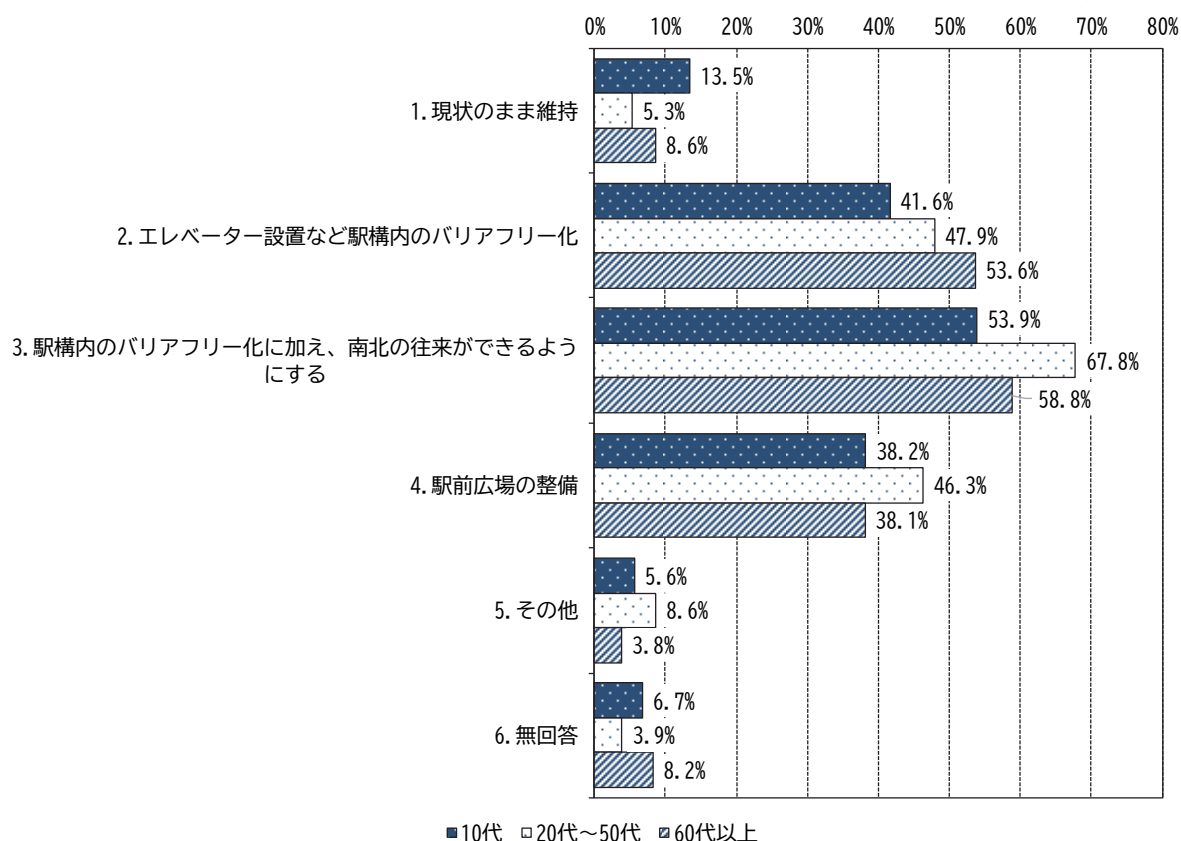
- ・ 10代では、「9. 里庄駅周辺の南北の往來の利便性（66.7%）」が最も多く、次いで「12. 駅前広場（ロータリー）の配置（一般送迎車・バス・タクシー乗り場など）（63.6%）」、「11. 里庄駅周辺での歩行（歩道や横断歩道など）（48.5%）」となっている。
- ・ 20代～50代では、「9. 里庄駅周辺の南北の往來の利便性（70.4%）」が最も多く、次いで「12. 駅前広場（ロータリー）の配置（一般送迎車・バス・タクシー乗り場など）（68.3%）」、「1. エレベーターなど昇降機の設置（43.9%）」となっている。
- ・ 60代以上では、「9. 里庄駅周辺の南北の往來の利便性（62.1%）」が最も多く、次いで「12. 駅前広場（ロータリー）の配置（一般送迎車・バス・タクシー乗り場など）（54.5%）」、「1. エレベーターなど昇降機の設置（46.9%）」となっている。

設問7

里庄駅の将来的なあり方について、あなたが望ましいと思うものをお選びください。

[当てはまるものすべて選択]

選択肢	n=89		n=432		n=478	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比
1. 現状のまま維持	12	13.5%	23	5.3%	41	8.6%
2. エレベーター設置など駅構内のバリアフリー化	37	41.6%	207	47.9%	256	53.6%
3. 駅構内のバリアフリー化に加え、南北の往来ができるようにする	48	53.9%	293	67.8%	281	58.8%
4. 駅前広場の整備	34	38.2%	200	46.3%	182	38.1%
5. その他	5	5.6%	37	8.6%	18	3.8%
6. 無回答	6	6.7%	17	3.9%	39	8.2%



「回答内容について」

- ・ 10代では、「3. 駅構内のバリアフリー化に加え、南北の往来ができるようにする (53.9%)」が最も多く、次いで「2. エレベーター設置など駅構内のバリアフリー化 (41.6%)」、「4. 駅前広場の整備 (38.2%)」となっている。
- ・ 20代～50代では、「3. 駅構内のバリアフリー化に加え、南北の往来ができるようにする (67.8%)」が最も多く、次いで「2. エレベーター設置など駅構内のバリアフリー化 (47.9%)」、「4. 駅前広場の整備 (46.3%)」となっている。
- ・ 60代以上では、「3. 駅構内のバリアフリー化に加え、南北の往来ができるようにする (58.8%)」が最も多く、次いで「2. エレベーター設置など駅構内のバリアフリー化 (53.6%)」、「4. 駅前広場の整備 (38.1%)」となっている。

④ クロス集計結果【設問3×設問4以降の選択式の設問】

日常的な移動にあたり、歩行の手段または補助として使用されているものがある方（設問3で2～9の回答を選択した方）を抽出し、設問4以降の選択式の設問の回答を集計した結果を以下に示します。

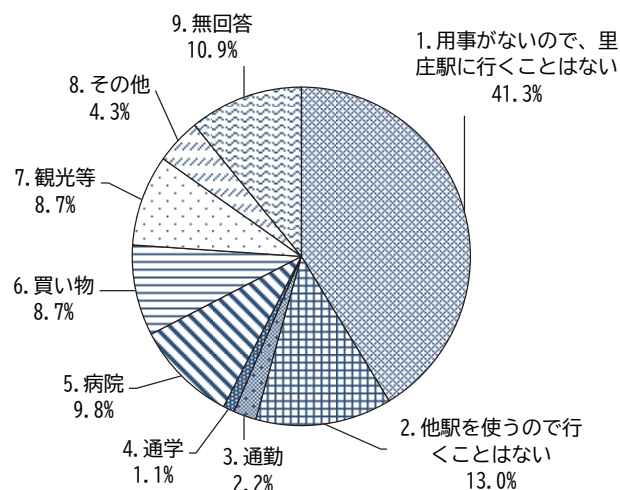
設問4-①

里庄駅には、主にどのような目的で行きますか。

[当てはまるものを1つ選択]

n=92

選択肢	回答者数	構成比
1.用事がないので、里庄駅に行くことはない	38	41.3%
2.他駅を使うので行くことはない	12	13.0%
3.通勤	2	2.2%
4.通学	1	1.1%
5.病院	9	9.8%
6.買い物	8	8.7%
7.観光等	8	8.7%
8.その他	4	4.3%
9.無回答	10	10.9%



《回答内容について》

- ・「1.用事がないので、里庄駅に行くことはない（41.3%）」が最も多く、次いで「2.他駅を使うので行くことはない（13.0%）」、「6.買い物（8.7%）」、「7.観光等（8.7%）」となっている。

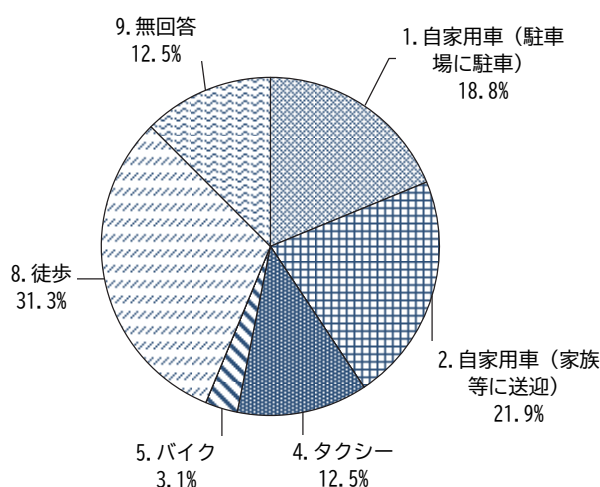
設問4-②

里庄駅には、主にどのような交通手段で行きますか。

[当てはまるものを1つ選択]

n=32

選択肢	回答者数	構成比
1.自家用車（駐車場に駐車）	6	18.8%
2.自家用車（家族等に送迎）	7	21.9%
3.バス	0	0.0%
4.タクシー	4	12.5%
5.バイク	1	3.1%
6.自転車	0	0.0%
7.電動キックボード	0	0.0%
8.徒歩	10	31.3%
9.無回答	4	12.5%



《回答内容について》

- ・「8.徒歩（31.3%）」が最も多く、次いで「2.自家用車（家族等に送迎）（21.9%）」、「1.自家用車（駐車場に駐車）（18.8%）」となっている。

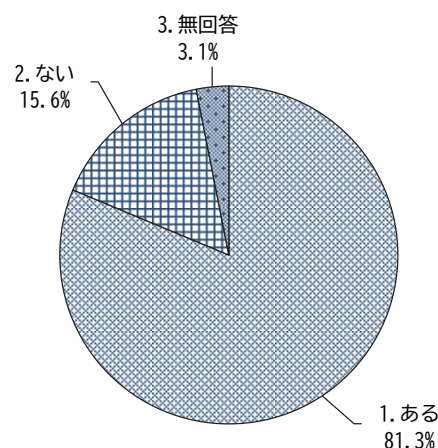
設問5

里庄駅、駅周辺の施設（駐車場、道路）などの利用にあたり、移動のしやすさ・安全性・利便性に支障があると感じているところがありますか。

〔当てはまるものを1つ選択〕

n=32

選択肢	回答者数	構成比
1. ある	26	81.3%
2. ない	5	15.6%
3. 無回答	1	3.1%



《回答内容について》

・「1. ある（81.3%）」が最も多く、次いで「2. ない（15.6%）」となっている。

設問6-①

里庄駅構内について、移動のしやすさ・安全性・利便性に支障があると感じている以下の項目がありますか。

〔当てはまるものすべて選択〕

n=26

選択肢	回答者数	構成比	割合
1. エレベーターなど昇降機の設置	24	92.3%	92.3%
2. 手すりの設置や配置	7	26.9%	26.9%
3. 駅舎内に入る通路の段差解消	10	38.5%	38.5%
4. 誘導ブロックの設置や配置	2	7.7%	7.7%
5. 点字板の設置や配置	1	3.8%	3.8%
6. 案内板など案内表示の設置や配置	0	0.0%	0.0%
7. 音声による案内の設置や配置	2	7.7%	7.7%
8. トイレの設置や設備	8	30.8%	30.8%
9. ホーム、跨線橋の通路の幅	1	3.8%	3.8%
10. 里庄駅周辺の南北の往来の利便性	17	65.4%	65.4%
11. 無回答	0	0.0%	0.0%

《回答内容について》

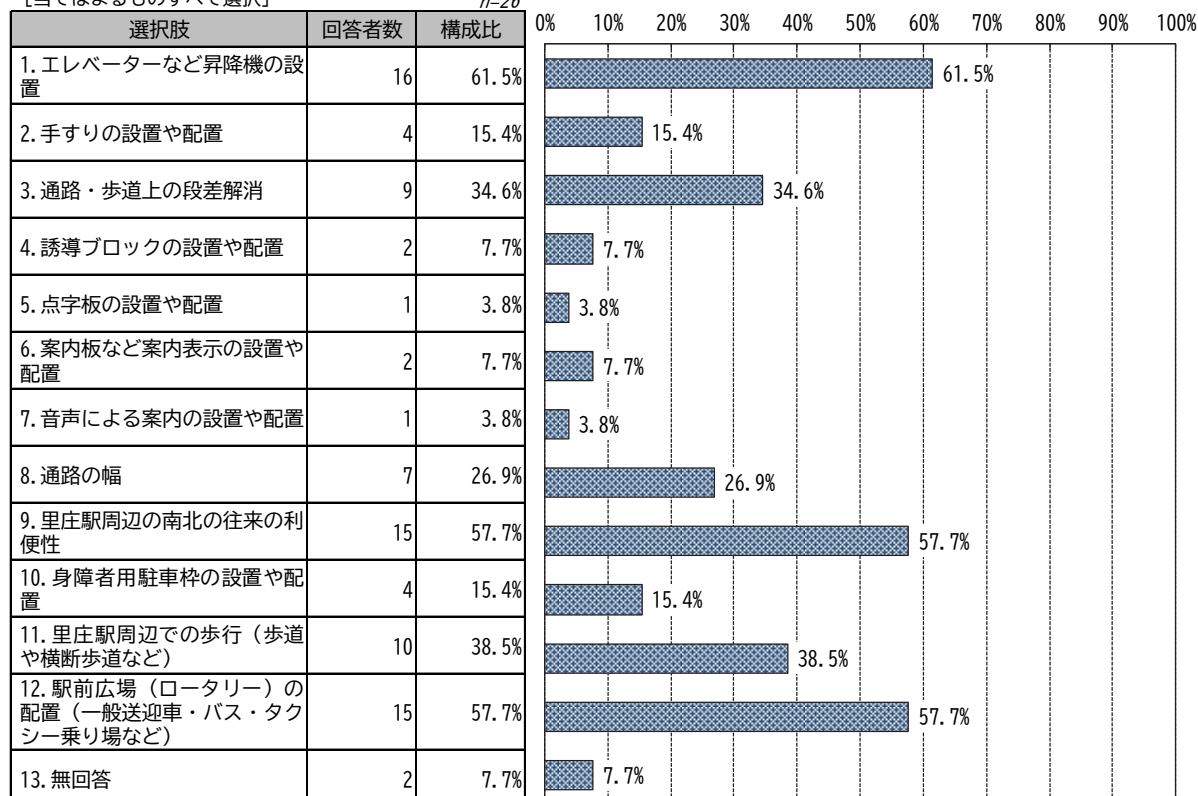
・「1. エレベーターなど昇降機の設置（92.3%）」が最も多く、次いで「10. 里庄駅周辺の南北の往来の利便性（65.4%）」、「3. 駅舎内に入る通路の段差解消（38.5%）」となっている。

設問6-②

里庄駅周辺（駅前広場（ロータリー）、町営駐車場、駅周辺道路など）の移動のしやすさ・安全性・利便性に支障があると感じている以下の項目がありますか。

〔当てはまるものすべて選択〕

n=26



《回答内容について》

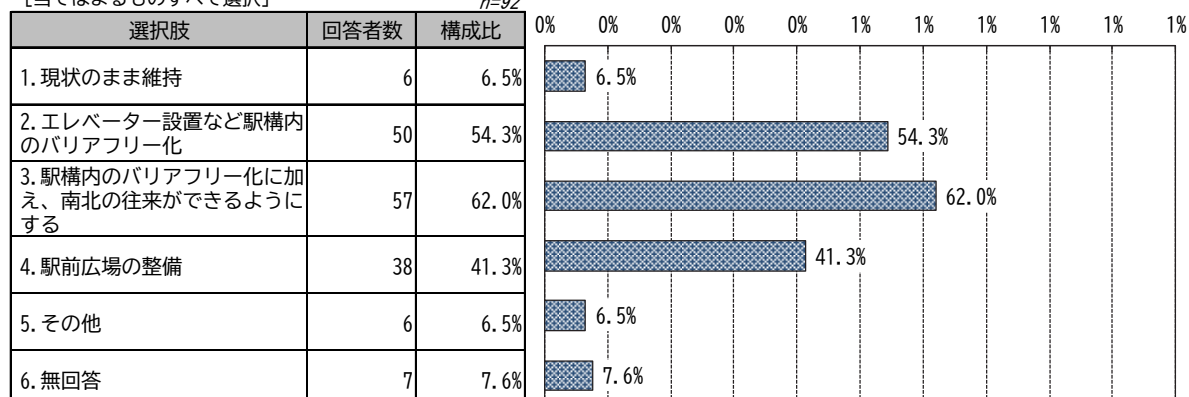
- ・「1. エレベーターなど昇降機の設置（61.5%）」が最も多く、次いで「9. 里庄駅周辺の南北の往來の利便性（57.7%）」、「12. 駅前広場（ロータリー）の配置（一般送迎車・バス・タクシー乗り場など）（57.7%）」となっている。

設問7

里庄駅の将来的なあり方について、あなたが望ましいと思うものをお選びください。

〔当てはまるものすべて選択〕

n=92



《回答内容について》

- ・「3. 駅構内のバリアフリー化に加え、南北の往來ができるようにする（62.0%）」が最も多く、次いで「2. エレベーター設置など駅構内のバリアフリー化（54.3%）」、「4. 駅前広場の整備（41.3%）」となっている。

⑤ クロス集計【設問 4-①×設問 7】

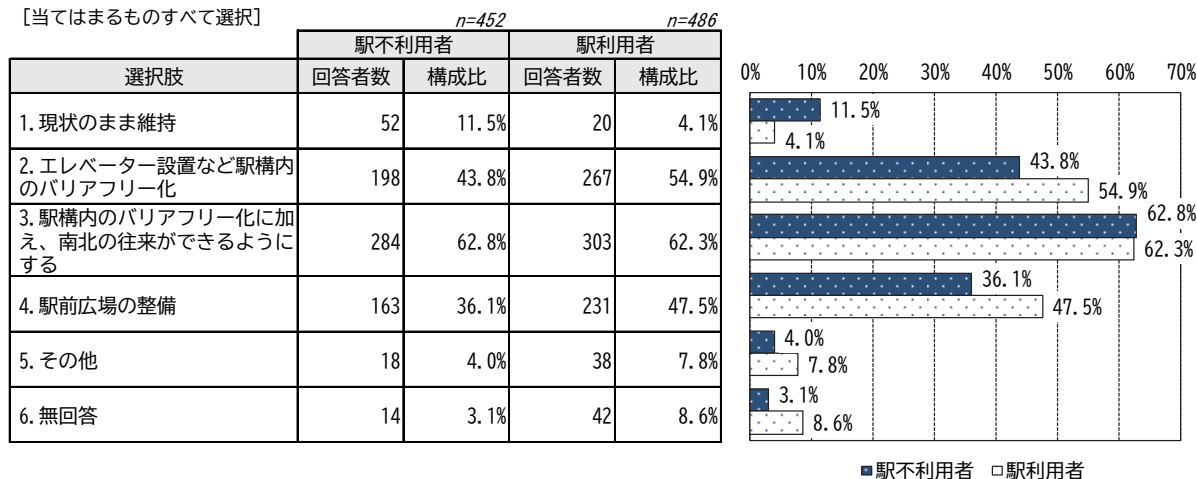
駅の利用有無と設問 7「里庄駅の将来的なあり方」の回答をクロス集計した結果を以下に示します。

- 駅不利用者（設問 4-①において 1 または 2 を選択した回答者）（n=453）
- 駅利用者（設問 4-①において 3～8 を選択した回答者）（n=486）

設問7

里庄駅の将来的なあり方について、あなたが望ましいと思うものをお選びください。

[当てはまるものすべて選択]



《回答内容について》

- ・ 駅を利用しない人では、「3. 駅構内のバリアフリー化に加え、南北の往来ができるようにする（62.8%）」が最も多く、次いで「2. エレベーター設置など駅構内のバリアフリー化（43.8%）」、「4. 駅前広場の整備（36.1%）」となっている。
- ・ 駅を利用する人では、「3. 駅構内のバリアフリー化に加え、南北の往来ができるようにする（62.3%）」が最も多く、次いで「2. エレベーター設置など駅構内のバリアフリー化（54.9%）」、「4. 駅前広場の整備（47.5%）」となっている。

(2) 駅前配布用アンケート調査結果

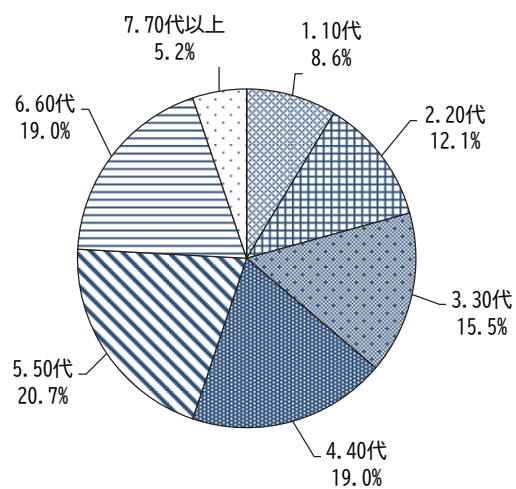
設問1

あなたの年齢についてお答えください。

[当てはまるものを1つ選択]

n=58

選択肢	回答者数	構成比
1. 10代	5	8.6%
2. 20代	7	12.1%
3. 30代	9	15.5%
4. 40代	11	19.0%
5. 50代	12	20.7%
6. 60代	11	19.0%
7. 70代以上	3	5.2%
8. 無回答	0	0.0%



《回答内容について》

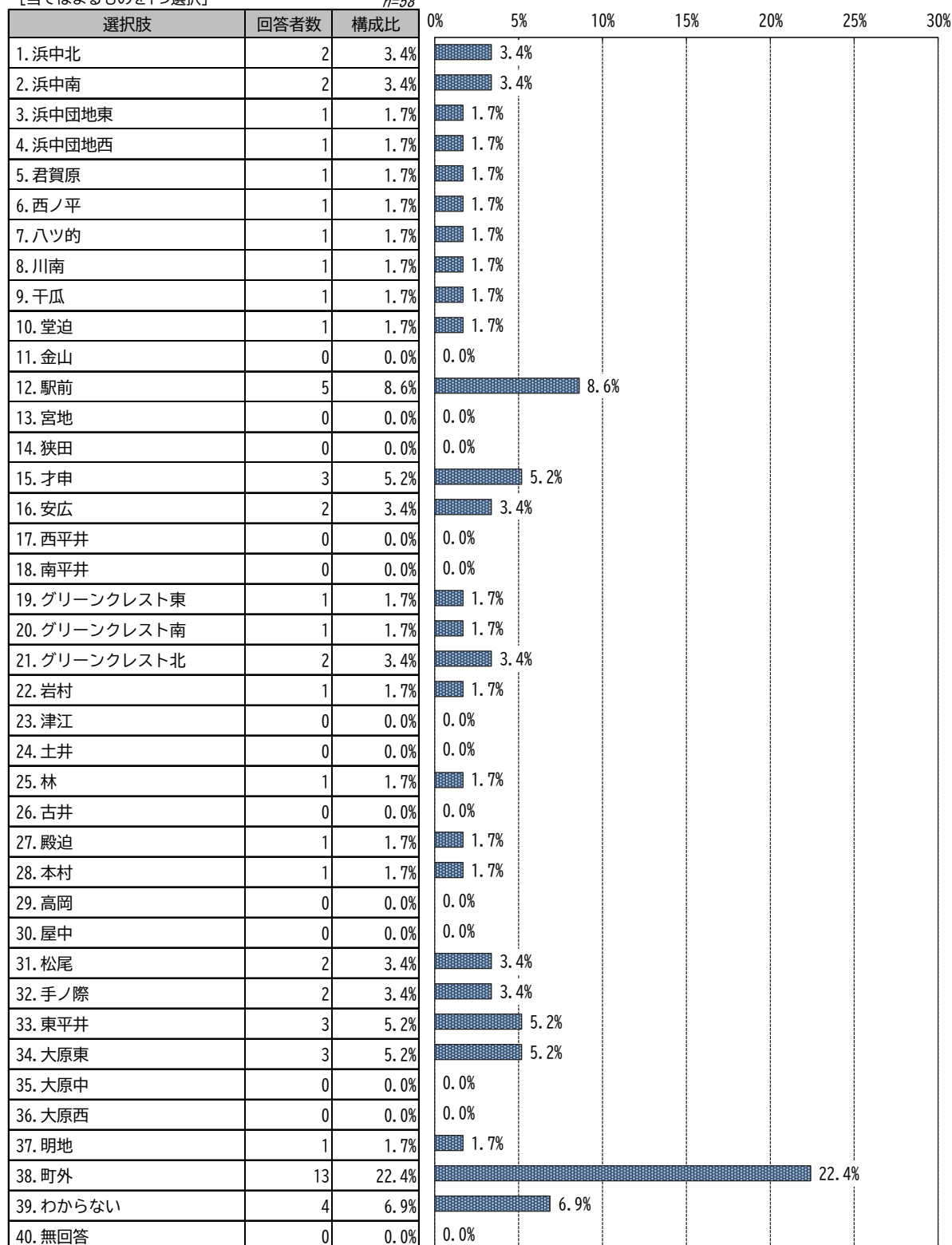
- ・「5. 50代 (20.7%)」の回答者が最も多く、次いで「4. 40代 (19.0%)」、「6. 60代 (19.0%)」となっている。

設問2

あなたのお住まいの分館名についてお答えください。

[当てはまるものを1つ選択]

n=58



《回答内容について》

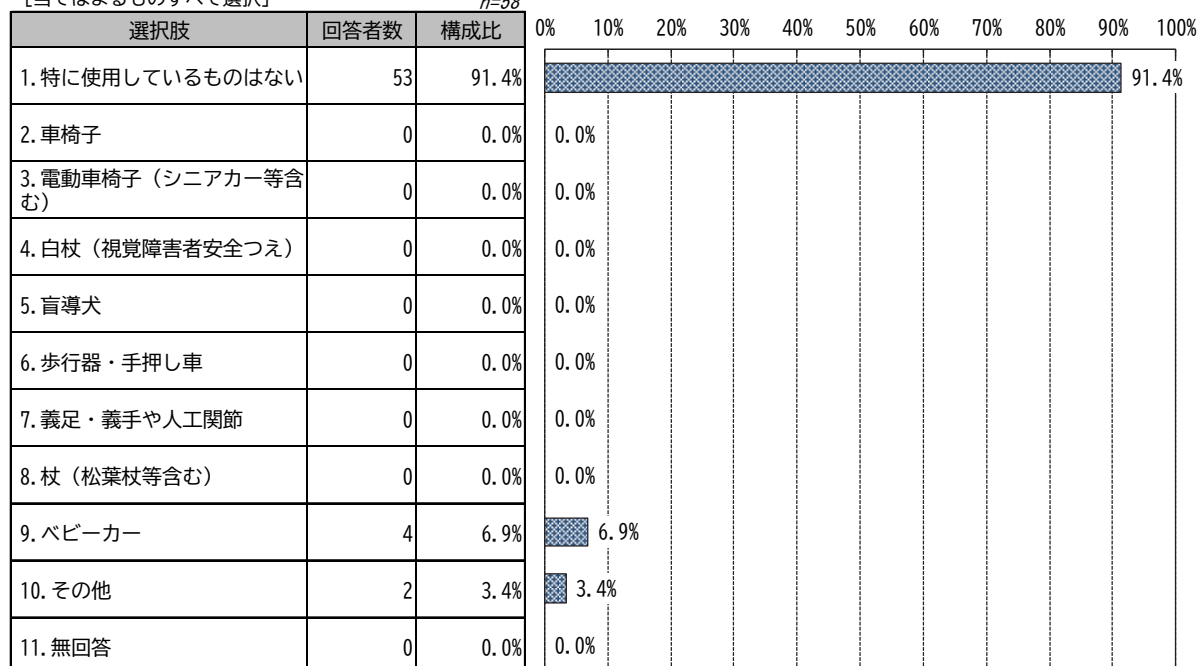
- ・「38. 町外 (22.4%)」が最も多く、次いで「12. 駅前 (8.6%)」、「39. わからない (6.9%)」となっている。

設問3

あなた自身の日常的な移動にあたり、歩行の手段または補助として、主に使用されているものについてお答えください。

[当てはまるものすべて選択]

n=58



「回答内容について」

- ・「1. 特に使用しているものはない（91.4%）」が最も多く、次いで「9. ベビーカー（6.9%）」、「10. その他（3.4%）」となっている。

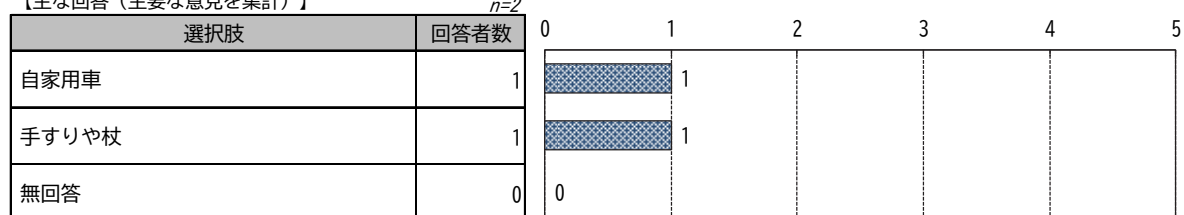
設問3（その他）

「10. その他」を選択した方は、具体的な内容をご記入ください。

【主な回答（主要な意見を集計）】

n=2

※回答者数（人）



「回答内容について」

- ・「10. その他」の回答は、「自家用車（1人）」、「手すりや杖（1人）」となっている。

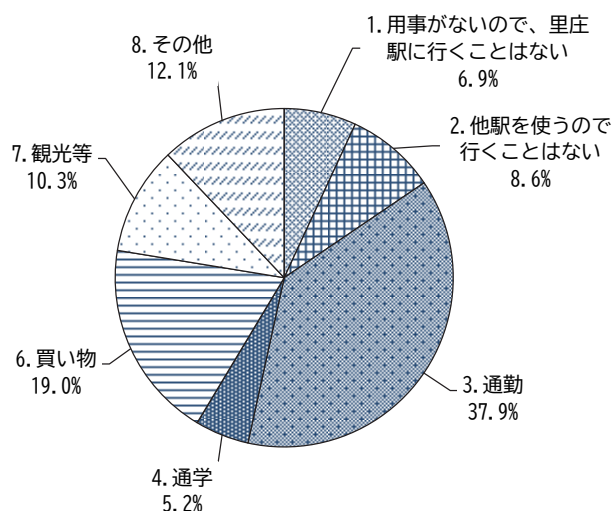
設問4-①

里庄駅には、主にどのような目的で行きますか。

〔当てはまるものを1つ選択〕

n=58

選択肢	回答者数	構成比
1.用事がないので、里庄駅に行くことはない	4	6.9%
2.他駅を使うので行くことはない	5	8.6%
3.通勤	22	37.9%
4.通学	3	5.2%
5.病院	0	0.0%
6.買い物	11	19.0%
7.観光等	6	10.3%
8.その他	7	12.1%
9.無回答	0	0.0%



《回答内容について》

- ・「3.通勤（37.9%）」が最も多く、次いで「6.買い物（19.0%）」、「8.その他（12.1%）」となっている。

設問4-①（他駅）

「他駅」について、具体的な駅名をお聞かせください。

〔主な回答（主要な意見を集計）〕

n=5

※回答者数（人）

選択肢	回答者数
鴨方駅	4
その他	1
無回答	0

《回答内容について》

- ・「他駅」の回答は、「鴨方駅（4人）」が最も多くなっている。

設問4-①（その他）

「8. その他」を選択した方は、具体的な内容をご記入ください。

〔主な回答（主要な意見を集計）〕

n=7

※回答者数（人）

選択肢	回答者数
送迎	4
帰省	1
会合	1
無回答	1

《回答内容について》

- ・「8. その他」の中では、「送迎（4人）」が最も多く、次いで「帰省（1人）」、「会合（1人）」となっている。

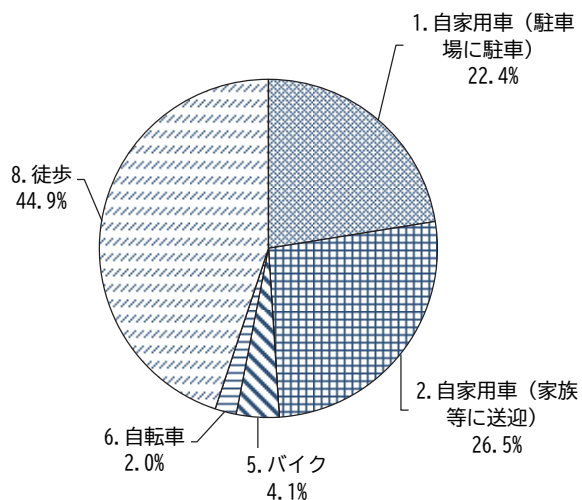
設問4-②

里庄駅には、主にどのような交通手段で行きますか。

[当てはまるものを1つ選択]

n=49

選択肢	回答者数	構成比
1. 自家用車（駐車場に駐車）	11	22.4%
2. 自家用車（家族等に送迎）	13	26.5%
3. バス	0	0.0%
4. タクシー	0	0.0%
5. バイク	2	4.1%
6. 自転車	1	2.0%
7. 電動キックボード	0	0.0%
8. 徒歩	22	44.9%
9. 無回答	0	0.0%



《回答内容について》

・「8. 徒歩（44.9%）」が最も多く、次いで「2. 自家用車（家族等に送迎）（26.5%）」、「1. 自家用車（駐車場に駐車）（22.4%）」となっている。

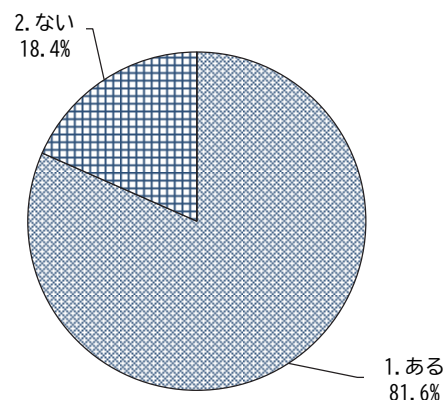
設問5

里庄駅、駅周辺の施設（駐車場、道路）などの利用にあたり、移動のしやすさ・安全性・利便性に支障があると感じているところがありますか。

[当てはまるものを1つ選択]

n=49

選択肢	回答者数	構成比
1. ある	40	81.6%
2. ない	9	18.4%
3. 無回答	0	0.0%



《回答内容について》

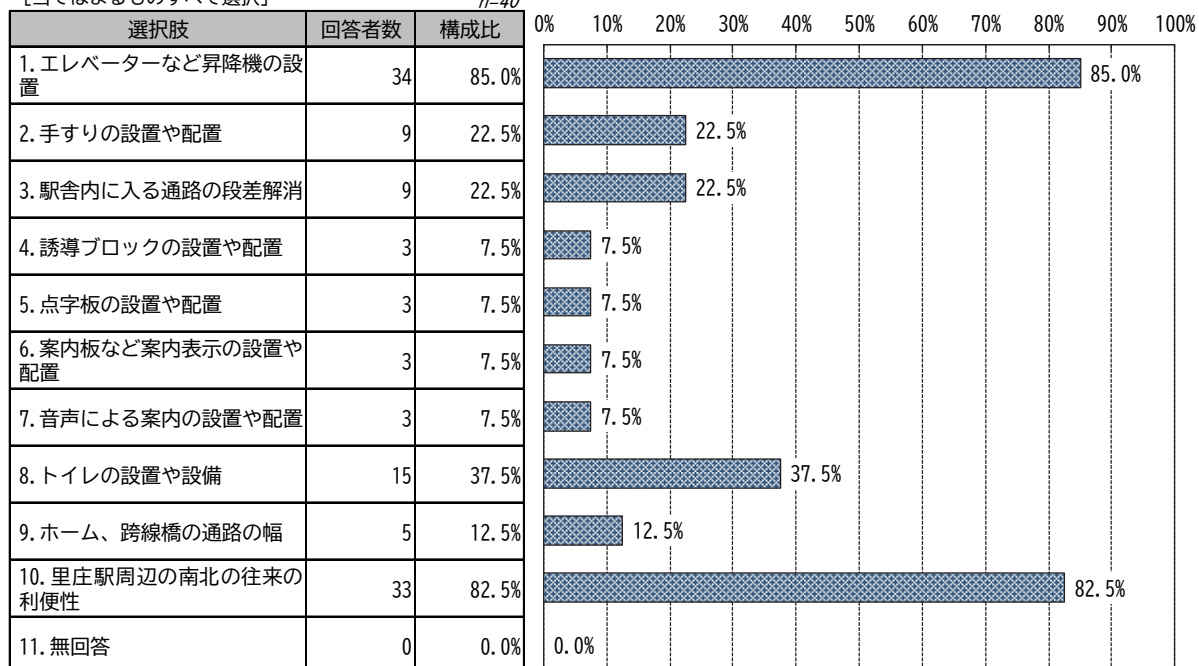
・「1. ある（81.6%）」が最も多く、次いで「2. ない（18.4%）」となっている。

設問6-①

里庄駅構内について、移動のしやすさ・安全性・利便性に支障があると感じている以下の項目がありますか。

〔当てはまるものすべて選択〕

n=40



《回答内容について》

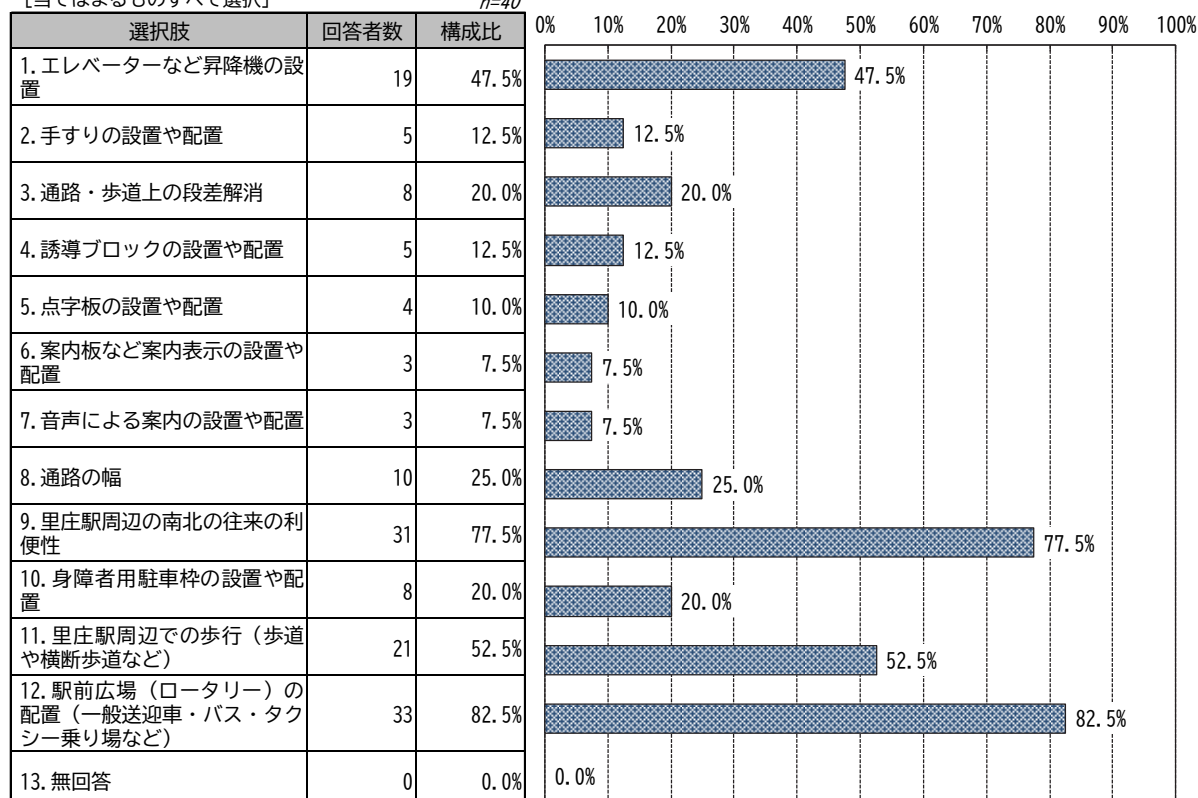
- ・「1. エレベーターなど昇降機の設置（85.0%）」が最も多く、次いで「10. 里庄駅周辺の南北の往来の利便性（82.5%）」、「8. トイレの設置や設備（37.5%）」となっている。

設問6-②

里庄駅周辺（駅前広場（ロータリー）、町営駐車場、駅周辺道路など）の移動のしやすさ・安全性・利便性に支障があると感じている以下の項目がありますか。

〔当てはまるものすべて選択〕

n=40



《回答内容について》

- ・「12. 駅前広場（ロータリー）の配置（一般送迎車・バス・タクシー乗り場など）（82.5%）」が最も多く、次いで「9. 里庄駅周辺の南北の往来の利便性（77.5%）」、「11. 里庄駅周辺での歩行（歩道や横断歩道など）（52.5%）」となっている。

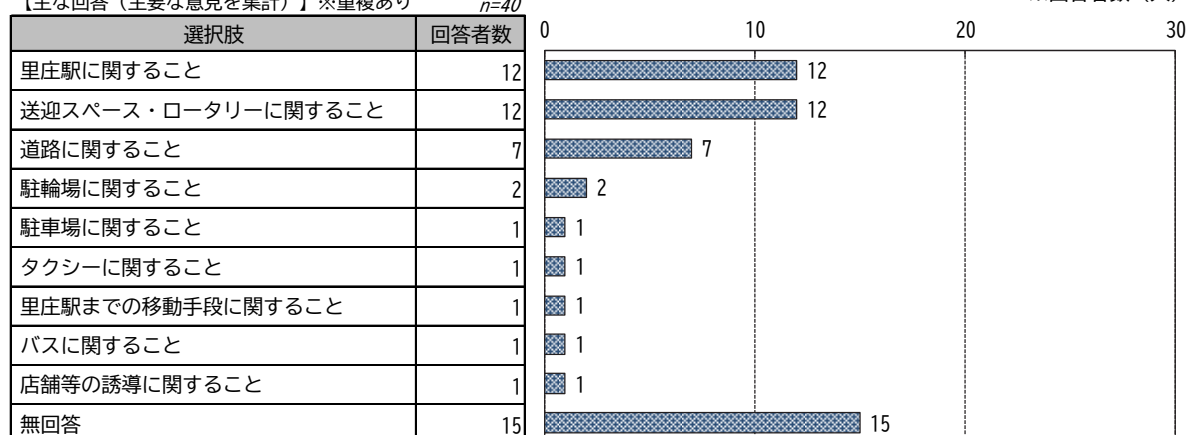
設問6-③

①、②について、さらに具体的な内容や、上記以外の項目や施設について、移動のしやすさ・安全性・利便性に支障があると感じていることがあれば、ご自由にご記入ください。

〔主な回答（主要な意見を集計）〕※重複あり

n=40

※回答者数（人）



《回答内容について》

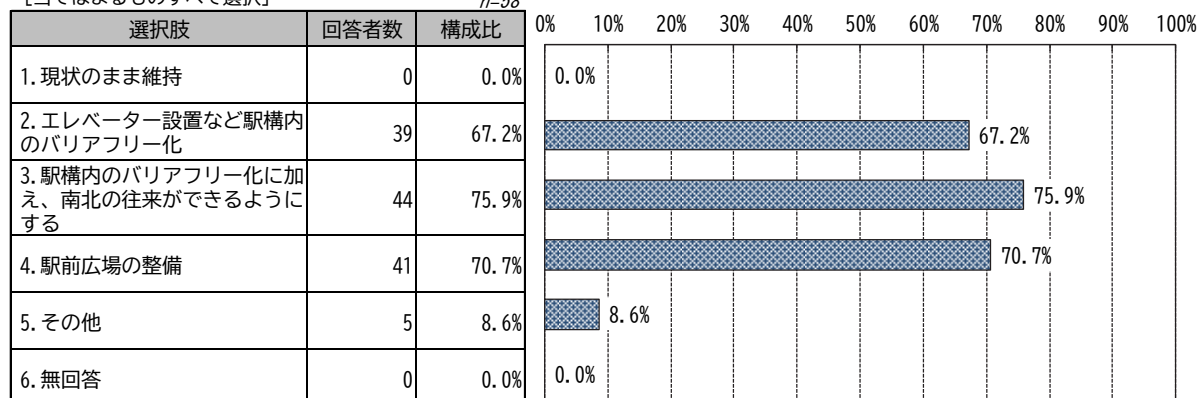
- ・自由記述の中では、「里庄駅に関すること（12人）」、「送迎スペース・ロータリーに関すること（12人）」が最も多く、次いで「道路に関すること（7人）」となっている。

設問7

里庄駅の将来的なあり方について、あなたが望ましいと思うものをお選びください。

〔当てはまるものすべて選択〕

n=58



《回答内容について》

- ・「3. 駅構内のバリアフリー化に加え、南北の往来ができるようにする（75.9%）」が最も多く、次いで「4. 駅前広場の整備（70.7%）」、「2. エレベーター設置など駅構内のバリアフリー化（67.2%）」となっている。

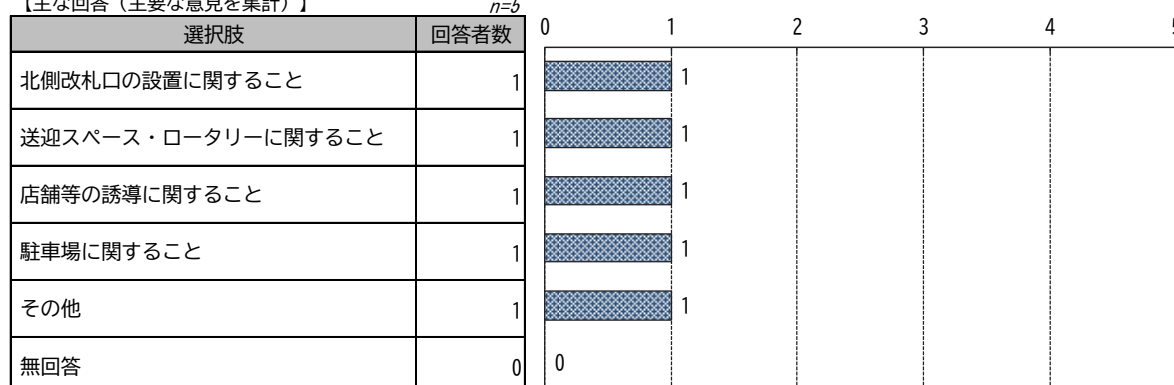
設問7（その他）

「5. その他」を選択した方は、具体的な内容をご記入ください。

〔主な回答（主要な意見を集計）〕

n=5

※回答者数（人）



《回答内容について》

- ・「5. その他」の回答は、「北側改札口の設置に関すること（1人）」、「送迎スペース・ロータリーに関すること（1人）」、「店舗等の誘導に関すること（1人）」、「駐車場に関すること（1人）」、「その他（1人）」となっている。

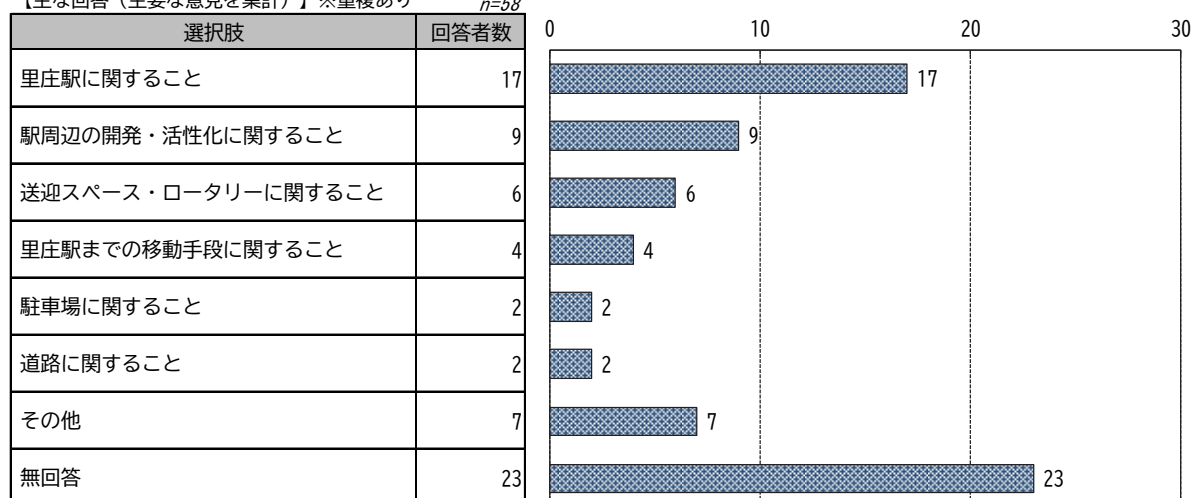
設問7（自由記入）

里庄駅の将来的なあり方について、ご意見がありましたらご記入ください。

【主な回答（主要な意見を集計）】※重複あり

n=58

※回答者数（人）



《回答内容について》

- ・自由記述の中では、「里庄駅に関すること（17人）」が最も多く、次いで「駅周辺の開発・活性化に関すること（9人）」、「送迎スペース・ロータリーに関すること（6人）」となっている。

5.用語集

あ行

■ アクセシビリティ

高齢者・障害者を含む誰もが、さまざまな製品や建物やサービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合いをいう。

■ 移動等円滑化基準

移動等円滑化（＝バリアフリー化）のために必要なものとしてバリアフリー法に基づき主務政省令で定められた基準。旅客施設、車両、道路、信号機、路外駐車場、都市公園、建築物等に関するものがある。

■ 移動等円滑化促進地区

バリアフリー法に基づく促進方針に定める地区。バリアフリー化を促進すべき地区として市町村が定めるもの。

■ 移動等円滑化の促進に関する基本方針

バリアフリー法第3条第1項の規定に基づき、主務大臣が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針。（令和2年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第1号）

か行

■ 心のバリアフリー

高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の施設の利用などを妨げないこと、必要に応じ高齢者、障害者等の移動及び施設の利用を手助けすることなどの支援により、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用に積極的に協力すること。

■ コミュニティバス

大型の路線バスとは異なり、駅から遠く、バス路線から外れている交通不便地域や道路が狭い地域に小型バスを走らせ、気軽に利用できるようにするもの。

■ 高齢者、障害者等

「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省 令和3年3月）」に基づき、高齢者、障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む全ての障害者）、妊産婦等（妊産婦、乳幼児連れ、ベビーカー利用者）、けが人等を対象とする。

さ行

■ 視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者を誘導するために床面や路面などに敷設される、線状、点状の突起をもったブロックのこと。

■ 施設設置管理者

公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等のこと。

■ 重点整備地区

バリアフリー法に基づく基本構想に定める地区。バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として市町村が定めるもの。

■ スパイラルアップ

計画→実施→評価→改善を行いながら理想に向かうプロセスを意味し、「継続的に改善すること」として用いられる。

■ 生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設のこと。

■ 生活関連経路

生活関連施設相互間の経路(道路や通路など)。

た行

■ デマンド型交通

路線バス・コミュニティバスとタクシーの中間的な位置にある交通機関で、利用者の事前予約に応じて運行する地域公共交通のこと。

■ 特定事業計画

バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業(バリアフリー化に関する事業)に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業がある。

な行

■ ノーマライゼーション

高齢者、障害者等を特別な人と見るのではなく、社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきで、共に生きる社会こそがノーマル(あたりまえ)だという考え方。

は行

■ パーク&ライド

自宅から最寄りの駅や停留所、目的地の手前まで自動車で行って駐車し、そこから公共交通機関を利用して目的地まで移動する方法。自動車を使う時間が減るため、環境にやさしく、渋滞も少なくなり、時間どおりに目的地まで行くことができる。

■ バリアフリー

高齢者、障害者等が生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的、情報面での障壁などすべての障壁を除去する考え方。

■ バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年施行)の略称。従来の交通バリアフリー法では大規模な鉄道駅などの旅客施設を中心として、周辺道路や信号機などのバリアフリー化を図ることが目的とされていたが、より面的かつ一体的・連続的なバリアフリー化を促進していくための枠組みとして、建築物のバリアフリーに関する法律であるハートビル法と交通バリアフリー法が一体化した法制度となったもの。平成30年、令和2年に改正が行われた。

■ ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。

■ 旅客施設

地域公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いなどに使用する鉄道駅、軌道停留場、バスターミナルなどのこと。

■ 路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車施設で、一般公共用の駐車施設のこと。

■ 路側帯

歩道のない道路で、歩行者の通行のためや車道の効用を保つための白の線によって区分された道路の端の帯状の部分。

里庄駅周辺地区バリアフリー基本構想

発行年月	令和7年3月
発 行	里庄町
編 集	里庄町まち整備課
	〒719-0398 岡山県浅口郡里庄町大字里見 1107-2
	TEL：0865-64-7216
	URL： https://www.town.satosho.okayama.jp/
